事 業 コード 90501101

【1枚目】

001020101

事 務 事 業	名 人権啓発事業	(人権啓発・人権	₤擁護委員・魚津	保護区保護司)		部名	等	民生部		政策の柱 該当	なし				会計一般会計			
予算書の事業	20. 人権啓発事	業				課名	等	市民課		政 策 名該当	なし				款 2. 総務費	t		
事 業 期 間 開始	年度 平成元年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名	等	市民係①)	施 策 名該当	該当なし 項 1. 総務管理費				理費			
実施方法	. 指定管理者代行	○ 2. アウトソ・	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏	名	竹内 嘉知	宏	区 分該当	なし				目 1. 一般管	理費		
			,			電話番	号	0765-23-10	003	基本事業名 該当	iなし							
											1							
◆事業概要(どのよう) 人権教育及び人権政発(亚成19年注律等 [。]	1.4.7-早) (+ 其本:	押令として 「属]及び地方公共団体が行 [・]	5 人	7 L 1 1	改登什 学校	地域 家庭	= 職域その他の均	美力が提	_	実績	Ħ		計画		
を通じて、国民が、その 関の中立性の確保を旨	D発達段階に応じ、人 として行わなければな を策定し、及び実施す	権尊重の理念に らない。」と定	対する理解を深め めるとともに、地)、これを体得す。 也方公共団体に対		様な機会の損り、国との連	供、	効果的手法の採 図りつつ、その	用、国民の自 地域の実情を	自主性の尊重及び をふまえ、人権教	実施機 育及び	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、	誰、何を対象にしてい	いるのか。※人や	P物、自然資源な	ど)				① 市民				人	46, 036	45, 56	45, 164			
対								対象。										
象								指②										
								標 3										
<平成21年度の主な				7 VIII 71 - 14 VII				① 街頭啓	8発物配布数	ı		組	300	30	300	300	30	
啓発事業としての往	f頭啓発、保護司会の	静務補助寺による	0 社会を明るくす	る連動の推進				活							ł			
サ * 平成22年度の変更	·点						=	動 ② 指										
啓発事業は、法務局		ハ運動」を取り糺	lt:					標 ③										
(この事務事業によ	って、対象をどのよ	うに変えるのか)						⊕ 人権の	D理念に対す	る理解度(意識調	間査実施							
人権尊重の理念に対	する理解を深める							成 結果)							_			
意図								果 ② 指										
								標				ŀ			İ	 		
								3										
そく施策の目指すすが	た>									身できていない場合	合、その取	(得方法	去を記入					
あ 該当する施策はない 結	١,							意識調査の実施	施									
果																		
◆この事務事業開始の							-	<u> </u>	(1)国・	• 県支出金	(千	千円)	120	12	100			
保護司を中心とした社会 平成20年度からは、人材				ァーな講師を呼ん [*]	での人権講演会は平成16	年度から平成	19年)	度まで実施。	源 (2)地力	方債	(千	千円)	0		0 0	0		
十成20千度がらは、八年	ε 施設女員の励力で国	以日元 石刧で天	JE 0						訳	り他(使用料・手数)		千円)	0		0 0	ū		
									(4)一州	段財源		f円)	248	24				
A PROLIT OF THE PARTY OF THE PA	faulte town to the atom rule of		Len ()	(2) -4 -4 (5)	of the Alberta	10)				決算)額((1)~(4)の合		F円)	368	36	347			
◆開始時期以後の事務 平成8年に人権擁護施							+ h ·	トマカに伴		業に携わる正規職		人)	1	00	1 1	1		
い、平成14年に人権教育					の八惟古元の推進に関す	るなまれ 削た	C10	- C101-1F		業の年間所要時間		持間)	200	20 84			20 84	
										・(②×人件費単価/- に係る総費用(A+		千円) 千円)	1, 209	1, 20			84	
										人件費単価		(円) (6時間)	4, 205	4, 20	-		4, 20	
◆市民や議会などからの	の要望・音貝(担当者	の利見でけたく	実際に 客せらと	た音見・質問か	どを記入)				1.2 • 7 7	九十貫年間			ハる内容又は把握			4, 203	4, 20	
議会からの要望もあり、					C C 46/V/					世握している	人権啓 人権請	を発事 美 黄演会 に	業は、各市町村で	取り組まれて 市での持ち回	いる。 り開催となった。			
									○ 指	世握していない								

部・課・係名等 コード1 02010100

政策体系上の位置付け コード2

000000

予算科目

1. 施策への直結度	E (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
	後(事務事業が肥果が自有すりかたに対りる直転及(対象・息因の省後及)とその理由説明) 該当する施策はない。
○直結度大	説
○直結度中	明
●直結度小	U. (7.88 to
	性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	より市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる め、市による	t る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 5実施が妥当
○ 民間でもサー	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施して	ごいるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
○ 既に目的を追	産成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成14年法律第147号) 保護司法(昭和25年法律第204号)第17条
3. 目的見直しの余	地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし説明	
【有効性の評価	
4. 成果向上の余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	地道な活動であるが、事業継続により現状維持を図る。
なし説明	
5. 連携することで	、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
なし説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。
【効率性の評価】	
2771 1 1 11 11 11 11	余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事采員の刑機の	人権啓発以外の予算は、魚津人権擁護委員協議会と魚津保護区保護司会事業補助金だけであり、人権擁護委員、保護司
なし説明	の活動を考えるとこれ以上の削減は厳しい。
7. 人件費の削減の	 分余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
なし説明	更生保護事業としての社会を明るくする運動は、保護司のボランティアにより行われている。 魚津保護区保護司会の事務補助を切り離すことも考えられなくはないが、今までの経緯・事業遂行を考えると難しい。 人権擁護事業は、人権擁護委員のボランティアにより行われている。
【公平性の評価】	
2	正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	広く市民を対象とした啓発事業
し・負担なし説	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負	担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	受益者負担を求める事業ではない。
● 平均 説明	
○低い	

[业	要性の評価】
10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	● 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	評	価結果	との総括	٢	今後	の方	句性
	(1)	郭/邢/6	土甲の丝	: tr	11		

(1)	11 mm/d NC 4 2 MP 1 H		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
	 効率性 	● 適切	○ コスト削減の余地あり
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

● 現状の	まま(又は計画	どおり)継続実施
終了	○ 廃止	○ 休止

年度

0	他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
人権教育や人権啓発については、法律により市が実施しているが、主に保護司・人権擁護委員の協力で事業実施 している。予算も国委託金で実施しており、現状維持と判断する。	二次評価の要否
	不要

事業コード

21403101

【1枚目】

001020101

事務事業名 市民相談事業 予算書の事業名 20. 市民相談事業					部 名 等	民生部	政策	ぎの柱 第2章	安心して傾	建やかにくらせる ま	まち	会計 一般会計 款 2. 総務費						
					課名等	市民課	政	策 名 第1節 確保	生命と財産	を守る安全・安心	いなくらしの							
事	業 期 間	開始年	E.度	昭和46年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	市民係①			常生活の安全確保 項 1. 総務管理費					
実	延施 方法	O 1	. 指定	管理者代行 〇	2. アウトソー	-シング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	竹内 嘉	左 区	分 市民相談				1. 一般管理	里費	
									電話番号	0765-23-10	D03 基本	事業名 市民相談	に関する情	背報提供の推進				
A =	- **- for our / :	100 1 2 3	± ₩.1.	\										47.6	÷		키포:	
	¥業概要(る そが、日常生				生活トラブルに	に遭遇した場合、	解決方法につい	て情報提供したり、助言	したりする。					実績	頁		計画	
													位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務 市民	5事業は、言	推、何?	を対象にしてい	るのか。※人や	物、自然資源な	ど)			① 市民			人	46, 636	45, 562	45, 164		
対象										対 象 指 ②							······································	
										標 3								
	市民相談、		目談につ	ついては担当者			報提供、各課等へ 1 回相談に応じる	への連絡、助言を行う。		① 市民生活	⊑活相談者数		٨	128	124	150	150	15
手	*平成22年				班段女只5.然件	.,,,,,,,,,	「 <u> </u>	٥٠		動 ② 消費生	三活相談者数		人	47	122	130	130	13
	なし	, , , , , ,								標 ③								
				対象をどのよう! を行うことによ		ルを解決し、解	決方法の情報提供	共ができる 。		① 市民村	目談解決件数又は照	景会件数	%	91. 40	95. 16	96. 00	96. 00	96. 0
意図									ı	甲.	Ξ活相談解決件数Σ	スは照会件数	%	95. 74	98. 00	98. 00	98. 00	98. 0
マ	<施策の目	指すすが7	た>							Ű	現段階で取得でき	ていない場合、そ	その取得方	法を記入				
の結果	市民一人ひ	とりが気	怪に相詞	談が受けられる	体制が整い、市	民が暮らしを安	心して送れる。											
♦ 3	の事務事業	業開始のき	っかけ	(何年〈頃〉から	どのようなきっ	っかけで始まった	:カゝ)				(1)国・県支	出金	(千円)	0	2, 012	1, 481		
				からの事務であ ら実施、平成19							源 (2)地方債		(千円)	0	0	0	0	
71K 4	174111111111111111111111111111111111111	G. 1760	一汉 /3	30000	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 						電尺	[用料・手数料等]		0	0	-	0	
											(4)一般財源		(千円) (千円)	80 80	72	79	0	
▲ BI	日本は出い!	公の事数事	坐 t. 币	n 半ノ母培の亦	ひし	目されて理控亦ル	/ (注畫工 相劃)	緩和、社会情勢の変化な	. U)			頁((1)~(4)の合計) わる正規職員数		80	2, 084	1, 560	1	
				費者行政相談の			1 (14以上、死制)	1947日、江云旧労の及化な)		②事務事業の年		(時間)	700	600	600	600	60
国は	は消費生活用	問題に対応	するた	め特定商取引法	、割賦販売法を	⋭改正。						人件費単価/千円)	1 11 47	2, 944	2, 523	2, 523	2, 523	2, 52
さら	5に平成20年	年3月に法	テラス	ルを策定し、連 魚津が設立され	、連携の強化る	を図っている。					事務事業に係る		(千円)	3, 024	4, 607	4, 083	2, 523	2, 52
平成	は21年度から	ら消費生活	相談員	を1名配置し、	消費生活活性化	比基金事業(H21	l~H23) を取り	組む。			(参考) 人件費	単価	(円億時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20
♦ #	5民や議会 た	などからの	要望・	意見(担当者の	私見ではなく、	実際に寄せられ	た意見・質問な	どを記入)			◆県内他市の領		(把握して	いる内容又は把握	遣していない理由	1の記入欄)		
相談	炎件数の増加	加が市民要	望の強	さが現れている	0 0						● 把握し		市民相談、	消費生活相談につ	いては、各市担	1当部署が様々であ	るが実施してい	いる。
											○ 把握し	ていない						

部・課・係名等 コード1

02010100

政策体系上の位置付け

コード2

214031

予算科目

【日日】及コロッカ	
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	生活トラブル、消費者トラブルに巻き込まれた市民に、情報提供や関係機関を紹介することにより、早期解決に導 は、ことができ、施策が目指す姿そのものである。
	脱くことができ、施策が目指す姿そのものである。 明
○直結度小	
2. 市の関与の妥当性	(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより	市による実施が義務付けられている
○ 法令などによるめ、市による実	義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 施が妥当
○ 民間でもサービ	ス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	るが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
	しているので、市の関与を廃止が妥当
_	当費者相談については、消費者基本法(昭和43年法律第78号)第24条、消費者安全法(平成21年法律第50号)第4条
根拠法令等を記入	
	(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
なし 説明	見状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
【有効性の評価】	
4. 成果向上の余地(反	以果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
地	b道な啓発活動であるが、出前講座を継続して実施していく。
なし説明	
- >4.00	
	合より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 直携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。
なし説明	E伤することで、マより刈木が向よる可能はかのる他の学来はない。
91	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の余均	也(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
H	H19から無料法律相談についてはとりやめて職員の市民相談で対応。事業費は487千円→67千円に削減
なし 説 明	
7. 人件費の削減の余	地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	目談者数により業務時間の変動はあるが、相談は年々多様化してきており、特に消費生活相談においては専門的知識が
	えめられてきており、人件費の削減は厳しい。
なし	
【公平性の評価】	
	との余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)
40	^{との宗地 (過去の見直しや任会経済状況等から)} ⊗合計画の施策を目指すすがたでは、市民一人ひとりが気軽に相談が受けられる体制を整えるとなっており、負担金は
し・負担なし 説	5日前回の地東を日指すすがたでは、川民一人びとりがXI軽に相談が受けられる体制を強えるとなりにあり、真担重はよじまない。
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の	り水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
	を発送者負担を求める事業ではない。
量当当	
明明	
低い	

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	● 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)

7 公十1主)M 9/J	○ 支量有貝担の適」	ルツホ地めり	
今後の事務事業の	方向性			-
● 現状のまま	(又は計画どま	3り) 継続実施	年	度
○ 終了	○ 廃止	〇 休止		
○ 他の事務事	業と統合又は連	連携 一	•	

\circ	日的見但し
\circ	事務事業のやり方改姜

7改革	古·改善案 ((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		平成21年度から消費生活相談員を配置し、問題解決や啓発活動を強化しており、平成23 年度まで継続予定。	コストの方向性
	次年度	年度まで粧枕ア足。	
	(平成23		A# 1+
実施	年度)		維持
施 子			
È		消費生活相談員の配置は、平成21年度から3年間を目途とする。	成果の方向性
寺 朗		担当職員は資質向上を目指す。	
91	中·長期的 (3~5		
	年間)		維持
	1 1-47		

★課長総括評価(一次評価)	
多様化する生活トラブルや消費者トラブルの相談事業は、市民に身近な市が行うことは、市民にとって安心感が	
あり、必要な事業である。	二次評価の要否
│ また、相談内容が複雑、難度が高いものについては、法テラス、県消費生活センター、県弁護士会、県司法書士 │	
会等と連携して相談事業にあたっているため、相談担当職員は、基本的な知識及び研修が必要。	ı
	不要
	个女

事業コード 90501102

【1枚目】

001020109

コード3

予算科目

'											
事務事業名自衛官募集事務	部 名 等 民生部	政策の柱該当なし	政策の柱談当なし								
予算書の事業名 1. 自衛官募集事務費	課 名 等 市民課	政 策 名 該当なし	牧 策 名 該当なし				款 2. 総務費				
事業期間 開始年度 平成9年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等 市民係①	施 策 名 該当なし				項 1. 総務管理費					
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 竹内 嘉兒	区 分 該当なし	当なし 目 9. 自衛官募集事務費								
	電話番号 0765-23-10	03 基本事業名 該当なし									
◆事業概要(どのような事業か)				実	績		計画				
自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づく法定受託事務			単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 自衛官希望者、魚津市自衛隊父兄会会員		希望(任官)者	Д	1		2	2				
<u>対</u> 象	1日	父兄会会員数	人	47	2	3 23	23	4			
	標										
< 平成21年度の主な活動内容> 自衛官募集案内の広報掲載と父兄会事務補助	① 自衛官 活	等募集広報数		5		1 4	4				
事 段 *平成22年度の変更点 なし	⇒ 動 ② 標 ③										
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 自衛隊入隊希望者に広報を通じた迅速な情報提供と父兄に対しての入隊後の状況理解度促進 意図	① 要請に 成果 ② 標 ③	対する広報数	%	100.00	100.0	100.00	100.00	100. (
そ 施策の目指すすがた> 該当する施策はない 結果	↑成果指標が更	見段階で取得できていない場合、そ	その取得方	法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 父兄会が昭和34年に結成されており、法施行時から開始されたと推定される。		財 (1)国・県支出金	(千円)	9		32					
へん 女 が、中口 口 いって で かい く おり く 、 かん 心 に 1 い で がった こ 1 世 だ こ で か で こ 1 世 だ こ で か で 。		(2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0		0 0					
		(4)一般財源	(千円)	20	2:						
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	29							
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1		1	1				
平成11年に機関委任事務から法定受託事務へと変更となった。		②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	9	90	90	!			
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)		421	37			3			
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	450				3.			
▲十口の強人がおとの事情、発見(担いせの利見ではあり、内臓に中心とはと発見、原明がおきづき)		(参考) 人件費単価	(円億時間)				4, 205	4, 20			
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特にない		◆県内他市の実施状況 ● 把握している ○ 把握していない 		<mark>いる内容又は把</mark> 孫であり全市町							
		○ 1□1座していない。									

02010100

政策体系上の位置付け

コード2

000000

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明	1)									
○ 直結度大 該当施策はない。										
○ 直結度中 <mark>説</mark> 明										
● 直結度小										
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)										
● 法令などにより市による実施が義務付けられている										
法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実	施が不可能 (マけ困難) かた									
め、市による実施が妥当	め、市による実施が妥当									
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当										
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当										
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当										
自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項										
根拠法令等を記入 自衛隊法施行令(昭和29年政令第197号)第114条から第120条の規定による法定受託事務	i									
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)										
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。										
3X										
なし <mark>説</mark>										
【有効性の評価】										
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)										
成果向上の余地なし。										
なし <mark>説</mark>										
91										
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)										
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。										
は なし 記 記										
l										
【効率性の評価】										
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)										
わずかな予算で行っている。										
なし 説										
明										
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)										
業務時間は、わずかである。										
説										
なし <mark>明</mark>										
【公平性の評価】										
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)										
特定受益者な 広く市民に情報提供している。										
付た文価目な										
明										
適正化の余地なし										
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)										
京丛 ** 在 ID 本 - A - L - T ** - M - C L - L - L - L - L - L - L - L - L - L										
() rej ()										
● 平均説明										
○ 低い										

【必要性の評価】							
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)							
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い							
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い							
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている							
○ 一部の市民などに、ニーズがある							
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある							
○ 目的はある程度達成されている							
● 上記のいずれにも該当しない							
11. 事務事業実施の緊急性							
○ 緊急性が非常に高い							
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす							
○ 市民などのニーズが急速に高まっている							
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい							
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない							
★ 評価結果の総括と今後の方向性							
(1) 評価結果の総括							
① 目的妥当性							
② 有効性							
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり							
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり							
(2) 今後の事務事業の方向性							
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度							
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止							
○ 他の事務事業と統合又は連携							
○ 目的見直し							
○ 事務事業のやり方改善							
★改革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性						

★改革	革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		事業継続	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		事業継続	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法定受託事務であり、継続	二次評価の要否
	不要

【1枚目】

			_							-			
事 業 コード 53101204		部·課·係名	等 コー	- F 1 020	10100	政策体系上			1-ド2	531012	予算科目	コード3	001020301
事務事業名 住民基本台帳記録事	務	部名	等	民生部		政策の柱第一	5章 《i 緒に考え	経営戦略 、行動す	プログラム》" るまちづくり"	市民と行政が	会計 一般会計		
予 算 書 の 事 業 名 2. 戸籍住民登録事務	費	課名等	等	市民課		政 策 名 第3節 行財政新システムの確立 款 2. 総務費							
事業期間 開始年度 昭和42年 総	終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等	等	市民係①	施 策 名 1. 計画的で効率的な行財政経営の推進 項 3. 戸籍(項 3. 戸籍住	3. 戸籍住民登録費		
実施方法 () 1. 指定管理者代行 () 2.	アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏	名	草島 佑典	ŧ	区 分行	行政経営 目 1. 戸籍住民登録費				民登録費		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	電話番号	号	0765-23-100	03	基本事業名 行	政サービ	スを提供	するシステムの	構築			
		L			J 1	l l				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
◆事業概要 (どのような事業か)	住民記録受付、審査、記載、通知、証明書発行による住民記録関連	事 政							実	績		計画	I
・住氏基本百帳法(昭和42年法律第61号)に基 J (性氏記録受刊、番宜、記載、週知、証明書先行による性氏記録関連:	争伤。						単位	00左座	01/5	00/5 #5	on treate	o s tre pte
								127.	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているの)	か。※人や物、自然資源など)		П										
市民				① 市民				시	46, 036	45, 562	45, 164		
対象				象 指 ②									
*				標									
				3									
<平成21年度の主な活動内容>				① 住民曹	住 民 証 服 名		L)	件	20, 233	19, 064	20, 000	20, 000	20.00
住民記録等の窓口事務、記録事務、郵送事務			i	活	、	ייא איידונום	7		20, 200	13,004	20,000	20,000	20,00
ま **平成22年度の変更点			-	動 ② 戸籍附	票発行件数	(有料)		件	913	881	900	900	90
なし			1	標									
				③ 閲覧件	数(有料)			件	206	350	200	200	20
(この事務事業によって、対象をどのように変				① システ	ム稼動率			%	100.00	100.00	100, 00	100, 00	100.0
止催・迅速な事務処理、窓口交付時間の短縮等の	の行政事務の効率化により住民サービスの向上を図る。			成									
意 図				果 指 ②									
			1	標									
				3									
そ	ビフナ担州ナフニレギスキフ			↑成果指標が現	見段階で取得で	できていないな	易合、その	の取得方法	去を記入				
の 効率的な行財政運営により、質の高い行政サー 	こ人を提供することができる。												
果										T			T
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどの 住民祭録制度は、昭和26年以来、民住関係の公証を	<mark>)ようなきっかけで始まったか)</mark> :はじめ、住民に関する各種行政事務処理を行うための基礎として大:	きた役割を里	1t-1 T	きたが 住民	財	県支出金		(千円) (千円)	0	0	0	0	
票の謄抄本の発行による居住関係の公証という面に	重点がおかれ、市町村の各種事務処理との関係が明らかでなかった。	そのため、	「市町	村における住	源 (2)地方内 (3)その(_恒 他(使用料・手	数料等)	(千円)	1, 799	Ů	1, 500	1, 500	1. 50
	3録する各種台帳を一元化し、もって住民の利便を増進するとともに、 3目的として、昭和42年7月25日、法律第81号をもって住民基本台帳:			処するため、	訳 (4)一般		9011117	(千円)	0	0	0	0	1,00
					A. 予算(決	算)額((1)~(4)の	0合計)	(千円)	1, 799	1, 500	1, 500	1, 500	1, 50
	、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)			0 1 00 1 7/1	に携わる正規		(人)	10			10	-
平成20年5月に改正住基法が施行され、請求時の本	人催認・父何要件の					の年間所要時		(時間)	4, 340	,	4, 340	4, 340	4, 34
						(②×人件費単位 係る総費用((千円)	18, 250 20, 049	18, 250 19, 750	18, 250 19, 750	18, 250 19, 750	18, 25 19, 75
					(参考)人		11 + 10)	(円億時間)	4, 205		4, 205	4, 205	,
	ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他市	市の実施状況				握していない理由			
証明書発行の利便性					● 把:	握している		台事務でる	あるが行政サー	ビスの根幹となる	る事務で全自治体で	で実施	
							→						
					〇 把:	握していない							

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)									
● 直結度大 公的証明の正確性の確保及び迅速化により、サービスの向上につながる。									
〇 直結度中 <mark>明</mark>									
○ 直結度小									
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)									
● 法令などにより市による実施が義務付けられている									
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当									
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当									
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当									
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当									
根拠法令等を記入 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)									
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)									
現状の意図と対象は適切であり、見直しの余地はない。									
なし 説 明									
【有効性の評価】									
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)									
土・日の交付									
あり <mark>説</mark>									
en e									
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)									
住民基本台帳ネットワーク事業、戸籍登録事務、印鑑登録事務とは連携している。									
なし 説 記									
in the second se									
【効率性の評価】									
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)									
自動交付機の設置を検討したが、利便性はあると考えられるものの人件費の削減等にはつながらないと思われる。 費用対効果からみて導入する時期ではないと考えられる。									
説 平成23年度から外国人住民との統合のためのシステム改修が必要となり、事業費は大幅に増える。									
H H H H H H H H H H H H H H H H H H H									
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)									
交付時間短縮、他業務との連携をを考えると人員削減は難しい。									
なし 🗓									
【公平性の評価】									
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)									
特定受益者あ 交付手数料は、県内他市と同一であり、独自の見直しは難しい。									
り・負担あり。説									
適正化の余地なし									
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)									
○ 高い 県内他市と同一									
. The state of th									
● 平均 <mark>明</mark>									
○低い									

【必要性の評価】

10.	社会的ニース	ズ (この事務事業にど	れくらいのニーズがある	ý [,])								
	○ 全国的又	【は広域的な課題であ	0、ニーズが非常に高い									
	○ 市固有の)課題であり、なおか~	つ市民などのニーズが非常	常に高い								
	○ 比較的多	くの市民などがニース	ズを感じている									
	● 一部の市	ī民などに、ニーズがる	ある									
	○ 一部の市	f民などに、ニーズがる	あるが、それが減少しつつ	つある								
	○ 目的はあ	る程度達成されている	3									
	○ 上記のレ	ずれにも該当しない										
11.	事務事業実施	笹の緊急性										
	○ 緊急性が	3非常に高い										
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす											
	○ 市民なと	のニーズが急速に高	まっている									
	● 緊急性に	低いが、実施しなけれ	れば市民生活に影響が大き	£ [\								
	○ 緊急性が	ばく、実施しなくて	ら市民サービスは低下した	211								
*	評価結果の終	総括と今後の方向性										
(1	評価結果	の総括			_							
	 目的妥当 	当性 ● 適切	○ 目的廃止又は再設	定の余地あり								
	② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あ	b								
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地	あり								
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化	上の余地あり								
(2	今後の事	務事業の方向性			-							
	○ 現状	のまま(又は計画どお	おり) 継続実施	年	度							
	終了	○ 廃止	〇 休止									
	○ 他の	事務事業と統合又は通	直携									
	○ 目的	見直し										
	● 事務	事業のやり方改善										
★改	革·改善案(些・改善を、どういう手 段	さで行うか)		コストと成果の方向性						
		事業継続				コストの方向性						
	次年度											
	(平成23					維持						
実施	年度)	不任 7·1										
子												
定時		事業継続	成果の方向性									
期	中·長期的											
	(3~5					向上						
	年間)											

★課長総括評価(一次評価)

この事業は、基本的な自治事務であるため継続しなければならない。また、より一層のサービス向上に努める。 二次評価の要否

不要

事 業 コード 53101204

【1枚目】

001020301

予算書の事業名 2. 戸籍住民登録事務費 課名等 市民課	政 策 名第3節 行		するまちづくり"				
	25 20 6 20 - 20 13	財政新シ	システムの確立		款 2. 総務費		-
事業期間 開始年度 昭和37年 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業 係名等 市民係①	施 策 名 1. 計画的	で効率的	内な行財政経営の打		項 3. 戸籍住	民登録費	
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営 記入者氏名 倉元 朋 線	太 区 分 行政経営				1. 戸籍住	民登録費	
電話番号 0765-23-10	03 基本事業名 行政サービ	スを提供	共するシステムの 棒	構築	<u> </u>		
◆事業概要(どのような事業か) ・魚津市印鑑条例(平成3年条例19号)に基づく、印鑑登録受付、審査、登録、証明書発行事務。			実終	責		計画	
		位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市民、印鑑登録者 ① 市民		人	46, 036	45, 562	45, 164		
★	録件数	件	27, 789	27, 745	27, 750	27, 750	27, 75
3							
< 平成21年度の主な活動内容> 印鑑登録受付、審査、登録、証明書発行 活	録数	件	1, 439	1, 298	1, 300	1, 300	1, 30
手 段 **平成22年度の変更点 指標	録抹消数	件	1, 351	1, 342	1, 350	1, 350	1, 35
	明発行数(有料)	件	15, 667	14, 283	14, 300	14, 300	14, 30
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 正確・迅速な事務処理、窓口交付時間の短縮等の行政事務の効率化により住民サービスの向上を図る。 意図 ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	厶稼動率	%	100.00	100. 00	100.00	100. 00	100.0
	見段階で取得できていない場合 <i>、その</i>	の取得方	法を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 昭和37年自治事務として条例施行、昭和49年2月1日自治省通知「印鑑の登録及び証明に関する事務について」に基づき行っている。	財	(千円)	0	0		0	
141444/11 〒1717 〒 17 〒 17 〒 17 〒 17 〒 17 〒 17	10/4 ()	(千円) (千円)	0 433	200	_	0 400	
	3P	(千円)	0	0		0	
	A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	433	200	400	400	40
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	10	10	10	10	
平成3年から印鑑カード化し、事務処理の効率化を図った。平成19年から新システムへ移行した。	②事務事業の年間所要時間	(時間)	1, 900	1, 900		1, 900	1, 90
		(千円)	7, 990	7, 990		7, 990	7, 99
		(千円)	8, 423	8, 190		8, 390	8, 39
▲十口の強人とじょとの事情。 英日(初東本の幻日ではと)、皮膚に中ルとしょ 英日・原明とじょづけ)	12 17 7 117 21 1 1	(円億時間)		4, 205		4, 205	4, 20
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)なし			<mark>: いる内容又は把握</mark> : して全自治体で実		田の記人欄)		

部・課・係名等 コード1 02010100

政策体系上の位置付け コード2

531012

予算科目

二次評価の要否

不要

【目的妥当性の評価】

	務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 區/四/文/へ	公的証明の正確性の確保及び迅速化により、サービスの向上につながる。
○ 直結度中 説 明	
○直結度小	
2. 市の関与の妥当性(民	間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義め、市による実施	務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なたが妥当
○ 民間でもサービス	提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施している	が、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成し	ているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	市印鑑条例(平成3年条例19号)
3. 目的見直しの余地(現	見状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状	の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。
なし説明	
T-t-t-lul = T-t-	
【有効性の評価】	1.5.4.1.26.4.0.12.5.4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.
	是の向上が今後どの程度見込めるか説明) - 基本分解カードトの一体化を検討したが、夢田対効甲面で成果は見込めない
1生氏	基本台帳カードとの一体化を検討したが、費用対効果面で成果は見込めない。
なし 説 明	
- >+1//- >	
	り効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 基本台帳記録事務と連携している。
なし 説明	一般の大学的に注答している。
【効率性の評価】	
	(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	文付機の設置を検討したが、利便性はあると考えられるものの人件費の削減等にはつながらないと思われる。
	対効果からみで導入する時期ではないと考えられる。
	(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
交付	時間短縮、他業務との連携をを考えると人員削減は難しい。
なし 説 明	
【公平性の評価】	
	会地(過去の見直しや社会経済状況等から)
	手数料は、県内他市と同額
り・負担あり説	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水	(準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○高い交付	手数料は、県内他市と同額
● 平均 説	
の低い	
O IEV.	

【必要性の評価】

1.0	11 11 11	· / - の本が十分。	1. () 1. D 1		
			れくらいのニーズがあるか)		
)、ニーズが非常に高い		
	○ 市固有の)課題であり、なおかつ	o市民などのニーズが非常に高	ν·	
	比較的多	ろくの市民などがニース	ぐを感じている		
	一部の計	5民などに、ニーズがま	5る		
	○ 一部の市	5民などに、ニーズがま	っるが、それが減少しつつある		
	目的はあ	っる程度達成されている	5		
	○ 上記のい	>ずれにも該当しない			
11.	事務事業実施	施の緊急性			
	○ 緊急性が	ぶ非常に高い			
	○ 緊急に角	昇決しなければ重大な過	過失をもたらす		
	○ 市民など	ごのニーズが急速に高ま	ミっている		
	● 緊急性に	は低いが、実施しなけれ	ルば市民生活に影響が大きい		
	緊急性が	ぶ低く、実施しなくて*	市民サービスは低下しない		
*	評価結果の	総括と今後の方向性			
(1)	評価結果	の総括			
	 目的妥 	当性 ● 適切	目的廃止又は再設定の余	地あり	
	② 有効性				
	③ 効率性				
	④ 次下性④ 公平性	● 適切 ● 適切	○ コスト削減の余地あり○ 受益者負担の適正化の余	地あり	
(9)		務事業の方向性	〇 久重日外口の過車日のが		
(2)		のまま(又は計画どま	(n) 継続宝施	年度	
	○ 終了		〇 休止	1 &	
		事務事業と統合又は連			
	○目的				
	_	事業のやり方改善			
	0 +1/	77/1/7/1/4/1			
→卍	苗,改善安	いつ どのようか改革	・改善を、どういう手段で行	うか)	コストと成果の方向性
A UX.		事業継続	・・以音を、とういう手段(日) IJ*)	コストの方向性
		7 715412-120			コストの方向圧
	次年度 (平成23				
実	年度)				維持
施	1/2/				
予定		事業継続			48.5440
時		尹未經机			成果の方向性
期	中·長期的				
	(3~5 年間)				維持
	T-101)				
	長総括評価				
事:	業自体は必	要小可欠な事務である。	、より一層のサービス向上に努	ිහිරිං	

事業コード

53101204

【1枚目】

001020301

予算科目

コード3

4	事 務 事 業 名	犯歴事務					部名等	ř	民生部		政策の柱場の早一緒に	考え、行動で	ゟノロクラム》 「 するまちづくり"	市氏と行政が	会計一般会計		
-	予算書の事業名	2. 戸籍住民登録	事務費				課名等	È	市民課		政 策 名第3節				款 2. 総務費		
7	事 業 期 間 開始年度	昭和37年	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	F	市民係①		施 策 名 1. 計	画的で効率的	的な行財政経営の	推進	項 3. 戸籍住員	- 民登録費	
6	実施方法 〇 1. 指定	E管理者代行 (2. アウトソー	-シング 〇 3.	負担金・補助金	金 ● 4. 市直営	記入者氏名	3	竹内 嘉宏		区 分行政経	営			1. 戸籍住	 民登録費	
		l.				"	電話番号	1.	0765-23-100	3	基本事業名行政サ	ービスを提信	共するシステムの	構築			
	事業概要(どのような事業法												実績	績		計画	
	犯罪人名簿の備え付け、証明 選挙人名簿調整事務に資する		る「犯罪人名簿] への前科の登	録、証明書発行	事務						単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務事業は、誰、何 ・犯罪人名簿に基づく身分 事由としている場合に、そ	証明照会者〔裁判	判所、検察庁、	警察等司法関係「		が一定の前科のあること	を資格制限の	ż	① 本籍人[_		٦.	54, 352	53, 882			
対象	・本籍人口	の負俗調査のため	000日該王務111	以日川)				→ \$	象 {application	查照会者		件	997	747	750	750	750
									3								
	< 平成21年度の主な活動内 前科の登録、犯罪人名簿に		書の発行					ñ	① 身分調 3 舌	查回答		件	997	747	750	750	750
手段	*平成22年度の変更点							→ #		学法通知		件	17	18	15	15	1!
	なし								3								
	(この事務事業によって、 正確・迅速な事務処理によ			サービスの向上を	を図る。				① システム 成	ム稼動率		%	100.00	100. 00	100.00	100. 00	100.0
意図	5							Ŧ	果 省 票								
								Щ	3								
その結果	と (本施策の目指すすがた) 効率的な行財政運営により	、質の高い行政や	サービスを提供	することができる	3.			1	成果指標が現	段階で取得	できていない場合、	その取得方	一法を記入				
*	↓ この事務事業開始のきっかり	ナ (何年〈頃〉から	どのようなきっ	かけで始まった	か)					n (1)国・	県支出金	(千円)	0	0	0	0	
	、正6年内務省訓令により、7 €づいて犯罪人名簿を整備する				市区町村長は、	裁判所検事局、軍法会調	義又は他の市区I	町村長が	からの通知に	源 (2)地方		(千円)	0	0	v	0	(
	3和37年に公職選挙法第11条第				はその回復を知	1ったときは、当該市区町	T村への通知が	義務付け	けられた。	FK	他(使用料・手数料		10	10		10	1
										(4)一般		(千円)	0	0	-	0	4
_	開始時期以後の事務事業を	fon 光ノ環接の亦	ルレ	またて 四倍亦ル	(沈恭正 担制	終和 社会体熱の亦ルナ	a 1/2 \				中算)額((1)~(4)の合計 に携わる正規職員		10	10		10	1
	開始時期以後の事務事業で になし	以り合く原境の及	166、71次了沿	30410保児及10	(伝以正、別型	板仰、任云旧劣の及化/。	16)				その年間所要時間	(時間)	480	480	_	500	50
											(②×人件費単価/千F		2, 018	2, 018		2, 103	2, 10
										事務事業に	-係る総費用(A+B) (千円)	2, 028	2, 028	2, 113	2, 113	2, 11
										(参考) 人	、件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20
	市民や議会などからの要望	・意見 (担当者の	私見ではなく、	実際に寄せられ	た意見・質問な	どを記入)				◆県内他市	市の実施状況		いる内容又は把握		1の記入欄)		
な	ī									● 把	撮している	目治事務と	: して全自治体で写				
1										○押	握していたい						

部・課・係名等 コード 1

02010100

政策体系上の位置付け

コード2

531012

1. 施策への直結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大	公的証明の正確性の確保及び迅速化により、サービスの向上につながる。
○ 直結度中	説 明
● 直結度小	91
2. 市の関与の妥当性	生(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などによ	り市による実施が義務付けられている
○ 法令などによ○ め、市による	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_	が 300、 関子の 200 (大) 「 大) 「
○ 风に日的を建	内務省訓令第1号(大正6年4月)
根拠法令等を記入	公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第3項
3. 目的見直しの余均	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。
なし 説 明	
1971	
「おおはの部位	
【有効性の評価	
4. 成果回上の余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 正確で迅速な対応を心がける。
	正確で迅速な対応を心がいる。
なし 説 明	
1973	
- >4(0)	
5. 連携することで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	戸籍登録事務と連携している。
なし説	
明	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の急	余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	戸籍登録事務と連携しており、システムリース更新時における入札の厳格化
あり説	
明	
7. 人件費の削減の	余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	必要不可欠な事務であり、人員削減は難しい。
なし説	
明	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適立	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	公用として裁判所、検察庁、警察等司法関係官庁、各種法令が一定の前科のあることを資格制限の事由としている場合 に、その資格調査のための当該主務行政官庁に交付
し・負担なし説	こ、(の見行時見のための自然工物11以日月12天刊
適正化の余地なし	
	旦の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	県内 公用として対応している。
●平均説	
明	
低い	

【必要性の評価】

1,0,		14						
10.	社会的ニース	ズ (この事務事業にど	れくらいのニーズがあるか)					
	○ 全国的区	は広域的な課題であり	0、ニーズが非常に高い					
	○ 市固有の	課題であり、なおかつ	つ市民などのニーズが非常に	高い				
	○ 比較的多	くの市民などがニース	ズを感じている					
	● 一部の市	ī民などに、ニーズが お	ある					
	○ 一部の市	i民などに、ニーズがお	あるが、それが減少しつつあ	る				
	○ 目的はあ	る程度達成されている	5					
	○ 上記のいずれにも該当しない							
11.	事務事業実施	色の緊急性						
	○ 緊急性が	3非常に高い						
	○ 緊急に解	は決しなければ重大なi は	過失をもたらす					
	○ 市民なと	のニーズが急速に高る	まっている					
	● 緊急性に	は低いが、実施しなけれ	nば市民生活に影響が大きい					
	○ 緊急性が	ばく、実施しなくても	も市民サービスは低下しない					
*	評価結果の約	総括と今後の方向性						
(1)	評価結果	の総括						
	 目的妥当 	当性 ● 適切	目的廃止又は再設定の	余地あり				
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり					
	③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり					
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の	余地あり				
(2)	今後の事	務事業の方向性						
	○ 現状	のまま(又は計画どお	おり)継続実施	年	度			
	終了		○ 休止					
	○ 他の	事務事業と統合又は通	直携					
	○ 目的	見直し						
	事務	事業のやり方改善						
★改:			5・改善を、どういう手段で行	テうか)		コストと成果の方向性		
		事業継続				コストの方向性		
	次年度							
	(平成23					削減		
実施	年度)					11/1/54		
予								
定時		リース更新時入札等様	成果の方向性					
期	中·長期的							
	(3 ~ 5					維持		
	年間)					1,1 Th		

★課長総括評価(一次評価) 事業自体は必要不可欠な事務である。

二次評価の要否

事業コード 53101201

【1枚目】

001020301

予算科目 コード3

	事務事業名 戸籍登録事務	部 名	部 名 等 民生部 政策の柱 第5章 《経営戦略プログラム》" で 政策の柱 一緒に考え、行動するまちづくり"						市民と行政が	- 行政が 会計 一般会計					
	予算書の事業名。2.戸籍住民登録事務費	課名	等	市民課		政 策 名第3節	行財政業	折システ	ムの確立		款 2. 総務費				
	事業期間 開始年度 昭和22年 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名	等	市民係①		施 策 名 1. 計	画的で効率	区的な行	財政経営の批	推進	項 3. 戸籍住民登録費				
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏	: 名	米島 智晴	t i	区 分 行政経	営				1. 戸籍住	民登録費			
		電話番	号	0765-23-100	03	基本事業名 行政サ	ービスを排	是供する	システムの相						
		<u> </u>			-										
1 .	事業概要(どのような事業か) 戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく戸籍届出受付、審査、記載、通知、証明書発行、相続税法等による戸籍	問油車数							実績	責		計画			
	7 相加以下の日本がにはずられた。 第10回 文 17、 音点、 記載、 通知、 記が目光 17、 日本がは 24に 5 つか 相地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第3項第16号で規定する身分証明事務	为 是于7万。					位	1	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 本籍人			① 本籍人			٨		54, 352	53, 882					
交				対 象 指 ②											
				標 ③											
	< 平成21年度の主な活動内容> 戸籍届出等の窓口事務、登録事務、郵送事務			① 戸籍届	出件数		件	=	2, 210	2, 116	2, 100	2, 100	2, 10		
手段	*平成22年度の変更点			相	明発行件数((有料)	14	=	15, 041	14, 907	15, 000	15, 000	15, 00		
	なし			零 多分証	明発行件数((有料)	件	=	630	545	630	630	63		
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 正確・迅速な事務処理、窓口交付時間の短縮等の行政事務の効率化により住民サービスの向上を図る。			① システ.			%	ó	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0		
意区			_	果 ② 除籍、		行時間(1~2代 遊		•	3. 00	3. 00	3. 00	3. 00	3.0		
				③ 除籍、i ③ 合)	改製原戸籍発	行時間(3~4代 遊	棚る場 分	•	8. 00	8. 00	8. 00	8. 00	8. 0		
その紹果				↑成果指標が現	見段階で取得で	できていない場合、	、その取得	方法を言	記入						
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			\	財	県支出金	(千円		0	0					
丹務	籍事務は、戸籍法に基づく国の機関委任事務として明治5年より実施され、和紙に記載し証明書交付、管理してい 。	いた。平成12年4	4月か	りは正党計争	源 (2)地方(2)		(千円	,	9. 765	10 111	v	10, 000	10.00		
					(4)一般	他(使用料・手数料	等) (千円(千円		9, 765	10, 111		10, 000	10, 00		
						:算)額((1)~(4)の合言			9, 765	10, 111	ū	10, 000	10, 00		
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	となど)				に携わる正規職員			10	10		10	1:		
平	成6年(法律第67号)に戸籍法の一部が改正され、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱うことができるこ	ことになった。コ			0 1 07 1 7/1	の年間所要時間	(時間		4, 600	4, 600	4, 600	4, 600	4, 600		
	規則第68条に市町村長は戸籍電算化推進に努めなければならない旨の条文が新設された。当市では平成14年2月に 製原戸籍の磁気ディスク化が完了した。さらに、平成19年3月昭和改製原戸籍及び除籍のイメージデータ化が完了		単化し	同年6月に平成	B. 人件費	(②×人件費単価/千	円) (千円)	19, 343	19, 343	19, 343	19, 343	19, 34		
	成20年5月に改正戸籍法が施行され、請求時の本人確認・交付要件の厳格化が図られる。	/-0			事務事業に	係る総費用(A+E	3) (千円)	29, 108	29, 454	29, 343	29, 343	29, 34		
					(参考) 人	件費単価	(円@時	間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20		
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他市	方の実施状況				していない理由	日の記入欄)				
āI	明書発行の利便性				● 把排	握している		:事務と	して全自治体	で実施					
					○ 把排	握していない									

部・課・係名等 コード 1 02010100 政策体系上の位置付け コード 2

531012

不要

【日的立当州の証価】

【日的安白性	:(ソ)計	[11]
1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大		公的証明の正確性の確保及び迅速化により、サービスの向上につながる。
直結度中	1	説
○ 直結度小		<mark>明</mark>
		: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		り市による実施が義務付けられている
○ 法令などめ、市に	による	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
民間でも	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	Eして	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
		戸籍法(昭和22年法律第224号)
根拠法令等を記	己入	
3 目的見直しの	の余田	! (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
o. http://ee.o.		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。
なし	説明	
	19/1	
L <u>.</u>		
【有効性の記	評価	
4. 成果向上の急		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
		正確で迅速な対応を心がける。
	説	
なし	明	
- A-W-7-4-7-1	1	人上的基用20岁上又可能展示大人体的市政市类示土地(100岁月10岁上又10岁间)
5. 連携すること		今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 住民基本台帳記録事務と連携している。
		江氏型やロ 版記 政争分と 建秀し しいる。
なし	説	
0.0	明	
【効率性の評価	価】	
6. 事業費の削減	咸の余	:地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		システムリース更新時における入札の厳格化
	⊋ M	
あり	説明	
	-53	
E [[[[]]]]	124 -	A 14. (A - A - Mar 7 for the BB - A
7. 人件費の削		会地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		交付時間短縮を考えると人員削減は難しい。
なし	説	
なし	明	
【公平性の評価	6)	
		化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
		交付手数料は全国標準の手数料であり、独自の見直しは難しい。
特定受益者あ り・負担あり		
, ,,,,,,,	説明	
適正化の余地なし	רליי	
9. 本市の受益者		の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い		交付手数料は全国標準の手数料
	説	
● 平均	明	
○低い		
O 154.		

[必	要性の評価	i]						
10.	社会的ニー	ズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)						
	○ 全国的3	【は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い						
	○ 市固有の	課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い						
	○ 比較的多	くの市民などがニーズを感じている						
	● 一部の市	「民などに、ニーズがある						
	○一部の市	i民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある						
	○ 目的はあ	っる程度達成されている						
	○ 上記のい	ずれにも該当しない						
11.	事務事業実	色の緊急性 おおい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい						
	○ 緊急性が	非常に高い						
		発しなければ重大な過失をもたらす						
	○ 市民など	「のニーズが急速に高まっている						
	•	t低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい						
	○ 緊急性が	低く、実施しなくても市民サービスは低下しない						
		総括と今後の方向性						
(1	評価結果	,						
	① 目的妥 ② 有効性	当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり ○ 成果向上の余地あり						
	③ 効率性	○ 適切● コスト削減の余地あり						
	④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり						
(2		務事業の方向性						
		のまま(又は計画どおり)継続実施 年度						
		○ 廃止 ○ 休止 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
	〇目的							
		事業のやり方改善						
	# 47	事来の (9万 以音						
→ 247	甘, 孙美安	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コフトレ ロ	成果の方向性				
★ 以	早 以音采	事業継続		の方向性				
		7 A-126/10	2/1	のが同性				
	次年度 (平成23							
実	年度)		肖	削減				
施								
予定								
時	B C C C C C C C C C C C C C C C C C C C							
期	中·長期的 (3~5							
	年間)		兼	推持				
ш	1		l					
★課	長総括評価	一次評価)						
	籍は、その	人の身分を公証するために、住民に身近な市町村に事務を法定受託されているため、当然		- vL == /= 0 == -				
る。				二次評価の要否				

【1枚目】

事 業 コード 53101202	部·課·係名等	¥ =	ュード1 020	10100	政策体系上			コード2	531012	予算科目	コード3	001020301	
事務事業名 住民基本台帳ネットワーク事業(公的認証含む。)	部 名 等	į.	民生部		政策の柱第	5章 緒に考え	《経営戦略 よ、行動す	トプログラム》" 「るまちづくり"	市民と行政が	会計 一般会計			
予 算 書 の 事 業 名 3. 住民基本台帳ネットワーク事業	課名等	ř	市民課					ステムの確立		款 2. 総務費			
事業期間 開始年度 平成元年度 終了年度 当面継続 業務分類 5.ソフト事業	係 名 等	ř	市民係①		施 策 名 1	. 計画的	りで効率的	りな行財政経営の)推進	項 3. 戸籍住民登録費			
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	3	草島 佑典	ļ	区 分行	政経営				1. 戸籍住	民登録費		
	電話番号	ļ-	0765-23-100)3	基本事業名行	政サート	ここを提供	キするシステムの	構築				
◆事業概要(どのような事業か) 住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネット	ワークを図り	LI	Λ 情報 (氏名 · 5	上午日口 巾	生別 住所) と	仕足曹		美	績		計画		
コード等により、全国共通の本人確認を可能とするシステムであり、電子政府・電子音台体体の基盤となる。(市町村が保 台帳ネットワークシステムの導入により、法律に基づき、国、都道府県、他の市町村等、全国の行政機関で共通して本人	有する住民	基本	台帳の情報(本)	確認情報	4情報)が、	住民基本		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
の向上を図る。)	¥ 医 商心 円 干以 "C. 1	נדעניזי	9 9 5 5 71. (5 .	1]以争伤(7別平11.2 圧氏	y - L /	` '	20 100	21 /2	22 1 /2	20 12	211/2	
また、公的認証サービスにより、市の窓口で県知事の発行する雷子証明書の提供を受けることができる。 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)													
THE			① 市民				人	46, 036	45, 562	45, 164			
対			象 ②										
*		_	指型標										
			3										
< 平成21年度の主な活動内容>													
住民基本台帳カードの発行・証明書発行				本台帳カー	ド交付有効カー	-ド枚数	枚	670	816	1, 000	1, 100	1, 20	
手		_	動 の 仕足せ	十	ド発行数(新規	3 \	+4-	261	147	150	100	10	
段 *平成22年度の変更点		_	指位性氏基	本古帳刀一	下光打致 (新万	₹)	枚	201	147	150	100	10	
			3										
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)													
全国の行政機関で共通して本人確認情報を利用することができ、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図ることが	ができる。		① システ	ム稼動率			%	100.00	100.00	100.00	100. 00	100. 0	
意		_	成果②				i i						
		_	指。										
			3										
- く施策の目指すすがた>			↑成里指揮が租	即陛で取得	できていないは	担会 そ	の取得方	注を記 X					
の 効率的な行財政運営により、質の高い行政サービスを提供することができる。			T MANCIETARIO SI	HAPE CAN II	1 () () ()	<i>,,</i> , , , ,	*> */ [1] >/	IZ E III/					
結													
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		L		/1\E	旧古山ム		(千円)	0	1 0	0	0		
「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」は、「住民基本台帳ネットワーク」を構築することを目的として、平成11年	に公布され、	平	成14年から施行	財 (2)地力	- 県支出金		(千円)	0	,	v	0		
された。また、行政手続オンライン化関係三法の一つである「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(施行された。)他(使用料・手	数料等)	(千円)	0	3, 191	3, 200	3, 200	3, 20	
metre れた。				訳 (4)一般			(千円)	3, 228	0	0	0	,	
				A. 予算(i	央算)額((1)~(4)	の合計)	(千円)	3, 228	3, 191	3, 200	3, 200	3, 20	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)			①事務事業	業に携わる正規	職員数	(人)	3	3	3	3		
平成15年「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(行政手続オンライン化法)施行により法令に根拠間の申請・届出等の行政手続(約52,000手続)について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするため通則法				②事務事刻	業の年間所要時	間	(時間)	840	840	850	850	80	
「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)施行	により、行政	政手:	続オンライン化		(②×人件費単位		(千円)	3, 532			3, 574	3, 36	
法の規定のみでは手当が完全ではないもの、例外を定める必要があるものについて、71の個別法律の改正を束ね一つの法:	律としてとり	りま	とめられた。		こ係る総費用(A+B)	(千円)	6, 760			6, 774	,	
Additionally (A. b. 19.) A survey with (Analysis of Dec.) by the first of the control of the con					人件費単価		(円億時間)	4, 205			4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 住民基本台帳カードを作ったが使い道がほとんどない。				◆県内他	市の実施状況			いる内容又は把あり、ほぼ全自	握していない理E 治体で実施	田の記人欄)			
転出届を従前住所地に送付し、転入時に1回だけ窓口に来ればよいということであったが、現実に郵送で転出届を出すの住民基本台帳ネットワークからの情報漏えいが心配である。	とほとんどヨ	変わ	らない。		2握している	$ \rightarrow $	ルデかい	のう、ほほエ日	ねかく天心				
				○ ±1	型握していない								

1. 施策への直	結度((事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大		平成20年から確定申告で利用可能となり、全国的に発行枚数が増えた。
○ 直結度中		<mark>税</mark> 平成20年5月施行の戸籍法、住基法の一部改正により本人確認が厳格化されたが、運転免許証をもたない高齢者等 明 の身分証明となりうる。
● 直結度小		明の身分証明となりうる。
		(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		市による実施が義務付けられている
_		義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた
○め、市に	よる実	表別りけはないが、、公共性が非常に高く、民间(中氏・企業等)によるサービスの美麗が不可能(又は困難)なた 施が妥当
_		『ス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	してい	るが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達成	しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記		住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の2~第30条の44
3. 目的見直しの)余地	(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	IJ	見状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。
なし	説	
	明	
【有効性の記		
4. 成果向上の余		成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	F.	艾果向上の余地なし。
なし	説	
74 C	明	
5. 連携すること	こで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	追	車携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説	
なし	明	
【効率性の評価	m 1	
		也(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
1,775,1		世方公共団体共同システムとして法令で定められている。
	=×	
なし	説明	
7. 人件費の削	滅の全	地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
· · 八丁頁 v7 的)		で付時間短縮を考えると人員削減は難しい。
		TO THE TOTAL OF TH
なし	説明	
	91	
「八寸井っまた	1	
【公平性の評価		レの女性(周七の日本)の社人奴汝仏の故ふと)
		との余地 (過去の見直しや社会経済状況等から) 00円
特定受益者あ り・負担あり		001 1
グ・貝担のツ	説明	
適正化の余地なし	נעי	
9. 本市の受益者	針負担	の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	3	è国一律500円であったが、県内で時限的に無料化した市町あり。
<u> </u>	説	
● 平均	明	
○ 低い		
_ ·		

【必要性の評価】

● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施○ 終了○ 廃止○ 休止○ 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

10.	社会的ニーズ(この	事務事業にど	れくらいのニーズがあるか)			
	○ 全国的又は広域的	的な課題であり)、ニーズが非常に高い			
	○ 市固有の課題で	あり、なおか~	o市民などのニーズが非常に高い	`		
	○ 比較的多くの市員	民などがニース	ぐを感じている			
	● 一部の市民など	こ、ニーズがま	うる			
	○ 一部の市民など	こ、ニーズがま	らるが、それが減少しつつある			
	○ 目的はある程度達	幸成されている	5			
	○ 上記のいずれに	も該当しない				
11.	事務事業実施の緊急	性				
	○ 緊急性が非常に高	高い				
	○ 緊急に解決しなり	ければ重大な道	過失をもたらす			
	○ 市民などのニー	ズが急速に高る	 もっている			
	● 緊急性は低いが、	実施しなけれ	ιば市民生活に影響が大きい			
	○ 緊急性が低く、第	実施しなくても	市民サービスは低下しない			
						,
*	評価結果の総括と今	後の方向性				
(1	評価結果の総括					
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余量	也あり		
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり			
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり			
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地	あり		
(2	今後の事務事業の	方向性				

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		事業継続	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		事業継続	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

年度

★課長総括評価(一次評価)	
今後需要は除々に増えると思われ事業継続。	二次評価の要否
	不要

【1枚目】

事 業 コ ー ド 53302201	部·課·係名等	7	ド1 0201		政策体系上			ュード2	533022	予算科目	コード3	001020301
事務事業名とやま広域窓口サービス事業	部 名 等		民生部	政	な策の柱 第	5章 《 緒に考え	《経営戦略 .、行動す	プログラム》" るまちづくり"	市民と行政が	会計一般会計	•	
予算書の事業名。4. とやま広域窓口サービス事業	課名等		市民課	政	女 策 名 第	3 節 行	財政新シ	ステムの確立		款 2. 総務費	•	
事業期間 開始年度 平成15年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等		市民係①	施	施 策 名 3. 広域連携の推進					項 3. 戸籍住民登録費		
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		寺田 遼太	×	分国	・県との	協調			1. 戸籍住	民登録費	
	電話番号		0765-23-1003	3 基	本事業名進	域行政需	要に対す	る国・県との連携	隽・強調の推			,
A straightful (12 or 1 % b, straight)								-	• Araba		21 -	
◆事業概要(どのような事業か) 魚津市の証明書の県内他市町村での発行、県内他市町村での魚津市の証明書の発行(1.住民票 2.印鑑証明 3.戸籍	・ 音附表 4.身分	計証明書	· 5戸籍謄本	(又は抄本)			274	美	績		計画	
							単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)			① 市民				J	46, 036	45, 562	45, 164		
市民、本籍人		対										ļ
対 象		→ 指	② 本籍人口	3			人	54, 352	53, 882			
		標	3									
マ (平成21年度の主な活動内容>												
証明書発行、手数料徴収				発行委託件数			件	830	731	750	750	75
手		活動		^発 行受託件数			件	489	566	570	570	57
段 *平成22年度の変更点 なし		指標		TIZEITM			117	403	300	370	070	
⁴ C			3									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			① 海扣上車	事務処理できた	<i>L</i> H_ *h		%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0
県内の市町村で証明書の発行が可能になり、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図ることができる。		成	· · · · · ·	产伤地压(27	_ IT 9X		70	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0
意図		→ 果指	2									
		標										
			3									
そ		1	成果指標が現り	段階で取得で	きていない場	景合、その	の取得方法	去を記入				
おおり、大きないのでは、大きなでは、これでは、いっている。												
来 - ************************************				/1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	+111.A		(千円)	0	0	0	0	1
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 平成15年度富山県戸籍・住民基本台帳事務協議会で決定し、同年11月27日より開始				財 (2)地方債			(千円)	0		•	0	
地方自治法の規定による「証明書等の交付等に関する事務の委託について」 (魚津市告示) 県内全市町村で委託契約				内 (3)その他		数料等)	(千円)	616	568	600	600	
				(4)一般財			(千円)	432		-	0	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)			A. 予算(決算 ①事務事業に			(千円)	1, 048	568	600	600	60
平成改製原戸籍、除籍・昭和改製原戸籍の電算化により、証明書の発行が可能となるため、富山県戸籍・住民基本台帳		「とやま	広域窓口	②事務事業の		, 4,,,.	(時間)	980	980	1,000	1, 000	1, 00
サービス」による発行が提言されている。				B. 人件費 (②	②×人件費単個	i/千円)	(千円)	4, 121			4, 205	
				事務事業に係		(+B)	(千円)	5, 169	1, 111	1,	4, 805	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				(参考) 人件		(:	(円億時間)	4,205	4,205 握していない理E		4, 205	4, 20
なし					している		内全自治					
				● 忙捱	こしている	→						
				○ 把握	していない							

維持

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大 一部の人に利用されているものの利用率は低いが、利用者にとっては便利である。
○ 直結度中 説 _明
● 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
▲ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた
● め、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
成果向上の余地なし。
談
なし <mark>明</mark>
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>関</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。
武
なし 期
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
県内市町村の連携であり削減は難しい。
なし <mark>開</mark>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
利用率があがってくれば、人員増につながる。
説
なし <mark>明</mark>
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ 広域的な事業であり、それぞれの市町村の手数料を徴収している。
り・負担あり
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○高い 他市と同額
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
● 平均 <mark>明</mark>
○低い
○ ····

中·長期的 (3~5 年間)

【必5	要性の評価.			
10. 1	社会的ニーズ	(この事務事業にど	れくらいのニーズがあるか)	
	○ 全国的又	は広域的な課題であり)、ニーズが非常に高い	
	○ 市固有の	課題であり、なおかつ	o市民などのニーズが非常に高い	
	○ 比較的多	くの市民などがニース	ズを感じている	
	一部の市	民などに、ニーズがお	ある	
	○ 一部の市	民などに、ニーズがお	あるが、それが減少しつつある	
	○ 目的はあ	る程度達成されている	3	
	○ 上記のい	ずれにも該当しない		
11. 3	事務事業実施	の緊急性		
	○ 緊急性が	非常に高い		
	○ 緊急に解	決しなければ重大なi	過失をもたらす	
	○ 市民など	のニーズが急速に高る	まっている	
	● 緊急性は	低いが、実施しなけれ	れば市民生活に影響が大きい	
	○ 緊急性が	低く、実施しなくても	ち市民サービスは低下しない	
★	評価結果の総	括と今後の方向性		
(1)	評価結果の			
	① 目的妥当	性 ● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)	今後の事務	8事業の方向性		_
	● 現状(のまま(又は計画どお	おり)継続実施 年度	
	○ 終了		〇 休止	
	\circ	事務事業と統合又は選	型携	
	○ 目的!			
	○ 事務	事業のやり方改善		
	II. of Marks (
★改善			5・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
	1	事業継続		コストの方向性
	次年度			
実	(平成23 年度)			維持
施	十尺)			
予定	1	≠ ₩ 姓		h m = 1 + 11
Æ.	4	事業継続		成果の方向性

★課長総括評価(一次評価)	
利用件数は横ばいであるが、県内全市町村で取り組んでおり、継続すべき事業である。	二次評価の要否
	不要

事業コード 53101205

【1枚目】

001020302

		1 1							
事務事業名 外国人登録事務	部 名 等 民生部	政策の柱第5章 一緒に考え	《経営戦闘	\$プログラム》"ī 「るまちづくり"	市民と行政が	会計 一般会計			
予算書の事業名 1.外国人登録事務費	課 名 等 市民課	政 策 名第3節 行				款 2. 総務費			
事業期間 開始年度 昭和27年 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等 市民係①	施 策 名 1. 計画的で効率的な行財政経営の推進 項 3. 戸籍住民登録費							
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 寺田 遼太	区 分 行政経営				目 2. 外国人	登録費		
	電話番号 0765-23-100	3 基本事業名 行政サート	ごスを提供	するシステムの棒	講 築				
◆事業概要(どのような事業か)				実終	責		計画		
市内に在留する外国人の新規登録(入国)、各種変更登録、閉鎖(出国等)の手続き 入国管理局への定期報告月2回、年報の提出			単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 外国人登録者(本市に居住する外国人) 対 象	① 外国人 : 対象指標	登録者数	J.	351	308	300	300	30	
〈平成21年度の主な活動内容〉 市内に在留する外国人の新規登録(入国)、各種変更登録、閉鎖(出国)の手続きを実施。 入国管理局への定期報告月2回、年報の提出。	活	登録事務取扱件数	件	843	700	700	700	70	
ま 股 *平成22年度の変更点 なし	動 ② 標 ③								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、公正な管理をすることにより、出入国管理行政以外の各種行政の基礎 政事務の効率化と外国人登録者のサービスの効率化を図る。	追資料とし、行(1) 適切に成果指標③	事務処理できた件数	%	100. 00	100. 00	100.00	100. 00	100. 0	
そく		段階で取得できていない場合、そ	の取得方	法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		財 (1)国・県支出金	(千円)	1, 447	1, 439	1, 160	1, 200	1, 20	
外国人登録制度は昭和22年5月2日に外国人登録令が施行され、開始された。		源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	-	
		(4)一般財源	(千円)	254	207	300	200	20	
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	1, 701	1, 646	1, 460	1, 400	1, 40	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	など)	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	3	3	3		
現在は昭和27年4月28日施行の外国人登録法に基づき実施している。現在、日本全体の外国人登録者は、昭和52年当日 総人口の約1.5%となっている。	時と比べ約1.5倍となり、日本の	②事務事業の年間所要時間	(時間)	1, 300	1, 300	1, 300	1, 300	1, 30	
また、昭和42年には住民基本台帳法が施行されており、外国人登録法との連携や、永住者の権利について日本人と同	等にできないかといった問題もあ	B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	5, 467	5, 467	5, 467	5, 467	5, 46	
る。 政府は、外国人登録制度を廃止し、日本人の住民基本台帳と同様の在留管理制度を平成24年4月から施行予定。		事務事業に係る総費用 (A+B) (参考) 人件費単価	(千円)	7, 168 4, 205	7, 113 4, 205	6, 927 4, 205	6, 867 4, 205	6, 86 4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				いる内容又は把握		-,	4, 200	4, 20	
外国人から手続きがわかりにくいという意見がある。				務であり、全国一		no/ vira/			
		○ 把握していない							

02010100

政策体系上の位置付け

531012

予算科目

コード3

1. 施策への直流	結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大		正確・的確な資料収集により、質の高い行政サービスの提供に貢献できる。
○ 直結度中	Ē	<mark>说</mark> 明
○ 直結度小		71
2. 市の関与の妥	当性	(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		市による実施が義務付けられている
○ 法令などめ、市に	による よる実	義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 施が妥当
○ 民間でも	サービ	ス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	してい	るが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達成	しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記		· 国人登録法(昭和27年法律第125号)
3. 目的見直しの	余地	(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	Ð	見状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
【有効性の語	平価】	
4. 成果向上の余	ὲ地(β	以果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	F.	以果向上の余地なし。
なし	説明	
= >+146 }- = 1		5. 1. 16. del III. 20 % 1. 19. del 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.
5. 連携すること		今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) ト国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に伴いシステム改修が平成25年度は、廃止となる。
あり	説明	「日人は人に体もは人を不自敬明及・グラリに行びシストス以参が下及び子及は、先生になる。
【効率性の評価	₩ J	
		也(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	枝	機器リース料がほとんどで削減は難しい。 ト国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に伴いシステム改修が平成25年度は、廃止となる。
あり	説	日本人は民間に係るは民衆中は民間は、シング、五人のの「成化・大人は、先生となる。
	明	
- 1 61 -th - 15 1	N - 1	14 (A - 3/6/24/107) ()
7. 人件費の削		地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	4	☑ 成17年10月からシステムを導入したが、住基・戸籍事務と連携しており、業務時間短縮は難しい。
なし	説明	
	-91	
「八寸卅つ部ケ	1	
【公平性の評価		との余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)
		記載事項証明は、住民票と同様の300円であり、全国同レベル
特定受益者あ り・負担あり	説	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者	負担(り水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	ā	R載事項証明は、住民票と同様の300円であり、全国同レベル
● 平均	説	
→ +∞○ 低い	明	
○ 1広い		

【必要性の評価】								
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)								
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
● 一部の市民などに、ニーズがある								
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある								
○ 目的はある程度達成されている								
○ 上記のいずれにも該当しない								
11. 事務事業実施の緊急性								
○ 緊急性が非常に高い								
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす								
○ 市民などのニーズが急速に高まっている								
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい								
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない								
★ 評価結果の総括と今後の方向性								
(1) 評価結果の総括								
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
② 有効性								
③ 効率性 ○ 適切 ■ コスト削減の余地あり								
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり								
(2) 今後の事務事業の方向性								
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度								
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止								
● 他の事務事業と統合又は連携								
○目的見直し								
● 事務事業のやり方改善								
★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性							
事業継続	コストの方向性							
次年度								
(平成23								

★改革	革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性	
		事業継続	コストの方向性	
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持	
定時		平成25年度から住民基本台帳記録事務に統合	成果の方向性	
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持	

★課長総括評価(一次評価)	
P成25年度住民基本台帳記録事務に統合されるが、それまでは移行措置も含め事業継続	二次評価の要否
	【選択】

事業コード 90501103

【1枚目】

001020502

* * * * *	1口動於細木市空				dett by he	ńc .	- u +-		ひ 年 の む =+ ツナ!				스크L 6n. 스크L				
事務事業名 人口動態調査事務						部 名 等 民生部 政策の柱該当なし							会計 一般会計				
予算書の事業名。2.人口動態調査事務費						等 市民課			政 策 名 該当なし				款 2. 総務				
事業期間 開始年度 昭和23年 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業						争	市民係①		施 策 名 該当なし					項 5. 統計調査費			
実施方法 〇 1. 指:	定管理者代行 〇 2. アウト	ソーシング 〇 3	. 負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	名 名	土肥 智子	2	区 分 該当なし				1 2. 委託	統計費			
	·				電話番号	}	0765-23-10	03	基本事業名 該当なし								
◆事業概要 (どのような事業	:か)										実	- 緒		計画			
厚生労働省所管の統計調査(出生・死亡・婚姻及び離婚に	指定統計第5号)。人口動態 ついては戸籍法(昭和22年法 し、月1回新川厚生センター	律第224号) による								速位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
(この事務事業は、誰、作	何を対象にしているのか。※丿	や物、自然資源な	:ど)				① 市民			人	46, 036	45, 56	2 45, 10	64			
対							対 象										
象						-	指 ②										
							缥 ③										
<平成21年度の主な活動F 人口動態調査票を作成し、							 訓査票 	提出件数		件	12	1:	2	2 12	. 12		
八口勁心副豆米と下次し、	(2117 00						活動							1			
段 *平成22年度の変更点						-	動 ② 指										
なし							標			Ì							
							3										
	、対象をどのように変えるのか						① 適切に	事務処理でき	きた件数	%	100.00	100.00	100.0	00 100.00	100.00		
公衆衛生施策の中心的資料	料になるという観点をもってい	いる。					成	7722	721130	"		100.0					
意図						\Rightarrow	果 ② 指										
							標						}	}			
							3										
え <施策の目指すすがた>							↑成果指標が現	見段階で取得	できていない場合、そ	この取得方	法を記入						
での 該当する施策はない。																	
結果																	
↑この事務事業開始のきっか	いけ (毎年/頃/かとじのトネム	キュかけつかナー	5 A. \)			<u> </u>		/1\ =	旧士山公	(千円)	44	44		14 44	1 44		
	にじまった。昭和21年戦争末期			、口動態調査令(昭和2	1年勅令第447号	子) に	よって再開さ	原(2)地方	県支出金	(千円)	0		1	0 0			
れ、内容も一新された。次い								1035	他(使用料·手数料等)		0)	0 0	_		
								訳 (4)一般		(千円)	0		1	0 0			
								A. 予算(決	快算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	44	44	1 .	14 44	44		
◆開始時期以後の事務事業を	取り巻く環境の変化と、今後	予想される環境変化	匕 (法改正、規制緩	和、社会情勢の変化な	2ど)			①事務事業	(に携わる正規職員数	(人)	2	:	2	2 2	. 2		
市においては平成4年から人								②事務事業	(の年間所要時間	(時間)	400	400) 40	00 400	400		
導入することが可能になった	。ヘロ判態机計の集計結果は	以安 や報方書 じ公割	又される他、インダ	一イツトにも拾載し、	即時に提供で	200	ょうになつた。	B. 人件費	(②×人件費単価/千円)	(千円)	1, 682	1, 682	1, 6	1, 682	1, 682		
									工係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 726						
									、件費単価	(円@時間)	4, 205			95 4, 205	4, 205		
◆市民や議会などからの要望なり	!・意見(担当者の私見ではな	く、実際に寄せられ	1た意見・質問など	(を記入)				◆県内他市			いる内容又は把		由の記入欄)				
なし								● 把	!握している	太正安託事	5務であり、全国	一律制度					
								○把	捏していない								

02010100

政策体系上の位置付け

コード2

000000

予算科目

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
○ 直結度大 該当する施策はない。
○ 直結度中 説明
● 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
・統計法 (昭和22年法律第18号) に基づく指定統計 (第5号) で、実施については人口動態調査令(昭和21年勅令第447号) 及び人口動態調査令施行規則 (昭和23年厚生省令第6号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説
明
[左 林 M
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。
なし <mark>開</mark>
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
法定受託事務でわずかな県委託金の事務費のため削減できない。
a to line in the second of t
明 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
I this work has A by (A a 44-76-ph 10 4 - 7 - b) and by a 4 by 1 - 2 by 1 -
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 戸籍登録事務と連動して行っており削減は難しい。
a to limit in the property of the property o
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 国の統計であり、受益者負担を求める事業ではない。
し・負担なし。説
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 国の統計であり、受益者負担を求める事業ではない。
● 平均 iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii
〇 低い

【以亜州の証価】

业	要性の評価	1)						
10.	社会的ニー	ズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)						
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い							
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い							
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている							
	● 一部の市	F民などに、ニーズがある						
	○ 一部の市	i民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある						
	○ 目的はあ	っる程度達成されている						
	○ 上記のレ	っずれにも該当しない						
11.	事務事業実施	布の緊急性						
	○ 緊急性が	ずま常に高い						
	○ 緊急に角	7 決しなければ重大な過失をもたらす						
	○ 市民など	でのニーズが急速に高まっている						
	● 緊急性に	t低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい						
	○ 緊急性が	『低く、実施しなくても市民サービスは低下しない						
*	評価結果の	総括と今後の方向性						
(1)	(1) 評価結果の総括							
	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり							
② 有効性 ■ 適切 ○ 成果向上の余地あり								
	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり							
	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり							
(2)	今後の事	務事業の方向性						
	● 現状	のまま(又は計画どおり)継続実施 年度						
	○ 終了	0 /- 0 //						
	_	事務事業と統合又は連携						
	○ 目的							
	○ 事務	事業のやり方改善						
★改善	革·改善案((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性					
		事業継続	コストの方向性					
	次年度							
	(平成23		維持					
実施	年度)		4年14					
子								
定時		事業継続	成果の方向性					
期	中·長期的							
1	(3 ~ 5		維持					
1	年間)		1,1 Th					

★ 課長総括評価(一次評価)	
就計法に基づく指定統計であり、事業継続	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 24603101

【1枚目】

001030107

											L							
事務事業名 国民年金事務						部名等	等	民生部		政策の柱第2章	安心して	建やかにくらせる	まち	会計一般会計				
予 算 書 の 事 業 名 1. 国民年金事務費						課名等	等	市民課		政 策 名 第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築					款 3. 民生費			
lini.	事 業 期 間 開始年度	昭和34年	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等	等	市民係②		施 策 名 6. 社会保障制度の充実				項 1. 社会福祉費			
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営							記入者氏	名	石川 宗孝	1	区 分 国民年金				1 7. 国民年	全 費		
		I		I		'	電話番号	号	0765-23-101	12	基本事業名 国民年金	制度の普	及・啓発					
							<u> </u>	-										
	事業概要(どのような事業)		国民生活のウェ	コポスーナルム	ェーレナ 同日の出	日本世にトーオサル!	は 合か 同 日 出	· エ ^	維持ながウェル ラ	マニナッ -	L		実統	責		計画		
齢、 法別	民年金制度は、老齢、障害 、障害又は死亡に関して必ら 定受託事務として、資格関係 の社会社会保険事務所への過	要な給付を行う制 系届出の受理・審	度である。 査、住民異動届	届に伴う異動処	理、各種年金請求							単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	(この事務事業は、誰、何 被保険者(1号、3号、日 老齢福祉年金、基礎年金等	E意)	るのか。※人や	物、自然資源和	など)				① 被保険	者(強制、	任意、3号)	٦.	8, 230	7, 931	7, 900	7, 900	7, 90	
対象	t e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	, X, 114 D							象 ② 老齢福標	祉年金、基	礎年金等受給者	人	11, 850	11, 506	11, 500	11, 500	11, 50	
	✓正典01左座の之かば戦d	r fr							3									
	〈平成21年度の主な活動内 第1号被保険者の資格取得 及・啓発。1号期間のみ有	・喪失等国民年金							① 各種届 活	出受付件数		数	1, 943	1, 925	1, 950	1, 950	1, 950	
手段	<u>認。保険料未納者対策に係</u> *平成22年度の変更点	る所得情報の提供	共。その他年金	手続全般に関	する相談。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	17711718 112		動 ② 年金裁標	定請求等受	付件数	数	172	209	200	200	200	
	なし								③ 保険料	免除申請件	数	数	1, 079	1, 079	1, 080	1, 080	1, 08	
意図					握し、その資格について	、住所要件、	-	① 適切に事務処理できた件数 成 果 指 標 ③		%	100.00	100. 00	100. 00	100.00	100.00			
そ	<施策の目指すすがた>								↑成果指標が現	段階で取得	身できていない場合、	この取得力	が法を記入		<u> </u>			
の結果	すべての市民が、健康的で	『文化的な生活を』	送っています。															
	この事務事業開始のきっかり					1. 同日比左人移制在	1. de da 7			財	・県支出金	(千円)	540	626		680	680	
老師	和34年4月に国民年金法が月 齢、障害又は死亡によって	国民生活の安定が	そこなわれるこ	とを国民の共				に寄	与することを目	源 (2)地元	方債 D他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0		0		
的(に、国民の老齢、障害又は	死亡に関して必要	な給付を行う制	制度である。						訳 (3)-20	7他(使用科・手級科等) 段財源	(千円)	0	0		0		
											決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	540	626	Ů	680	68	
•	開始時期以後の事務事業を国	取り巻く環境の変	化と 今後予想	見される環境変	化 (法改正 規制	経和 社会情勢の変化/	(تلرخ				業に携わる正規職員数	(人)	3	3		3		
	方分権一括法が平成12年度						607				業の年間所要時間	(時間)	2, 800	2. 800	2, 800	2. 800	2. 80	
	成14年4月からは、保険料徴				****	호호 / 마이시스아마르=	****	+	N 등 시 도 스 크 모 요	D (//.site	(②×人件費単価/千円)	(千円)	11, 774	11, 774	11, 774	11, 774	11, 77	
現1	l在は、資格関係届出の受理・ ·理·審査、国民年金に関する	一番宜、任氏異期原 広報及び相談、管	ョに任り無勁処 管轄の社会保険	理、合理年金記 事務所への送付	fx 手続さい党埋 すや制度運営上必	毎宜、ほ陝料兄ぼ甲請む 要な協力・連携を行ってし	≒の 叉埋・ 番貸、 いる。	. 毛	即倫似平金語届の		に係る総費用 (A+B)	(千円)	12, 314	12, 400		12, 454	12, 45	
	成18年10月から、住民基本							略さ	れた。		人件費単価	(円億時間)		4, 205		4, 205	4, 20	
♦ ī	市民や議会などからの要望	意見(担当者の	私見ではなく、	実際に寄せら	れた意見・質問な	どを記入)				1.2 47 7	市の実施状況		いる内容又は把握			-, - 20	-, 20	
	民から制度が度々変更される									,			事務であり、全国-					
										O #	世握していない							

部・課・係名等 コード 1

02010101

政策体系上の位置付け

コード2

246031

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)								
■ 直結度大 社会保障制度の充実は、安心して健やかに暮らせるまちづくりに直結する。								
○ 直結度中 説明								
○直結度小								
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)								
● 法令などにより市による実施が義務付けられている								
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた め、市による実施が妥当								
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当								
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当								
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当								
根拠法令等を記入								
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)								
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。								
なし 説 明								
【有効性の評価】								
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)								
成果向上の余地なし。								
なし 説 問								
- 実施上でよって、人上の利用と学生で可能地のようのの実施を楽った地(1075利用と学生で1285円)								
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。								
なし。説明								
【効率性の評価】								
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)								
法定受託事務であり、年金事務所と連携して取り組むべきもの。								
なし 説 明								
- 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1								
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 保険料免除に係る継続申請や未納者対策に係る所得情報の提供は、個別に転記しているが、年金事務所と電子媒体での								
体候科光線に係る整裁甲語や木納省対象に係る所特情報の提供は、個別に転配しているが、年金争務所と电子媒体でのやりとりにより時間的効率化を図れる。								
【公平性の評価】								
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)								
特定受益者な 比較すべき項目はない。								
して 負担なし 説								
適正化の余地なし								
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)								
○ 高い 比較すべき項目はない。								
● 平均 <mark>説</mark> 明								
○低い								

【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

● 事務事業のやり方改善

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	● 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

•	評価結果の総括と今	後の万回性				
(1	1) 評価結果の総括					
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又に	は再設定の余	地あり	
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上のタ	余地あり		
	③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の	の余地あり		
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の	の適正化の余り	也あり	
(2	2) 今後の事務事業の	方向性				•
	現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施		年	度
	○ 終了	○ 廃止	〇 休止			
	○ 他の事務事業	業と統合又は通	携			
	○ 目的見直し					

★改善	革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		事業継続	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		削減
定時		事業継続	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
去定受託事務であり、年金事務所と連携し、事業継続	二次評価の要否
	不要

事業コード

【1枚目】

000000000

事務事業名 墓地経営許可、改葬許可事務	部 名 等 民	生部 政策の柱 該当	なし			会計該当なし						
予 算 書 の 事 業 名 なし	課名等 市	i民課 政 策 名 該当	なし			款 該当なし						
事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等 市」	民係① 施策名該当	施 策 名 該当なし				項 該当なし					
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 竹内	3 嘉宏 区 分該当	iなし			1 該当なし						
	電話番号 0765-	-23-1003 基本事業名 該当	iなし									
◆事業概要(どのような事業か)				美	續		計画					
墓地経営許可事務、改葬許可事務			単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度				
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 墓地経営許可申請者、改葬許可申請者	<u></u>	墓地経営許可申請者(法人等含む)	٨	16	-	7 10	10	1				
対象	4	改葬許可申請者	人	13	20	10	10	1				
	3											
<平成21年度の主な活動内容> 墓地経営許可事務、改葬許可事務	① 活	墓地経営許可件数	件	16	-	7 10	10	1				
段 *平成22年度の変更点 なし	→ 動指標 ③	改葬許可件数	件	13	20	10	10	1				
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 墓地の管理及び埋葬等が、市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共への福祉の見地から、支障なく行れ 意図	のれるよう	事務処理率	%	100.00	100.00	100.00	100. 00	100. C				
その を施策の目指すすがた> 該当する施策はない 結果	↑成果指	i標が現段階で取得できていない場	合、その取得力	方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 墓地経営許可については、県知事から権限委譲され、平成12年3月に当市規則を整備した。その後、平成20年3月に条	例として軟備した	財 (1)国・県支出金	(千円)			0						
空間には、11-1-1 CIO、水が子がり性的又称ですが、「かに干した」では、11-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1	MIC O CIE IM O IC.	源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数	(千円) (千円) (千円)	0		0 0	0					
		訳 (4)一般財源	(千円)	0	(0					
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の台	合計) (千円)	0	(0	0					
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)	①事務事業に携わる正規職	員数 (人)	1	1	1	1					
なし		②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	100	100	100	10				
		B. 人件費(②×人件費単価/					421	42				
		事務事業に係る総費用 (A-					421	42				
		(参考) 人件費単価	(円億時間				4, 205	4, 20				
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特にない		◆県内他市の実施状況● 把握している○ 把握していない		<mark>ている内容又は把</mark> ら権限委譲されて								

02010100

政策体系上の位置付け

コード2

000000

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大 該当する施策はない。
○ 直結度中 説明
● 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた
め、市による最初が以近なが、、「公本にかが市に向く、「以前(山区 エネザ)によるケーとハッス地が下当に(人は四種)なた
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
説
acc ing
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
説
なし <mark>調</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。
なし <mark>説</mark> 明
91
[Hatily of the]
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) 事業費については、計上されていないことから削減する余地はない。
acc in the state of the state
21
I blue with A to de Training A to the A
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
業務時間は、わずかである。
なし <mark>説</mark>
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者なは、一時間・許可事務
し・負担なし。説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 受益者負担を求める事業ではない 。
○ 平均 説
○低い

业	【必要性の評価】						
10.	社会的ニーズ (この事務	事業にどれ	くらいのニーズがあるか)				
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い						
	○ 市固有の課題であり	、なおかつī	市民などのニーズが非常に高い				
	○ 比較的多くの市民な	どがニーズ	を感じている				
	○ 一部の市民などに、	ニーズがある	3				
	○ 一部の市民などに、	ニーズがある	るが、それが減少しつつある				
	○ 目的はある程度達成	されている					
	● 上記のいずれにも該	当しない					
11.	事務事業実施の緊急性						
	○ 緊急性が非常に高い						
	○ 緊急に解決しなけれ	ば重大な過失	失をもたらす				
	○ 市民などのニーズが	急速に高まっ	っている				
	○ 緊急性は低いが、実	施しなけれん	ば市民生活に影響が大きい				
	● 緊急性が低く、実施	しなくてもī	市民サービスは低下しない				
	評価結果の総括と今後の	方向性					
(1	!)評価結果の総括						
		適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり				
	② 有効性	適切	○ 成果向上の余地あり				
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	適切	○ コスト削減の余地あり				
	· · · · · ·	適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり				
(2	2) 今後の事務事業の方向	付性					
	● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度						
	〇終了 〇月	- 0	休止				
	○ 他の事務事業と	統合乂は連携	5.				
	○目的見直し						
	○ 事務事業のやり方	改善					

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		事業継続	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		事業継続	成果の方向性
時期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
県知事から権限委譲されており、事業継続	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 53101204

【1枚目】

000000000

<u> </u>										
事務事業名 臨時運行許可事業	部名等	民生部	政策の柱該当な	îl			会計該当なし			
予算書の事業名なし	課名等	市民課	政 策 名 該当な	îL			款 該当なし			
事業期間 開始年度 平成8年 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	市民係①	施 策 名 該当な	îl			項 該当なし			
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	徳道 淳子	区 分該当た	îL			1 該当なし			
	電話番号	0765-23-1003	基本事業名 該当た	îl						
◆事業概要(どのような事業か)					実	績		計画		
臨時運行の許可を受けようとする者に審査の上、許可証を発行し、臨時運行許可番号標を貸与する。				単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 臨時運行の許可を受けようとする者		① 許可申請者	ž	Д	307	25	9 260	260	26	
<u>x</u> y <u>\$</u>		対 象 ② 指								
		缥 ③								
〈平成21年度の主な活動内容〉 臨時運行の許可を受けようとする者に審査の上、許可証を発行し、臨時運行許可番号標を貸与する。		① 許可書発行 活	亍、許可番号標貸与者	٨	307	25	260	260	26	
号 ** 平成22年度の変更点		動 ② 指標								
なし		信 ③		Î						
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 自動車の運行関し、道路運送法のすべての要件を満たすことが合理的でない場合、特例的に便宜を図る。 意図	-	① 許可システ 成果 ② 標標	厶稼働率	%	100.00	100.0	100.00	100.00	100. (
		3		- T (II)	N 1					
を施策の目指すすがた>の該当する施策はない株果		「成果指標が現段」	皆で取得できていない場合	、その取得万	法を記人					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		₽	(1)国・県支出金	(千円)	0		0	0		
道路運送車両法第34条第2項に規定に基づき、平成8年に「魚津市自動車の臨時運行許可に関する取扱い規則」を制	制定。	源	(2)地方債	(千円)	0		0	0		
			(3)その他(使用料・手数料		10			10	1	
			(4)一般財源	(千円)	0		0	0		
▲明仏吐切り後の東次東晋も馬り光ノ電路のボルト 人後又担されて電路ボル (汁おず、料制経動、社人は熱のボル	12 de 18 \		予算(決算)額((1)~(4)の合事務事業に携わる正規職員		10		0 10 4 4	10		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化 特になし	L/£ C)		事務事業に携わる正規職員	(時間)	80		80	80		
		<u> </u>	・ 大件費(②×人件費単価/千		336		336	336	33	
			務事業に係る総費用 (A+		346			346	34	
			参考)人件費単価	(円@時間)	4, 205			4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)		•	▶県内他市の実施状況	(把握して	いる内容又は把	握していない理	由の記入欄)			
なし			● 把握している	全自治体で	宇施					
			○ 把握していない							

02010100

政策体系上の位置付け

コード2

000000

予算科目

【日的安当性	
1. 施策への直	結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大	
直結度中	, 明
直結度小	
2. 市の関与の妥	妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	により市による実施が義務付けられている
	による義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なたよる実施が妥当
	サービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_	を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
O 26/10 H13	道路運送車両法第34条第2項
根拠法令等を記	
3. 目的見直しの	D余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。
	説
なし	明.
【有効性の語	平面 】
	★地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
,,,,,,,,	成果向上の余地はない。
	説
なし	明
- 本株ポップ	・ へとり特用が立てて可能性のもて他の事故事業の女無 (1)を特用が立てても翌明\
5. 連携すること	とで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携する他の事務事業はない。
	た助うでにグデカカデストのない。
なし	<u> </u>
	<mark>明</mark>
【効率性の評価	
6. 事業費の削減	域の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	事業費については、計上されていないことから削減する余地はない。
なし	説
<i>7</i> 8 C	明
7. 人件費の削	滅の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	人員削減は難しい。
4-1	説
なし	明.
【公平性の評価	1
	の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	北陸信越運輸局管内同一
付定支益有な し・負担なし	38
	説 明
適正化の余地なし	
0 本市の高光寺	そ名中の北海(周内州市と比較) 全体のより方について説明)
	皆負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) 北陸信越運輸局管内同一
○ 高い	10 注 口だなた刊 77 目 7 7 円
● 平均	説 明
O #=:	71
○ 低い	

【必要性の評価】

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

10.	(0. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)							
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い							
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い							
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている							
	● 一部の市民など	に、ニーズがま	55					
	○ 一部の市民など	に、ニーズがま	らるが、それが減少しつつある					
	○ 目的はある程度	達成されている						
	○ 上記のいずれに	も該当しない						
11.	事務事業実施の緊急	性						
	緊急性が非常に	高い						
	○ 緊急に解決しな	ければ重大な過	過失をもたらす					
	市民などのニー。	ズが急速に高ま	ミっている					
	緊急性は低いが、	、実施しなけれ	ルば市民生活に影響が大きい					
	○ 緊急性が低く、	実施しなくても	市民サービスは低下しない					
*	評価結果の総括と今	後の方向性						
(1)	評価結果の総括							
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり					
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり					
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり					
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり					
(2)	今後の事務事業の)方向性						
	● 現状のまま	(又は計画どま	5り)継続実施 年度					
	0	0 0-	○ 休止					
	○ 他の事務事業と統合又は連携							

★改善	革·改善案((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		事業継続	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定		事業継続	成果の方向性
時期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

x課長総括評価(一次評価)				
	二次評価の要否			
	【選択】			

事業コード

事務事業名 住居表示関係事務

【1枚目】

000000000

-	予 算	書の	事 業 名	なし						課名等	市民課		政 策 名 該当な	:L			款 該当なし		
	事業其	期間	開始年度	昭	和41年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	市民係①)	施 策 名 該当な	il			項 該当なし		
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営 記入者氏名 寺田 遼太 区 分該当なし									1 該当なし									
							l.			電話番号	0765-23-1	003	基本事業名 該当な	i L					
												-							
			要(どのよ			. 1845 * 1	- 1. LESS TE No. 0		1/- LAS - L+#	1)V-1-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	= 1.1 - + 11.0	11. III. (4. D) /	N		実	績		計画	
を	原則建	物ごとに	こつける制	度が住居	表示制度で	あり、その適	切な運営を行うた	D		詳用 9 も7にの1〜、仕	所として土地の	地番とは別の	り番号(任所任店番	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	①住居	表示を	実施してし	いる区域:	で住居番号	-	や物、自然資源な ・廃止を求めるも				① 住居 都	5号の付番に	係る届出の提出件数	改 件	24	27	27	27	27
対象			実施してい で付番されて								/ fp = -	長示を実施す	べき大字の数	箇列	ř 37	37	37	37	37
												番号を付番さ 番号新旧対	れている建物 照表で把握)	件	6, 582	6, 609	6, 636	6, 663	6, 690
	・住居	番号に)受理及		の付番、変更に	こ係る通知				① 届出る	を適切に処理	した件数	件	24	27	27	27	27
手段	・住屋	表示新	「帳の登傭 <u>「旧対照表<i>0</i></u> ごの変更点		基づく更新 化	寺 <i>)</i> ————————————————————————————————————					動	長示を適切に	実施できている大芸	字の数 箇別	ř 36	36	36	36	36
	なし										企 住居家	表示実施区域 こして用いて	内で住居番号を住所 いないもの	所、所 世帯	76	61	49	39	31
	①住居	居表示の	付番・変更	・廃止	を求めるも	に変えるのか) のに対して適 り に実施されてし	刃な対応を行う。				・ ている	5割合(活動	し、住居版番号を迫 指標①/対象指標①	D) %	100.00	100.00	100.00	100. 00	100.00
意図	Ĩ.	沙住店衣	《小关心区》	(C任店	区小が過り	に美心されてい	, · Ø °				果 ② 合	長示が適切に 动指標②/対	実施されている区域 象指標②)	或の割 %	97. 30	97. 30	97. 30	97. 30	97. 30
											② 住居君		で住居番号を用いる 動指標③/対象指標		1. 15	0. 92	0. 73	0. 58	0. 47
結	該当す	トる施策 号表示実			住所・所在:	地を確定する#	ために必要な市の	根本的な事務であ	り、特定の施策に結び	つく事務では	↑成果指標が	現段階で取得	できていない場合	、その取得	方法を記入				
							っかけで始まった	,				(1)国・	・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
昭	和3/年	こ 1任月	古表示に関	9 る法律	」か施行さ	れ、無津市に	おいても市街地を	: 対家に実施するた	め、昭和41年から実施	31に回けた準備を行	った。	源 (2)地力		(千円)	0	0	·	0	0
												訳 (3)その	他(使用料・手数料等	等) (千円) (千円)	0	0	_	0	0
												1 -7 75	ス円(床 決算) 額((1)~(4)の合		0	0	·	0	0
٠	開始時	期以後の	の事務事業	を取り巻	く環境の変	化と 今後予	想される環境変化	(法改正 規制緩	和、社会情勢の変化な	、ど)			業に携わる正規職員		2	2	_	2	2
	昭和42:	年に実施	施された第·	一次住居	表示を皮切	りに、市街地	の形成を目的とし		た土地区画整理事業の		所が分かりづら		業の年間所要時間	(時間)	140			200	200
い	・地区を	対象に、	現在まで	8度の住居	居表示が実施	施されている。						B. 人件費	(②×人件費単価/1,	000) (千円)	589	589	561	802	802
												事務事業は	こ係る総費用(Å+I	3) (千円)	589	589	561	802	802
												(参考)	人件費単価	(円@時間	4, 205	4, 205	4, 010	4,010	4,010
								ルた意見・質などを				◆県内他	市の実施状況		ている内容又は把			the control of the control	+ +n + = + r
	市民か	ら「住原	舌番号」と	□土地の	地番」のふ	たつの番号が	あることが、紛ら	らわしいとの意見が	<i>ক</i> '				世握している	課)、氷課)、滑	示実施市)富山市 見市(建設部都市 川市(総務部市民 示未実施市)黒部	計画課)、小矢部 課)、射水市(1	R市(総務部総務 と画総務部総務課	課)、砺波市(褚)	逼祉市民部市民

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010100

民生部

政策体系上の位置付け

政策の柱該当なし

コード2

000000

予算科目

会計該当なし

	×>====================================									
	結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)									
○ 直結度大	ab									
○ 直結度中	明									
● 直結度小										
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)										
● 法令など	● 法令などにより市による実施が義務付けられている									
	○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当									
○ 民間でも	○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当									
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当										
○ 既に目的	○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当									
根拠法令等を記	住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)、住居表示に関する法律施行令(昭和42年政令第246号)、魚津市住居表示に関する条例(昭和42年魚津市規則第3 表示に関する条例(昭和42年魚津市条例第5号)、魚津市住居表示に関する条例施行規則(昭和42年魚津市規則第3 号)、魚津市住居表示の実施基準(昭和47年魚津市告示第11号)									
3. 目的見直しの	つ余地 (現状の 【対象】と 【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)									
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。									
なし	説明									
【有効性の記	平価】									
4. 成果向上の余	k地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)									
あり	住居表示実施区域において、個人の住所が地番のままのものや法人の所在地が地番のままのものがあり、これらに適切な住居番号をつけることで、住所、所在地がわかり易くなる。また、経田西町においては、その住居表示実施区域が土地改良事業の換地に伴い、住居表示台帳と現況が乖離しており、これを適正化(住居表示実施区域の変更を含めて。)することで、住所、所在地がわかり易くなる。									
5 連携すること	こで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)									
あり	・都市計画課で受け付けている建築確認申請に係る書類で、概ねの建築行為が確認できることから、住居表示実施区域に係るものに限り、情報の提供を受けることが出来れば、事前の準備が行えることから、付番を速やかに行うことが出来る。(現状では、付番に際して少なくとも5分~10分の待ってもらっている。)									
F 11 1111 200										
【効率性の評価										
6. 事業費の削減	成の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)									
なし	事業費については、計上されていないことから削減する余地はない。 説 明									
7. 人件費の削	滅の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)									
なし	人件費については、届出の受理、住居番号の付番・変更・廃止の通知、住居表示台帳の整備が主たるものであり、これについては、それほど変化がないと思われる。しかし、経田西町の住居表示実施区域と字の区域の相違の問題を解決しようとすると、住民と協議する必要があり、これにはかなりの時間を要すると考えられる。									
【公平性の評価										
	】 D適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)									
特定受益者なし・負担なし	プ <u>間に化りませ、(同云の見直しや社会経済状况等から)</u> この事務は、万人に対してわかり易い住所・所在地をの設定することが目的であり、受益を受けるものは、限定されない。 説 負担については、特定の受益者がいないことから、求めるべきものではない。									
適正化の余地なし	III									
9. 本市の受益者	予負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)									
高い	受益者負担を求めるべき正確の事務でない。									
〇 平均	説明									
○低い										
O 124 :										

[4	【必要性の評価】						
10.	. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)						
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い						
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い						
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている						
	○ 一部の市民などに、ニーズがある						
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある						
	○ 目的はある程度達成されている						
	● 上記のいずれにも該当しない						
11.	. 事務事業実施の緊急性						
	○ 緊急性が非常に高い						
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす						
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている						
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい						
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない						

★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 証価は里の公好

(1) 評価指来の総括									
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり							
② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり							
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり							
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり							
Col. A sec. Comb. College C. A. Col.									

シムナに	五十日 ■ 週9 ○ 文面有見地の週上化の示。						
今後の事務事業の	方向性						
○ 現状のまま	(又は計画どま	3り) 継続実施	年				
終了	〇 廃止	〇 休止					

● 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

● 事務事業のやり方改善

★改善	革・改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		経田西町の住居表示実施区域については、区域の住民の住所に対する意見を確認し、その区域の変更の範囲をどの程度とするか検討する。また、協議が早く整うようであれ	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)	の	維持
定時		経田西町の住居表示について、平成22年度中に手続きが行われていないようであれば、 この間に実施するように努める。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)	この同じてからりに方のも。	向上

★課長総括評価(一次評価)	
区域住民の住所に対する意見を確認し、事務を進めていく。	二次評価の要否
	不要

事業コード 24699902

事務事業名 老人医療費適正化対策事業

【1枚目】

001030106

コード3

予算科目

会計 一般会計

予 算 書 の 事 業 名 1. 老人医療費適正化対策費	課名等		市民課	政 策 名 第4節 健	やかでき	キに支えあう福祉	社会の構築	<u>款</u> 3. 民生費			
事業期間 開始年度 昭和48年度 終了年度 平成23年度 業務分類 5. ソフト事業	係名等		医療保険係	施 策 名 6. 社会保	障制度の	の充実		項 1. 社会福	祉費		
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	区 分その他			目 6. 老人医療対策費				
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	電話番号		0765-23-101								
	电印笛与		0703 23 101	本本事来和での 個							
◆事業概要 (どのような事業か)						実	績		計画		
医療機関から請求のあった「レセプト」を点検し、疑義のあるものを国保連合会に再審査請求、その結果により過	誤精算される。				単						
(平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったため過誤調整のみ)					位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)			① 占绘站:	象レセプト件数	件	23. 055	28	0	0	0	
診療報酬明細書(レセプト)、老人医療受給資格者			少 無採刈	家レビフド円奴	T	23, 033			U .		
対	-	→	象 ② 受給資	恪者数	人	6, 106	6, 106	0	0	0	
*			標								
			3								
<平成21年度の主な活動内容>				*E ** 15 (d dg	fal	0.50					
平成19年度で老人保健事業が終了しているため、過誤精算等のみ実施した。		,	 ① 過誤調 	怪請求忤奴	件	953	51	0	0	0	
<u></u>		_ [動の温電電	整請求金額	千円	129, 614	3, 285	0	0	0	
数 *平成22年度の変更点			指 ② 迪訣酮 : 標	E 117 77 ME 1190	' ' '	120,011	0, 200]	,	·	
特になし。			3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)											
各医療機関の医療費の過誤請求を点検精査し、医療費の適正化を保持する。				整等実績金額	千円	10, 200	1, 925	0	0	0	
黄		_ !	成 果 。								
			指② 1人当た標	:り過誤調整金額	千円	1. 67	0	0	0	0	
		ľ	(3)								
その 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。			↑成果指標が現	段階で取得できていない場合、その	り取得方	法を記入					
果											
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財 (1)国・県支出金	(千円)	0	-		0	0	
当初は市直営で実施していたが、レセプト件数の増加により昭和58年頃から専門業者に点検を委託している。				源 (2)地方債	(千円)	0	0	_	0	0	
				内 訳 (3)その他(使用料・手数料等) (4)一般財源	(千円)	2. 448	•	ū	0	0	
				A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	2, 448			0	0	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変	化など)			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	0		0	0	
高齢化の進展に伴い医療費も増加しており、レセプト点検による医療費適正化は重要な事業とされており、老人保	健事業とは別枠で予算	算化	されている。	②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	0	0	0	0	
また、後期高齢者医療制度の開始に伴い現在の老人保健医療制度は19年度で終了した。(22年度までは整理期間と	して存続する。)			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	0	0	0	0	0	
				事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	2, 448			0	0	
				(参考) 人件費単価	(円億時間)				4, 205	4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし。						いる内容又は把		<mark>自の記入欄)</mark> る。(業者等による	ムレカゴレムやの	宝体)	
付にない。						る統計資料等に 経由での過誤精		い。(未有寺による	o レゼノト 忌快の	天旭)	
				○ 把握していない							

部・課・係名等 コード 1

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

不要

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事	務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	医療費の適正な執行を行う上で、必ず実施すべき業務である。
○直結度中 説明	
○直結度小	
2. 市の関与の妥当性(月	民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市	による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義め、市による実施	務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた が妥当
	提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施している	が、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成し	ているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	、医療費適正化推進事業実施要綱(平成18年6月28日厚生労働省令)
3. 目的見直しの余地(玛	見状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状	よの対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明	
【有効性の評価】	
	果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果	県向上の余地なし。
なし説	
明明	
	より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携	書することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説 明	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の余地	(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
必要	長最小限の事業費であり、削減の余地はない。
なし説	
明明	
	(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
人件	‡費はほとんど掛かっていない。
なし説	
明明	
【公平性の評価】	
	の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)
付足又無日は	z プトの点検業務等法令に基づき適正に実施されている。
適正化の余地なし	
0 木市の悪光老色中の一	k準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
	内他市も同様であり、妥当と思われる。
O IM V	
● 平均 説明	
○低い	

【必	要性の評価】								
10.	社会的ニーズ(、	この事務事業にど	ιくらいのニーズがある	(でな。)					
	○ 全国的又は広	広域的な課題であり	、ニーズが非常に高い						
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い									
○比較的多くの市民などがニーズを感じている									
○一部の市民などに、ニーズがある									
	○ 一部の市民な	こどに、ニーズがま	るが、それが減少しつ	つある					
	目的はある程	是度達成されている							
	○ 上記のいずれ	にも該当しない							
11.	事務事業実施の	緊急性							
	緊急性が非常	に高い							
	○ 緊急に解決し	なければ重大な過	失をもたらす						
	○ 市民などの=	ーズが急速に高す	っている						
	● 緊急性は低い	いが、実施しなけれ	ば市民生活に影響が大	きい					
	○ 緊急性が低く	、実施しなくても	市民サービスは低下し	ない					
*	評価結果の総括。	と今後の方向性							
(1)	評価結果の総	括							
	① 目的妥当性	● 適切	目的廃止又は再設	定の余地あ	Ŋ				
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あ) b					
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地	1あり					
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正	化の余地あり)				
(2)	今後の事務事	業の方向性							
	現状のま	ま(又は計画どま	り) 継続実施	ŕ	終了 年度				
	● 終了		○ 休止 ⇒⇒⇒=	⇒⇒⇒ ∓	成22年度				
		事業と統合又は連	携	<u></u>					
	○ 目的見直	:L							
	○ 事務事業	のやり方改善							
★改			・改善を、どういう手	段で行うか)			コストと	成果の方向性	
	平成	22年度まで、整理	期間として存続する。				コス	トの方向性	
	次年度								
	(平成23							維持	
実施	年度)							12.7	
子	at all	·							
定時	争業	終了					成身	その方向性 の方向性	
期	中·長期的								
	(3~5 年間)							維持	
	T(N)								
A am	EWACTER (V	.⇒π /π²\							
	長総括評価(一次の対象や音図等)	詳価) は適切であり、妥	4と思われる						
25.1X	シバタ (応囚寸)	の心がくめり、女:	1 C 101/10:00					二次評価の要否	

事 業 コード 24699903

事務事業名 老人医療費支給事務

【1枚目】

001030106

コード3

予算科目

会計 一般会計

予 算 書 の 事 業 名 2. 老人医療費支給事務費			課名等	市民	課	政 策 名 第 4	節 健やかで	共に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 民生費			
事業期間 開始年度 昭和48年度 終了年度	平成22年度 業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	医療保	険係	施 策 名 6.	社会保障制度	の充実		項 1. 社会福祉	上費		
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソージ	シング 〇 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	中山	明夫	区 分その	他			目 6. 老人医療	索対策費		
		1	電話番号	0765-23	-1011	基本事業名その	他						
◆事業概要(どのような事業か)								実	績		計画		
老人医療受給資格者の支給費(柔道整復・はり灸・補装具・高額 (平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったため過誤調整の		、受給資格者へ医療費	弾通知を送る 。				単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物 老人医療受給資格者 対	の、自然資源など)			① 受 約 対 象 第 2	合資格者数		٨	6, 106	6, 106	0	0	C	
				指									
< 平成21年度の主な活動内容> 支払い実績等なし。				① 手指 活	牧料/年		千円	57	0	14	5	0	
手 * 平成22年度の変更点 特になし。				動 ② 通 统 数	口件数(延べ)		件	8, 993	0	0	0	0	
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 必要とする審査支払い手数料を適正に支払うとともに、医療 意図	₹費の内容を受給資格者に確認し [™]	てもらう。	•	① 1.成果指標 ③ ③	(当たりの手数	料/年	А	9.00	0.00	0.00	0. 00	0.00	
そ < 施策の目指すすがた > の 老人保健医療制度の適正な運営を図り、良質な医療の提供を 結果	行う。			↑成果指標	が現段階で取得	早できていない場合	合、その取得力	方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっ?					(1)国・	・県支出金	(千円)	26	0	0	0	0	
昭和48年から審査代行機関において、老人医療費の審査支払事績	務が実施された。				源 (2)地力		(千円)		_	_	0	0	
					3R)他(使用料・手数				_	0	0	
					(4)一角		(千円)				0	0	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想:	シレス 西庭本 / 、/ 大北 T - 担助総	も 社会は熱の変化を	. 18\			央算)額((1)~(4)の台		838		_	0	0	
■ 本語の 本語の 本語の 本語の 本語の 本語の をいる をいる をいる では では では では では では では では では では				年度で終了した		業に携わる正規職 業の年間所要時間		0	_		0	0	
(支給費については、22年度まで整理期間として存続する)					O + 1/1 + /	(②×人件費単価/			_	-	0	0	
						こ係る総費用 (A-			-	-	0	0	
						人件費単価	(円@時間			_	4, 205	4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、第	実際に寄せられた意見・質問など	を記入)				市の実施状況	(把握し	ている内容又は把	-		·		
特になし。						型握している■型握していない		手数料の支払・医: 合会等による統一.		ては、すべての保険	者で実施してい	る 。	

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 医療費の適正な執行を行う上で、必ず実施すべき業務である。
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
老人医療費適正化推進事業実施要綱(平成18年6月28日厚生労働省令)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
就 g
g g
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
明 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
91
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 人件費はほとんど掛かっていない。
なし <mark>説</mark> 明
91
I / \ \tau \kda \cap \equiv \lambda \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \ta
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 大給費レセプトの審査等法令に基づき適正に実施されている。
付た文価目は
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 県内他市も同様であり、妥当と思われる。
33
■ 平均 説明
○低い
<u> </u>

【必要性の評価】

业	要性の評価】								
10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)								
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
	○ 一部の市民などに、ニーズがある								
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある								
	● 目的はある程度達成されている								
	○ 上記のいずれにも該当しない								
11.	事務事業実施の緊急性								
	○ 緊急性が非常に高い								
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす								
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている								
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい								
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない								
*	評価結果の総括と今後の方向性								
(]	1) 評価結果の総括								
	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
	② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり								
	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり								
	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり								
(2	2) 今後の事務事業の方向性								
	○ 現状のまま(又は計画どおり) 継続実施 終了 年度								
	● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 →→→→→→ 平成22年度								
	他の事務事業と統合又は連携								
	○目的見直し								
	○ 事務事業のやり方改善								

★改革	革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		事業終了	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		事業終了	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		維持

▼課長総括評価(一次評価)	
見状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

23650020

【1枚目】

005010101

事務事業名 国民健康保険一般管理事業	部 名 等	等	民生部	政策の柱第2章	重 安心して	健やかにくらせる	まち	会計 国民健康保険事業特別会計			
予算書の事業名 2.一般管理費	課名等	等	市民課	政 策 名第41	社会の構築	款 1. 総務費					
事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等	名 等 医療保険係 施 策 名 6. 社会保障制度の充実						項 1. 総務管理費			
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	名	中山 明夫	区 分 国民條	建康保険制度			1. 一般管理	里費		
	電話番号	子 0)765-23-1011	基本事業名 国民條	建康保険制度	の適切な運営					
◆事業概要(どのような事業か)						実	績		計画		
1年更新の被保険者証等の送付、医療費の支払業務委託(国保連合会へ委託)					単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者、レセプト(診療報酬明細書)		対	 国民健康 	保険被保険者数	٨	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 40	
対象		⇒靠標	② レセプト ③	(診療報酬明細書)	件	150, 614	155, 306	157, 200	158, 800	160, 40	
<平成21年度の主な活動内容> 被保険者証の更新、電算共同処理委託料の支払		+ + - !		保険被保険者世帯数	世帯	6, 298	6, 180	6, 200	6, 250	6, 300	
手 段 *平成22年度の変更点 特になし。		動指標	② 電算共同③	処理委託料	千円	3, 776	3, 680	3, 870	3, 900	3, 94	
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 被保険者の受診環境を整えるとともに、医療費の迅速な支払を行う。 意図		成果指標	 保険給付 ② ③ 	額	千円	2, 911, 879	2, 937, 331	3, 199, 128	3, 300, 000	3, 400, 00	
そべ施策の目指すすがた> 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 結果		↑成	果指標が現段	階で取得できていない場合	、その取得力	方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 国民健康保険事業の開始に伴い、昭和32年に始まった。				財 (1)国・県支出金	(千円)	515	-	0	0		
自以歴界体核事素が開知に付い、昭和92年に知るプル。				源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料	(千円) 等) (千円)	0 137	1, 599	0	0		
				(4)一般財源	(千円)	8, 559	7, 925	9, 870	9, 998	10, 09	
				A. 予算(決算)額((1)~(4)の合		9, 211	10, 601	9, 872	10, 000	10, 10	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化 高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。	など)			D事務事業に携わる正規職員		1	1	1	1		
同部にの延成と位原見の増に ブル・省して、位原体院制度ででもいってもいっている。				②事務事業の年間所要時間 3.人件費(②×人件費単価/千	(時間) ·円) (千円)	40 168		40 168	40 168	16	
			-	5. 八件質 (② ∧ 八件質 単価/ ⊤ 事務事業に係る総費用 (A+:		9, 379	10, 769	10, 040	10, 168	10, 26	
			<u> </u>	(参考)人件費単価	(円@時間				4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし。				◆県内他市の実施状況 ● 把握している	各保険者が	でいる内容又は把が が国保連合会へレー			≀ る。		
				○ 把握していない							

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

コード3

02010200

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 被保険者証の提示により医療費の3割負担で受診が出来、また、医療機関への医療費の支払が迅速に行われること
□ 直結度中 は、国保事業の適正な運営に繋がる。
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明
L
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
a c c c c c c c c c c c c c c c c c c c
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
国民被保険者世帯数やレセブト件数の実績に応じた費用のため、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark>
in the second of
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 国保被保険者全員を対象としている。
_ し・負担なし <mark> 説</mark>
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 県内他保険者も同様である。
● 平均 説
明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○低い

【业	【必要性の評価】			
10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)			
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い			
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い			
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている			
	○ 一部の市民などに、ニーズがある			
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある			
	○ 目的はある程度達成されている			
	○ 上記のいずれにも該当しない			
11.	事務事業実施の緊急性			
	● 緊急性が非常に高い			
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす			
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている			
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい			
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない			

*	評	価結果の総括と今後の方向性	
	(1)	並在は用の公任	

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(a) 6 (6 - da 76 da 38 -	Lord Int	

分核の事務事業の方回性				
● 現状の	まま(又は計画	iどおり)継続実施		
終了	○ 廃止	〇 休止		

年度	

0	他の事務事業と統合又は連携	
\circ	日的目古1	

○ 事務事業のやり方改善

★改善	革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

▼課長総括評価(一次評価)	
見状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650040

【1枚目】

005010201

	事務事業名 国民健康保険賦課徴収事業	部 名	形 名 等 民生部 政策の柱 第2章 安心して健やか!						建やかにくらせる:	まち	会計 国民健康保険事業特別会計				
	予 算 書 の 事 業 名 2. 賦課徴収費、3. 徴収事務費	課名	等		市民課 政 策 名 第4節 健やかて				やかで共	かで共に支えあう福祉社会の構築			款 1. 総務費		
	事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名	名 等 医療保険係 施 策 名 6. 社:			. 社会保					2. 徴税費				
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者	氏名		中山 明夫		区 分国	民健康保障	険制度			目	1. 賦課徴4	以費	
		電話番	计号		0765-23-101	1	基本事業名国	民健康保障	険制度 <i>σ</i>)適切な運営			u.		
•	事業概要 (どのような事業か)									実	績			計画	
围	3民健康保険制度の改正に対応した国民健康保険 (税) システムの改修を行い、適正な賦課・徴収を行う。								単位	20年度	21年度	:	22年度	23年度	24年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者				① 国民健康	康保険被保	·険者数		人	10, 176	10, 21	1	10, 237	10, 300	10, 40
交			•	→	対 象 ② 指標										
					3										
	< 平成21年度の主な活動内容 > 国民健康保険税の納付方法の変更に関するシステム改修を行い、賦課・徴収を行った。				① 国民健 鼠活	 長保険税収	!納額		千円	995, 690	974, 51	0	980, 528	970, 000	970, 00
手段	<mark>た</mark> * 平成22年度の変更点 特になし。			→	標										
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			_	3										
意図	被保険者に対して、適正な賦課・徴収を行う。		-	→	① 微収率 (成果 ② 排標 ③	現年課税	分(一般))		%	92. 30	91. 2	4	92. 00	92.00	92. (
2	<施策の目指すすがた>			-		段階で取行	鼻できていない な	易合、その	取得方	法を記入					
ての新昇	り 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 古 長														
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)					財 (1)国	・県支出金		(千円)	3, 700	2, 96	6	0	0	
国	B民健康保険事業の開始に伴い、昭和32年に始まった。					源 (2)地			(千円)	0		0	0	0	
						3H	の他(使用料・手	数料等)	(千円)	2, 688		0	0	0	
							投財源 決算)額((1)~(4)6	v → 3T)	(千円) (千円)	10, 874 17, 262	3, 58 6, 55		4, 082 4, 082	5, 500 5, 500	5, 50 5, 50
	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	たど)					業に携わる正規		(人)	17, 202		2	4, 002	3, 300	3, 30
	最気低迷による所得の減少等により、国民健康保険税収入が減少しており、財政状況が厳しくなってきている。	1.2 C)					業の年間所要時		(時間)	140	8		140	140	14
							(②×人件費単位		(千円)	589	33		589	589	58
						事務事業	に係る総費用(A+B)	(千円)	17, 851	6, 88	7	4, 671	6, 089	6, 08
						(参考)	人件費単価		(円億時間)	4, 205	4, 20	5	4, 205	4, 205	4, 20
	◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 国民健康保険税が高いとの声がある。						也市の実施状況 把握している			<mark>いる内容又は把扱</mark> 課・徴収について				ひ組んでいる。	
						•	把握していない								

部・課・係名等 コード 1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明) ● 直結度大
○ 直結度中 ○ 直結度小 ② 直結度小 2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
□ 直結度中 ○ 直結度小 2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
▲ 注入なびによりまによる実施が美数付けされている
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
・国民健康保険法(昭和33年法律第192号) - 地方税法(昭和25年法律第226号)
・魚津市国民健康保険税条例(昭和34年魚津市条例第14号) 3.目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明
Establish of a 70° ber
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし 説 問
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
制度改正の状況に応じてシステム改修の費用が大きく異なるため、削減出来るかどうかの問題にはなじまない。
なし 説 明
1 Main 20 May 6 M 1 A 6 M 20 M
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者なは、法に基づき実施されている。
では、 で、 ・ 負担なし 説 ・ 明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 法に基づき実施されている。
 ● 平均 説明
○低い

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
*	評価結果の総括と今後の方向性
(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
() A sec form to the	1 1 1 1 1	

(2) 今後の事務事業の方向性

•	現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施
0	終了	〇 廃止	(t	k i E

年度

○ 目	ńή	日	古	1

○ 事務事業のやり方改善

○ 他の事務事業と統合又は連携

★改革	革・改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
去に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650050

【1枚目】

005010301

事務事業名 国民健康保険運営協議会事業						部 名	等	民生部			政策の柱第2章	安心して	健やかにくらせる	まち	会計 国民健康保険事業特別会計								
予 算	書の	事業	名 1.	運営協議会費	ł					課名	等		市民課		政 策 名 第4節	節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築 款 1. 総務費							
事 業	期間	開始年	度	昭和33年度	終了年度	当面約	迷続	業務分類	5. ソフト事業	係名	等		医療保険係		施 策 名 6. 社会	会保障制度	の充実		項 3. 運営協議会費				
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営							記入者	氏名	名 中山 明夫			区 分 国民健康	東保険制度			1. 運営協議会費							
				U.					-	電話	番号	07	765–23–101	1	基本事業名国民健康	兼保険制度	の適切な運営						
◆事業根	要(ど	のような事	業か	1													実	緒		計画			
		営協議会														単	33,	154		нты			
																位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
					へるのか。※人 市が国保事業				て、諮問に対し答申	する。		I 8	① 協議会委	長員数		٨	12	12	2 12	12	1		
対象											•	1 指	② 委員の出	出席率		%	95	92	94	94	9		
												標 (③ 予算、決	や算の審誦	義割合	%	100	100	100	100	10		
出産	育児一時		に関す	る国保条例の)改正案につい R健事業等につ			りとする旨答申	した。また、平成20	年度魚津市国保	:決	活	① 協議会界	開催回数			3	2	3	3			
野 *平	成22年月	要の変更点		-及了并未、内	(歴尹未守に)	アレ・ C I加 in C	1-0				-	垂	② 委員の延	Eベ出席ノ	人数	人	35	22	34	34	3		
	なし。												③ 予算、決	快算の審議	養件数	件	4	3	5	5			
					に変えるのか ほ保持、良質な							成	① 協議会勢	長員の定数	数割合	人	92. 31	92. 31	92. 31	92. 31	92. 3		
意図											•	単指標	② 委員の出	出席率		%	94. 59	91. 67	94. 44	94. 44	94. 4		
												(③ 予算、決	と算の審議	義割合	件	100.00	100.00	100.00	100.00	100.0		
~		指すすがた 倹事業が健		☑営され、良質	『な医療が受け	·sれる。						↑成身	果指標が現	設階で取	得できていない場合、	その取得力	7法を記入						
					らどのようなき							1		(1)国	・県支出金	(千円)	0						
戦後の社	t会保険	制度の再構	5築の	中で「国民皆	保険制度」の理	単念のもとに	各保険	者で組織された						源 (2)地		(千円)	0	(-	0			
														訳 ——	の他(使用料・手数料等 般財源	(千円) (千円)	204 123	132		216 121	21 12		
															放射 (原 (決算) 額 ((1)~(4)の合計		327	196		337	33		
◆開始時	幹期以後	の事務事業	をを取	り巻く環境の	変化と、今後	予想される環	境変化	(法改正、規制	緩和、社会情勢の変	を化など)					業に携わる正規職員数		2			2			
								なくされている							業の年間所要時間	(時間)	340	280	340	340	34		
														B. 人件	費(②×人件費単価/千円	(千円)	1, 430	1, 177	1, 430	1, 430	1, 43		
															に係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 757	1, 373	1, 767	1, 767	1, 76		
														1- +7	人件費単価	(円@時間	-,			4, 205	4, 20		
					の私見ではなく	く、実際に寄	子せられ	た意見・質問な	:どを記入)					◆県内伯	也市の実施状況		ている内容又は把握		由の記入欄)				
もつとれ	かり易	い医療制度	まにし'	にはしい。										•	把握している		照会等により把握り D開催時期・協議3						
														0	把握していない								

部・課・係名等 コード1 02010200

政策体系上の位置付け コード2

246011

予算科目

1. 施策への直絡	洁度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)									
● 直結度大		この協議会は国民健康保険法に基づく必置機関であり、条例改正等を行う際には必ず開催する必要がある。									
○ 直結度中		明									
○ 直結度小		21									
2. 市の関与の妥	当性	(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)									
法令など	によ	り市による実施が義務付けられている									
		る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当									
○ 民間でも。	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当									
		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当									
_	○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当										
根拠法令等を記		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第 1 項									
3. 目的見直しの	余地	! (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)									
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。									
なし	説明										
V -t - tot 1 st	T. /-										
【有効性の評											
4. 成果向上の余		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)									
		成果向上の余地なし。									
なし	説										
3. 5	明										
5. 連携すること		今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)									
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。									
なし	説										
0.0	明										
【効率性の評価	6】										
6. 事業費の削減	の余	:地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)									
		必要最少限の経費で実施している。									
なし	説										
,	明										
7. 人件費の削減	咸の:	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)									
		予算編成や条例改正等必要に応じて開催しているものであり、これ以上の削減はできない。									
なし	説										
,a C	明										
【公平性の評価】]										
8. 受益者負担の	適正	化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)									
特定受益者な		基本的な方向を協議するため、あくまで公平を原則とする。									
し・負担なし	説										
	明										
適正化の余地なし											
9. 本市の受益者	負担	の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)									
高い		受益負担の原則に基づき保険税と給付の関係が規定されている。									
₩ 777.464	説										
● 平均	明										
○ 低い											

【必要性の評価】

10.	社会的ニー	く (この事務事業にと	されくらいのニースかある	カ*)								
	○ 全国的ス	は広域的な課題であ	り、ニーズが非常に高い									
	○ 市固有の	課題であり、なおか	つ市民などのニーズが非	常に高い								
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている											
	○ 一部の市民などに、ニーズがある											
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある											
	目的はあ	る程度達成されてい	る									
	○ 上記のレ	ずれにも該当しない										
11.	事務事業実施	を の緊急性										
	○ 緊急性が	が非常に高い										
	○ 緊急に角	戻決しなければ重大な	過失をもたらす									
	○ 市民など	のニーズが急速に高	まっている									
	● 緊急性に	は低いが、実施しなけ	れば市民生活に影響が大	きい								
	○ 緊急性が	ばく、実施しなくて	も市民サービスは低下し	ない								
		総括と今後の方向性										
(1)	評価結果				1							
	 目的妥当 		○ 目的廃止又は再設									
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あ									
	③ 効率性	● 適切	○コスト削減の余地									
	④ 公平性	●適切	○ 受益者負担の適正	化の余地あり								
(2)		務事業の方向性										
		のまま(又は計画ど	_	年	度							
	○ 終了		○ 休止									
		事務事業と統合又は	建 捞									
	○目的											
	○ 争務	事業のやり方改善										
A 76-	# 14 * # 1	100 b 5 b 76	サールギナー 1851、5-7-6	n								
★以.	中・以 音糸 「	なし	革・改善を、どういう手具	えで付うかり		コストと成果の方向性						
		-40				コストの方向性						
	次年度 (平成23											
実	年度)					維持						
施												
予定		なし				成果の方向性						
時						ルネッカ門正						
期	中·長期的 (3~5											
	年間)					維持						

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいた事業並びに必要最小限の経費で実施しており、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650060

【1枚目】

005010401

*************************************	steer to hole		The late on the	かっき 中ミーブ	カルムーノ こ ルフ	++	人引属日牌库伊	스 후 # # 미 스 리	
事務事業名 国民健康保険趣旨普及事業	部名等			第2章 安心して(会計国民健康保	_快 争耒特別会計	
予算書の事業名 1. 趣旨普及費	課名等	市民課	政策名	第4節 健やかでき	共に支えあう福祉	社会の構築	款 1. 総務費		
事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	医療保険係	施策名	6. 社会保障制度の	の充実		項 4. 趣旨普	及費	
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	中山 明尹	区分	国民健康保険制度			1. 趣旨普.	及費	
	電話番号	0765-23-10	基本事業名	国民健康保険制度の	の適切な運営				
		1							
◆事業概要(どのような事業か)					美	續		計画	
国保制度のリーフレット等を配布し、制度の趣旨をPRしている。				単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国保世帯、被保険者等		① 被保険	者世帯数	世帯	6, 298	6, 180	6, 200	6, 250	6, 300
対 象		⇒ 象 ② 被保険	者数	人	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 400
		標 3							
< 平成21年度の主な活動内容> 医療制度改正について市広報によりPRしたほか、高齢受給者証の新規交付対象者に高齢受給者証の内容等に関するを配付した。	るパンフレット	① 新規加	入世帯	世帯	975	800	900	900	900
要 *平成22年度の変更点		- 動 ② 新規加標	入被保険者	٨	1, 763	1, 456	1, 600	1, 600	1, 600
70歳~74歳までの自己負担引上げ凍結の措置が延長される。		3							
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 被保険者に国保制度を理解してもらい、国保制度の普及を図る。		① 被保険	者世帯数	世帯	6, 298	6, 180	6, 200	6, 250	6, 300
意図		果 ② 被保険標	者数	٨	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 400
			段階で取得できていない	い場合、その取得方	7法を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財 (1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	(
国民皆保険制度の趣旨に沿い昭和32年度から現在の国保制度が実施されているが、医療の高度化や高齢化社会の進展り、制度の周知・普及に努めている。	等に伴いそのつる	ど改正が行われてお	源 (2)地方債	(千円)	0	•	-	0	(
			内 (3)その他(使用料・		0	_	-	0	400
			(4)一般財源 A. 予算(決算)額((1)~((千円) 4)の合計) (千円)	113 113			460 460	460
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	(など)		①事務事業に携わる正		5			5	
18年6月に医療改革法案が成立し、後期高齢者医療制度や自己負担割合の変更、生活習慣病予防健診・指導など医療制度		った。	②事務事業の年間所要		680			680	680
			B. 人件費 (②×人件費)	単価/千円) (千円)	2, 859	2, 691	2, 859	2, 859	2, 859
			事務事業に係る総費用	(A+B) (千円)	2, 972	2, 729	3, 324	3, 319	3, 319
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			◆県内他市の実施状況		いる内容又は把				
制度が複雑でわかりにくいとの声をよく聞く。			○ 把握している	国保制度の	ソPRについては	、各保険者がそれ	れぞれ独自に取り糸	Hんでいる 。	
			● 把握していな	l)					

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大 広報やケーブルTV等で随時実施しているが、反応は余り感じられない。
直結度中 <mark>説</mark> 明
● 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた め、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
○ 気に日的を達成しているので、中が関する施工が奏目
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
ac in the state of the state
問 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
また 説 iii
^G C 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
数
ac in
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
必要最少限の経費で実施している。
なし <mark>開</mark>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
県内他市と比較しても妥当と思われる。
説
なし <mark>就</mark> 明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
国児制序の物に生むけ/田如華取させてもめの事業でも
付た文価日本
明
適正化の余地なし
0 大宝の思ささら初の東郷(周内仙宝と見禁) 公然のもりまたのして翌日
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) ○ 高い 今後とも国保制度の趣旨のPRを行い、適正な事業運営に努めることが必要である。
● 平均 <mark>説</mark> 明
低い

【必要性の評価】

○ 終了○ 廃止○ 休止○ 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

【必安性の計画】
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない
11. 事務事業実施の緊急性
○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
★ 評価結果の総括と今後の方向性
(1) 評価結果の総括
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

·課長総括評価(一次評価)	
kに基づいた事業並びに必要最小限の経費で実施しており、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

【1枚目】

事業コード 23650070		部·課·係名	名等 二	2-ド1 020	10200	政策体系」	上の位置付	け	Iード2	246011	予算科目	コード3	005010501
事務事業名 国民健康保険医療	養適正化対策事業	部 名	等	民生部		政策の柱第	2章 安/	心して健	やかにくらせる	まち	会計 国民健康保	除事業特別会計	
予 算 書 の 事 業 名 1. 医療費適正化対	#	課名	等	市民課		政 策 名 第	4節 健	やかで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 1. 総務費	:	
事業期間 開始年度 昭和32年度	終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名	等	医療保険係		施 策 名 6	6. 社会保障	章制度の	充実		項 5. 特別対	策事業費	
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ●	2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏	: 名	中山 明夫	1	区 分国	民健康保障	倹制度			1. 医療費	適正化対策事業	費
		電話番	号	0765-23-101	1	基本事業名	1民健康保障	倹制度の	適切な運営				
◆事業概要 (どのような事業か)									実	績		計画	
医療機関から請求のあった「レセプト」を点検し	し、疑義のあるものを国保連合会に再審査請求し、請求が正しけれ	ぱ過誤調整で診療	療報酬	が還付される。				単					
								位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	and the state of the Market and			1 :									
(この事務事業は、誰、何を対象にしている 国保被保険者が病院等で診療を受けたときの				① 点検対	象レセプト	件数		件	145, 228	149, 700	150, 000	150, 000	150, 00
# THE REPORT OF THE PARTY OF TH	WHITE COLLY CHICK MILE COLL			対象								 	
象				● 常 ② 被保険	者数			人	10, 176	10, 21	1 10, 237	10, 300	10, 40
				標 3									
												 	
< 平成21年度の主な活動内容 > 専門業者 (「ニチイ学館) に季託し、全件資	₹格点検、内容点検を実施した。その結果、内容等に疑義のあったも	のを国保連合会		① 過誤調	整請求件数			件	918	1, 01	7 970	970	9
に再審査請求し、その結果により過誤精算を		СП	`	插動 ② 28-8-8-8								İ	
*平成22年度の変更点				指 ② 適誤調	整請求金額			千円	79, 036	94, 31	87, 000	87, 000	87, 00
紙レセプトによる点検から電子データによる	画像点検となる。			標 ③				j j				1	Ì
													
(この事務事業によって、対象をどのように 各医療機関の医療費の請求内容を点検精査し				① 過誤調	整等実績金	額		千円	5, 956	2, 278	4, 100	4, 100	4, 10
音	The state of the s			成里								1	
				指② 1人当	たり過誤調	整金額		円	585	223	3 401	398	3!
				標 ③								İ	
chieffe o P Ho) - b 10 b o			_	, ,	on the arm to		10 4 7 7	正/日上\	L + == =				
そ (施策の目指すすがた) 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な	に医療が受けられる。			↑成果指標が現	段階で取得	手できていない	場合、その	取得力	と を 記人				
着													
*					(en de contra		(T T)	0.470				
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉から 当初は市直営で実施していたが、国保加入者の均	とのようなさっかりで始まったか) 曽加によりレセプト枚数も増え、昭和58年頃から専門業者(ニチイ:	学館)に点検を委	委託し	ている。	財 (2)地	・県支出金		(千円) (千円)	2, 172	98		800	
					内 (3)その	の他(使用料・手	-数料等)	(千円)	0		-	0	
					訳 (4)一系			(千円)	827	2, 87	5 4, 273	4, 300	4, 30
					A. 予算(決算)額((1)~(4)	の合計)	(千円)	2, 999	3, 850	5, 030	5, 100	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変 性数は毎々増加しており、医療制度の改正なども関連している。		出の流	エルけ舌声か取	0	業に携わる正規		(人)	5		5 5	5	
加入者の増加と高齢化の進展によりレゼットのド 組みである。	件数は年々増加しており、医療制度の改正なども関連し、レセプト	ポパによる 体質	良い適	止11は里安は収		業の年間所要時 ・(②×人件費単		(時間)	1, 500 6, 308	,		2, 000 8, 410	
						に係る総費用		(千円)	9, 307	12, 26		13, 510	,
						人件費単価		(円@時間)	4, 205			4, 205	
	私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他	1市の実施状況				握していない理			•
特になし						世握している	(3				り把握している。 況、レセプト件数)	
							→				= > 1 11 30		
					○ ž	包握していない							

1. 施策への直線	洁度(事	事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)					
● 直結度大		レセプト点検は、各保険者に義務付けられており、医療費の増加を抑制し適正化を図るために必要な事業とされて					
○ 直結度中	説明						
○ 直結度小	-51						
2. 市の関与の妥	当性()	民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)					
● 法令などり	により市	下による実施が義務付けられている					
	○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当						
○ 民間でも†	サービフ	ス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当					
○ 市が実施し	している	5が、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当					
○ 既に目的る	を達成し	しているので、市の関与を廃止が妥当					
根拠法令等を記	建 原	康保険法(大正11年法律第70号)					
3. 目的見直しの	余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)					
	現	状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。					
	説明						
【有効性の割							
4. 成果向上の余		果の向上が今後どの程度見込めるか説明)					
	成绩	果向上の余地なし。					
	説						
3.0	明						
5. 連携すること		より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)					
	連打	携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。					
	説						
	明						
V 14	Y						
【効率性の評価		(マロエマト) b 4 ~ 1 ~ 一世 (本語 エヤバト・シン) 22 m ~ シン (オロー ノン 22 m)					
6. 事業費の削減		(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)					
	宗 l	内他市と比較しても妥当と思われる。					
なし	説明						
	191						
7 [[d-#	中の人!!	4 (人の学校は明えて土) マ小みくべもみいよ翌年 べもみい 四本よ ※四)					
7. 人件費の削減		也(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 内他市と比較しても妥当と思われる。					
		7.1に中に元4人とく 〇女コに心1/16分。					
なし	説明						
	91						
【公平性の評価】	1						
		の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)					
		<u> </u>					
特定受益者なし、負担なし							
	説明						
適正化の余地なし							
9. 本市の受益者	負担の	水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)					
○ 高い		医療機関に対し、同等の指導が求められる。					
	説						
	明						
○低い							
0 24.							

【业	要性の評価】		
10.	社会的ニーズ(この事務事業にと	ごれくらいのニーズがあるか)	
	● 全国的又は広域的な課題であ	り、ニーズが非常に高い	
	○ 市固有の課題であり、なおか	つ市民などのニーズが非常に高い	
	○ 比較的多くの市民などがニー	ズを感じている	
	○ 一部の市民などに、ニーズが	ある	
	○ 一部の市民などに、ニーズが	あるが、それが減少しつつある	
	○ 目的はある程度達成されてい	ত	
	○ 上記のいずれにも該当しない		
11.	事務事業実施の緊急性		
	○ 緊急性が非常に高い		
	○ 緊急に解決しなければ重大な		
	○ 市民などのニーズが急速に高	まっている	
	● 緊急性は低いが、実施しなけ		
	○ 緊急性が低く、実施しなくて	も市民サービスは低下しない	
*	評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
	① 目的妥当性	○目的廃止又は再設定の余地あり	
	② 有効性 ● 適切	○成果向上の余地あり	
	③ 効率性 ● 適切	○コスト削減の余地あり	
Ι.	④ 公平性● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性		
	● 現状のまま(又は計画ど		
	○ 終了 ○ 廃止	○ 休止 本機	
	○他の事務事業と統合又は	埋 楞	
	○目的見直し		
	○ 事務事業のやり方改善		
	1 db at at at at (
X C	X車·以齊系(いつ、どのような改)	革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性

★改	革・改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
既ね妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650080

【1枚目】

005020101

予算科目 コード3

	事務事業名 国民健康保険療養給付等事業	部 名 等		民生部	ij	政策の柱 第2章	安心して	健やかにくらせ	るまち	会計 国民健康保	険事業特別会計	
	予 算 書 の 事 業 名 1. 一般被保険者療養給付費及びその他(項)療養諸費に属する事業	課 名 等		市民課	Ī	政 策 名 第4節	健やかて	き 共に支えあう福	业社会の構築	款 2. 保険給	付費	
	事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等		医療保険係	. h	施 策 名 6. 社	会保障制度	その充実 おおおま		項 1. 療養諸	費	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫		区 分 国民健	康保険制度	Ę		1. 一般被	保険者療養給付資	B B
		電話番号	- 0	765-23-101	1 3	基本事業名 国民健	康保険制度	ほの適切な運営				
1 .	事業概要(どのような事業か) 8月間は1980年度に177月間かけまったかまたこととも、1980年ま世界は1984年による。 しゅうしゅうしゅう	1 a d u 7 # B		->			4.5	:	実績		計画	
	B民健康保険事業に係る保険給付費の支給を行うとともに、保険医療機関等が提出するレセプトについて、その内容が} R連合会に委託して行う。	去の正める牛貝	側や昇正力	はに思らし) (適正か省だ	の番貨及び支払	を国位		21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者 レセブト(診療報酬明細書)		**	① 国民健康	康保険被保険	者数	٨	. 10, 17	6 10, 21	1 10, 237	10, 300	10, 40
刘	y		毎	② レセプ	ト(診療報酬明	用細書)	件	150, 61	4 155, 306	6 157, 200	158, 800	160, 40
			1 24	③ 老人保付	健対象者数(参考)	٨	. 4, 53	0	0	0	(
	<平成21年度の主な活動内容> 療養給付費等の支払155,306件、費用額3,589,111千円うち国保負担額2,595,889千円 審査手数料の支払8,956千円		活	① 保険給付金	付件数		件	150, 61	155, 306	157, 200	158, 800	158, 80
手段	* 平成22年度の変更点		動指	② 審査手	数料		千日	円 8, 68	8, 956	9, 063	9, 150	9, 25
	特になし。		標(3								
意	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 医療給付により被保険者の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。また、適正な医 を迅速に行う。	療費の支払	成	 保険給f (2) 1件当り 			ŦI				2, 920, 000	3, 000, 00
2			標	3	· 並 依			17,00	10,718	16,003	10, 300	10, 09
7	<u>、</u> <施策の目指すすがた>		↑成	果指標が現	段階で取得で	きていない場合、	その取得	方法を記入				
の紹果	の国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスの提供を行う。 情 長											
	→この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				(1)国・県	表出金	(千円	677, 02	3 644, 782	697, 346	786, 000	807, 00
	3和33年の新国民健康保険法の制定により昭和36年から全市町村が国保の保険者を義務付けられた。また、退職者国保紀 :退職者の保険税で運営する制度として昭和59年10月から実施された。	制度は、被用者	者保険から	の拠出金	源 (2)地方債	<u> </u>	(千円)	0 (0	0	
審	『査手数料については、「審査の適正と支払の迅速を図るため、審査事務を国保連合会に委託させる方針であること」((昭和34年1月	27日保発	第4号)と	訳	1(使用料・手数料					1, 460, 000	1, 500, 00
0	基本方針により事業が開始された。				(4)一般則		(千円				683, 150	702, 25
L.	BBU AND MOVE AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	10\				章)額((1)~(4)の合計			2, 605, 162	2 2, 848, 589	2, 929, 150	3, 009, 25
	▶ <mark>開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な。</mark> 『成20年度から75歳以上は「後期高齢者医療」の被保険者となり、65歳から74歳までの退職者が一般国保へ移行した。;		144時	亚成26年	0 1 01 1 7/11	こ携わる正規職員			3 4	3	3	1 10
度	Eに廃止となる予定。	ァ /こ、 必収日日	コトリカスは	1 100.20	0	のメー供書単毎/で	(時間				1, 460 6, 139	1, 46
医	療保険制度については、高齢化の進展と医療費の増嵩が著しいため、それに合わせて改変を余儀なくされている。					②×人件費単価/千F 系る総費用 (A+B					2, 935, 289	3, 015, 38
					(参考)人体		(円億時				2, 935, 289 4, 205	3, 015, 38
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					の実施状況		4,20 ている内容又は 打			4, 205	4, 20
	になし。					量している	国、県が	作成する国保実施者の保険給付額	・状況等により把			
					○ 把握	量していない						

部・課・係名等 コード 1 02010200 政策体系上の位置付け コード 2

246011

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 被保険者の医療給付に要した費用から自己負担分を差し引いた保険者負担分
○ 直結度中 説明
○直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
・国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ・魚津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明
[大型 the the constant]
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
71
- 実施上スト」。 人口以外用 パキネス Tが はのよう ないのまだ 東京 のたが (12 外用 パキネス 1 米用)
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
適正な医療給付費の執行は可能だが、事業費そのものについては、削減の余地はないと思われる。
なし 説 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
23
I o with a state.
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) はウェサネな 保険税、自己負担も含め法で定められている。
特定文益自な
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
(高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。
● 平均 <mark>説</mark>
- 1 91
○ 低い

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ(このヨ	事務事業にど	れくらいのニーズがあるか)						
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
	○ 一部の市民などに	こ、ニーズがさ	ある						
	○ 一部の市民などに	こ、ニーズがは	あるが、それが減少しつつある						
	○ 目的はある程度達	権成されている	5						
	○ 上記のいずれにも	該当しない							
11.	事務事業実施の緊急	生							
	● 緊急性が非常に高	売 い							
	○ 緊急に解決しなり	tれば重大なi	過失をもたらす						
	○ 市民などのニース	ぐが急速に高る	まっている						
	○ 緊急性は低いが、	実施しなけれ	ιば市民生活に影響が大きい						
	○ 緊急性が低く、実	尾施しなくても	お市民サービスは低下しない						
*	評価結果の総括と今行	後の方向性							
(1)	評価結果の総括								
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり						
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり						
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり						
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり						
(2)	今後の事務事業の	方向性							
	● 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施 年度						
	○ 終了 () 廃止	〇 休止						
	○ 他の事務事業	をと統合又は連	携						
	○ 目的見直し								
	○ 事務事業のや	り方改善							
★改	革・改善案(いつ、ど	のような改革	・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性					
	なし			コストの方向性					
	次年度								
	(平成23			144.4-					
実施	年度)			増加					
予									
定	なし			成果の方向性					
時期	中・長期的								
	(3 ~ 5			A# 1+					
	年間)			維持					

★課長総括評価(一次評価)

法に基づき執行しており、妥当と認められる。

二次評価の要否

不要

事業コード

23650130

【1枚目】

005020201

	事 務 事 業 名 高額療養費給付事業	Ę			部 名 等	民生部	政策の柱第2章 3	安心して低	建やかにくらせる。	まち	会計 国民健康保障	食事業特別会計	
	予算書の事業名 1. 一般被保険者高額 験者等高額療養費	f療養費、(目) 2. 退職被保	険者等高額療養 3	費(事業名)1. 退職被保	課名等	市民課	政 策 名 第4節 化	建やかでき	キに支えあう福祉 社	社会の構築	款 2. 保険給化	寸費	
		終了年度 当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	医療保険係	施 策 名 6. 社会保	呆障制度	の充実		項 2. 高額療法	養費	
	実施方法 ① 1. 指定管理者代行 ② 2	. アウトソーシング 〇 3.	負担金・補助金	全 ● 4. 市直営	記入者氏名	中山 明尹	区 分国民健康保	呆険制度			目 1. 一般被係	R 険者高額療養費	t
		l .			電話番号	0765-23-10	基本事業名 国民健康保	果険制度 <i>0</i>	 D適切な運営				
	▶事業概要 (どのような事業か)								実統	責		計画	
国	国民健康保険事業に係る高額療養費の保険給付費3	支払						単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているの 国民健康保険の被保険者で、1ヵ月の医療費自i			·付		① 高額療	養費件数	件	4, 300	4, 082	4, 100	4, 200	4, 30
対象	<mark>讨</mark> 현					毎	養費給付金額	千円	316, 254	320, 197	329, 362	340, 000	350, 00
						3							
	<平成21年度の主な活動内容> 高額療養費の支給 4,082件 320,197千円					① 国民健 活	康保険被保険者数	٨	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 40
手段	F 登 *平成22年度の変更点 特になし。					動 ② 老人保標。	健対象者数(参考)	٨	0	0	0	0	
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変 医療給付により被保険者の健康を保つとともに		り医療制度の安勢	定を図る。		① 1件当f 成果 指 ② 標	こり金額	円	73, 547	78, 441	80, 332	80, 952	81, 39
その結果		∈療が受けられる。				↑成果指標が理	1段階で取得できていない場合、そ	の取得方	法を記入				
	・この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどの						財 (1)国・県支出金	(千円)	82, 310	78, 790	80, 062	82, 000	85, 00
国る	国民健康保険法の改正により昭和50年10月から法況 5。	正給付となり、その後限度額	の改定や所得に	より限度額を区分するな	どいろいろな改	び止が実施されてい	源(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	
آ							内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	193, 222	214, 603	212, 462	220, 000	226, 00
							(4)一般財源 A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	40, 786 316, 318	26, 800 320, 193	36, 838 329, 362	38, 000 340, 000	39, 00 350, 00
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と	と 今後予相される環境恋れ	/ (法改正 担制	経和 社会情勢の恋ルか	ル)		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計) ①事務事業に携わる正規職員数	(人)	310, 316	320, 193 A	JZ9, JUZ	340, 000 A	300,00
	高齢化の進展等により高額療養費も増加しており、						②事務事業の年間所要時間	(時間)	1, 280	1, 080	1, 080	1, 080	1. 08
							B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	5, 382	4, 541	4, 541	4, 541	4, 54
							事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	321, 700	324, 734	333, 903	344, 541	354, 54
							(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私身		た意見・質問な	どを記入)					いる内容又は把握				
大	₹手術や入院時に、「大変助かる、ありがたい」と	との声がある。							・成する国保実施状の高額療養費給付				
							○ 把握していない						

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)						
● 直結度大	:	自己負担額が一定以上を超える場合に、この制度により被保険者の負担を軽減している。						
直結度中		説 明						
○ 直結度小	`	21						
2. 市の関与の妥	妥当性	: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)						
● 法令など	゚によ	り市による実施が義務付けられている						
	○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当							
○ 民間でも	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当						
○ 市が実施	こして	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当						
○ 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当						
根拠法令等を訴	已入	国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 魚津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)						
3. 目的見直しの	り余地	1(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)						
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。						
なし	説							
<i>A</i> C	明							
【有効性の記	評価							
4. 成果向上の名		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)						
		成果向上の余地なし。						
なし	説							
74 C	明							
5. 連携すること		今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)						
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。						
なし	説							
, & C	明							
【効率性の評価	価】							
6. 事業費の削減	載の余	e地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)						
		健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、医療給付そのも のについては余地はないと思われる。						
なし	説	5712 - C C C C C C C C C C C C C C C C C C						
<i>5</i> 5	明							
7. 人件費の削		余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)						
		適正な医療給付費の執行は可能だが、「削減」はなじまないと思われる。						
なし	説							
5. 5	明							
【公平性の評価	-							
8. 受益者負担の		では、他の会地(過去の見直しや社会経済状況等から) 「個別ない。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで						
特定受益者な		保険税、自己負担も含め法で定められている。						
し・負担なし	説							
適正化の余地なし	明							
9. 本市の受益者	皆 負担	!の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)						
○ 高い		保険税、自己負担も含め法で定められている。						
	説							
● 平均	明							
○ 低い								

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

(1) 評価結果	:の総括	
 目的妥 	当性 画切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり

④ 公平性 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ● 適切

一一一	の争務	う手来り	ノカ	미性

★ 評価結果の総括と今後の方向性

	現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施
0	終了	○ 廃止	O #	炸
0	他の事務事	業と統合又	は連携	

年度	

()	1世の	争伤	争釆	\subset	形心	\sim
\sim						

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650130

【1枚目】

005020203

	事務事業名。高額療養費給付事業	部 名 等		民生部	政策の柱第2章 5	安心して仮	建やかにくらせる。	まち	会計国民健康保	険事業特別会計	
	予算書の事業名 1.一般被保険者高額介護合算療養費、(目)2.退職被保険者等高額介護合算療養費(事業名)1.退職被保険者等高額介護合算療養費	課名等		市民課	政 策 名第4節 化	健やかでお	キに支えあう福祉 社	吐会の構築	款 2. 保険給付費		
	事業期間 開始年度 平成20年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	係 名 等 医療保険係		施 策 名 6. 社会	保障制度0	の充実		項 2. 高額療養費		
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	区 分 国民健康	保険制度			目 3. 一般被	保険者高額合算療	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		電話番号	. (0765-23-1011	基本事業名 国民健康	保険制度の	D適切な運営				
	事業概要 (どのような事業か)						実終	責		計画	
玉	民健康保険事業に係る高額介護合算療養費の保険給付費支払					単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者で、医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合計額が一定以上の額を超える人に給付		対	① 高額介護;	がっさん療養費件数	件	0	25	100	105	119
	t E		象指標	② 高額介護	合算療養費給付金額	千円	0	356	1, 648	1, 730	1, 82
				3							
3	<平成21年度の主な活動内容> 高額介護合算療養費の支給 25件 356千円		活動		保険被保険者数	٨	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 40
自	* 平成22年度の変更点 特になし。		指標	3							
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 医療給付により被保険者の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。		成果指標	 1件当たり ② ③ 	り金額	Ħ	0	14, 240	16, 480	16, 476	16, 54
7	<施策の目指すすがた>		↑成	文果指標が現段	性階で取得できていない場合、そ	この取得方	法を記入				
の新昇											
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財 (1)国・県支出金	(千円)	0	92	400	420	44
玉	民健康保険法の改正により平成20年4月から法定給付となった。			ì	源 (2)地方債	(千円)	0	0	Ü	0	
				i	内 (3)その他(使用料・手数料等) (4)一般財源	(千円) (千円)	0	169 95		740 570	78 60
				,	(4)一板別原 A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	0	356		1. 730	1. 82
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	3		3	., 02
	齢化の進展等により高額療養費も増加してきている。				②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	400	400	400	40
				F	B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	0	1, 682	1, 682	1, 682	1, 68
				期	事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	0	2, 038	3, 330	3, 412	3, 50
L					(参考) 人件費単価	(円億時間)	4, 205	4, 205		4, 205	4, 20
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) になし。				<u> </u>	国、県が作	「いる内容又は把握 ■成する国保実施状 ・の高額介護合算療	代況等により把掛			
					○ 把握していない						

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度中 説明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
据上级的 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
また。 なし 説
明 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説 B
明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
医療費の実績に応じて算定されるため、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark>
We will be the second of the
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
a c l iiii
E to special as the bar 1
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者なは、自然を定められている。
し・負担なし 説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○高い法で定められている。
● 平均 <mark>説</mark>
91
○低い

【必要性の評価】

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	評	価結り	₽O.	総招	i٤	今後	後の	方向	性
	(1)	郭/ボ:	± E	B.の約	0 to	£			

 計価指表の総f 	白									
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり								
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり								
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり								
to be an experience of the second										

(2) 今後の事務事業の方向性

ノスシテカテ木・	227 PM III.	
● 現状のまま	(又は計画どおり	り)継続実施
終了	〇 廃止 〇) 休止

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

年度

0	他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改善	革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★ 課長総括評価(一次評価)	
法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650150

【1枚目】

005020301

	事 <u>務事業名</u> 国民健康保険移送事業	部 名 等		民生部	政策の柱第2章	安心して	健やかにくらせる	まち	会計 国民健康保険事業特別会計			
	予算書の事業名 1. 一般被保険者移送費、(目)2. 退職被保険者等移送費(事業名)1. 退職被保険者等移送費 (差費	課名等 市民課			政 策 名第4節 化	健やかで共に支えあう福祉社会の構築			款 2. 保険給付費			
	事業期間 開始年度 平成6年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	等 医療保険係		施 策 名 6. 社会	保障制度	の充実		項 3. 移送費			
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	区 分 国民健康	保険制度			1. 一般被			
		電話番号	(0765-23-1011	基本事業名 国民健康	保険制度	の適切な運営					
		<u> </u>						<u>'</u>				
	事業概要 (どのような事業か) 気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的必要があり移送された場合に移送費を現金給付として	士松士 Z					実	績		計画		
7/2	《でけか、(参別が凶難な恐有か、 	义和り る。				単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者		de la	① 国民健康(保険(一般被保険者)数	人	9, 126	9, 356	9, 373	9, 440	9, 530	
対象		-	対象指標	② 国民健康係 養者)数	保険(退職被保険者及びその被	扶人	1, 050	85	863	860	870	
	<平成21年度の主な活動内容>			3								
	支払い実績はなし。		活	 支給人数 		人	0	(2	2	2	
手段	*平成22年度の変更点		動 指	② 支給金額		千円	0	(20	20	20	
***	特になし。		標	3								
意区			成果指標	 1人当たり 3 	り支給金額	千円	0	(10	10	10	
7			↑时	(果指標が現段	階で取得できていない場合、そ	の取得	方法を記入					
での結果	国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。											
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	<u></u>			(1)国・県支出金	(千円)	0		4	4	4	
平	成6年の法改正により、現物給付としての移送の給付が療養の給付から切り離され、現金給付としての移送費が設け	られた。			(2)地方債	(千円)			0 0	0	0	
				ř	内 訳 (3)その他(使用料・手数料等) (4)一般財源	(千円)			0 4	12	12	
				A	A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)			20	20	20	
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0		0 0	0	0	
	齢化の進展等に伴い給付費等は増加しているが、移送費の支給は余り見込まれない。			_	②事務事業の年間所要時間	(時間)	0		0	0	0	
				В	3. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	0	(0	0	0	
				事	事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	0	(20	20	20	
L					(参考) 人件費単価	(円@時間	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	
	市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) になし。				<u> </u>	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 国、県が作成する国保実施状況等により把握している。 (各保険者の移送費支給額)						
					○ 把握していない							

部・課・係名等 コード1 02010200

政策体系上の位置付け コード2

246011

予算科目

不要

【目的妥当性の評価】

 施策への直結 	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)									
● 直結度大	移動困難者に対する緊急的な措置として必要な事業である。									
直結度中	則									
○ 直結度小										
2. 市の関与の妥当	性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)									
● 法令などにより市による実施が義務付けられている										
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当										
○ 民間でもサー	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当									
_	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当									
_	産成しているので、市の関与を廃止が妥当									
根拠法令等を記入	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)									
3 目的見直しの金	地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)									
0. 百时况直 000水	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。									
なし説明										
【有効性の評価										
4. 成果向上の余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)									
	成果向上の余地なし。									
なし説明										
5. 連携することで	、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)									
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。									
なし説										
明										
【効率性の評価】										
	余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)									
0. 事未真の削減の	必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。									
	タンド・ログム エング アンソーロ 日本人 いっぱん									
なし 説 明										
91										
7. 人件費の削減の	 □会地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)									
1. 八叶真叼的枫	人件費はほとんど掛かっていない。									
-M-										
なし 説 明										
,										
【公平性の評価】										
	正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)									
	保険税、自己負担も含め法で定められている。									
特定受益者なし、負担なし、説										
明										
適正化の余地なし										
9. 本市の受益者負	担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)									
○ 高い	保険税、自己負担も含め法で定められている。									
● 平均 説										
明										
○低い										

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

	○ 全国的区	は広域的な課題であ	り、ニーズが非常に高い								
	○ 市固有の)課題であり、なおか~	つ市民などのニーズが非常に髙	i V							
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている										
	○ 一部の市	f民などに、ニーズがる	ある								
	○ 一部の市	i民などに、ニーズがる	あるが、それが減少しつつある)							
	○ 目的はあ	る程度達成されている	る								
	● 上記のい	ずれにも該当しない									
1.	事務事業実施	施の緊急性									
	○ 緊急性が	『非常に高い									
	○ 緊急に解	採決しなければ重大なi	過失をもたらす								
	○ 市民など	でのニーズが急速に高い	まっている								
	● 緊急性に	は低いが、実施しなけれ	れば市民生活に影響が大きい								
	○ 緊急性が	「低く、実施しなくて	も市民サービスは低下しない								
t	評価結果の約	総括と今後の方向性									
(1)	評価結果	 の総括									
	 目的妥当 	当性 ● 適切	○ 目的廃止又は再設定の分	☆地あり							
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり								
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり								
	④ 公平性	●適切	○ 受益者負担の適正化の余	地あり							
(2)	今後の事	務事業の方向性	1								
	● 現状	のまま(又は計画どお	おり)継続実施	年度							
	〇 終了	〇 廃止	〇 休止								
	()他の	事務事業と統合又は選	車携								
	○ 目的	見直し									
	事務	事業のやり方改善									
t 改	革·改善案(いつ、どのような改革	革・改善を、どういう手段で行	うか)	コスト	と成果の方向性					
		なし			コス	トの方向性					
	次年度										
	(平成23					6# I±					
実施	年度)					維持					
施予											
定		なし			成身	果の方向性					
時期	中·長期的					-					
791	(3~5										
	年間)					維持					
	1				1						
∤課	長総括評価(一次評価)									
		しており、妥当と認め	られる。								
						二次評価の要否					

事業コード 23650170

【1枚目】

予算科目 コード3

事務事業名 出産育児一時金給付事業							民生部		政策の柱第2章	安心して個	建やかにくらせる	まち	会計 国民健康保険事業特別会計 款 2. 保険給付費			
予 算 書 の 事 業 名 1. 出産育児一時金、(目) 2. 支払手数料(事業名) 1. 支払手数料						等 市民課			政 策 名第4節	建やかで丸	共に支えあう福祉	社会の構築				
事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業							等 医療保険係		施策名6.社会	保障制度の	D充実		項 4. 出産育児諸費			
実施方法 〇 1. 排	旨定管理者代行 ○ 2. アウ	トソーシング 〇 :	3. 負担金・補助金	全 4. 市直営	記入者氏	名	中山 明邦	ŧ	区 分 国民健康	保険制度			目 1. 出産育!	見一時金		
		<u> </u>			電話番	号	0765-23-10	11	基本事業名 国民健康	保険制度の	D適切な運営		1			
◆事業概要(どのような事業	養か)										実績	責		計画		
	万円(産科医療補償制度加入 件につき39万円(産科医療補					支払制	度開始)			単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、誰、国保被保険者の出産(少・	何を対象にしているのか。※ 子化対策)	(人や物、自然資源:	など)				① 被保険	者世帯数		世帯	6, 298	6, 180	6, 200	6, 250	6, 30	
対象						=	対 象 ② 被保険 標	者数		人	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 40	
							(宗)									
<平成21年度の主な活動 24件 9,280千円支給	内容> (380千円×20件、420千円×4	4件)					① 該当者 活	(出産者)		人	31	24	40	40	4	
手 * 平成22年度の変更点 特になし。						F	動 ② 出産育標	児一時金		千円	10, 940	9, 280	16, 800	16, 800	16, 80	
(この事務事業によって 出産費用の給付を行い、	、対象をどのように変えるの	ンカ ゝ)					③ ① 該当者	(出産者)		,	31	24	40	40	4	
出産資用の和刊を刊り、	山座の貝担で転換する。					-	成果 ② 出産育標	児一時金		千円	10, 940	9, 280	16, 800	16, 800	16, 80	
そ (施策の目指すすがた) の 国民健康保険事業が健全 結果	に運営され、良質な医療が受	きけられる 。					↑成果指標が理	見段階で取行	手できていない場合、 そ	の取得方	法を記入					
	いけ(何年〈頃〉からどのよう			公在长米口上 中上上	nn in co to to the	. .	- + // ₂ - + / ₂	財	・県支出金	(千円)	0	200	800	800	80	
平成6年に名称が出産育児-	「育児費」に分けて支給され [.] -時金に改められた。	こいた。て の接面性	の大窓に行い、又	和領が数凹以たぐれた。	1日作102年1〜以	性質	ic 本il C1l、	源 (2)地	方債 ひ他(使用料・手数料等)	(千円) (千円)	7, 293	6, 133	10, 666	10, 666	10, 66	
								また -	投財源	(千円)	3, 647	2, 948	5, 343	5, 343	5. 34	
								1	決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	10, 940	9, 281	16, 809	16, 809	16, 80	
◆開始時期以後の事務事業を	を取り巻く環境の変化と、今行	後予想される環境変	化(法改正、規制	緩和、社会情勢の変化な	:ど)			①事務事	業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2		
年度により多少増減はあるが国保の出産件数は横ばいの状態である。なお、平成21年1月以降、産科医療補償制度加入医療機関等での出産の場合は 万円加算され38万円、10月からは42万円となり、併せて医療機関等への直接支払制度が始まった。						産の場合は、3	②事務事	業の年間所要時間	(時間)	180	160	160	160	16		
カロ加昇されるの方円、10月7	いりは44月日とはり、併せ()	△ 原 (:火仏利及か知まつ	100				B. 人件数	(②×人件費単価/千円)	(千円)	757	673	673	673	67	
									に係る総費用 (A+B)	(千円)	11, 697	9, 954	,	17, 482	17, 48	
									人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	·	4, 205	4, 20	
	<mark>選・意見(担当者の私見では</mark> もっと金額を引き上げてもより			どを記入)				•		国、県が作	いる内容又は把握 i成する国保実施り fの出産育児一時st	犬況等により把握				

部·課·係名等 コード1 02010200 政策体系上の位置付け コード2

246011

二次評価の要否

不要

【目的妥当性の評価】

【日的安白性	こりま	半1曲】
1. 施策への直	益度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	τ .	少子化対策の一環として制度化され、1件当り給付額も引き上げて来ている。
直結度中		ii.
○ 直結度/		H
		住(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		り市による実施が義務付けられている
_		
○ 法令などめ、市に	ごによ こよる	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
○ 民間でも	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	Eして	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	りを達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
根拠法令等を記	己人	魚津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直し	の余地	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
4-1	説	
なし	明	
【有効性の	亚 伊	i]
		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
マ・	AT ALL	(成果が同上が今後との程度見込めるか説例)
		水水によった。
なし	説	
	明	
5. 連携するこ	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説	
なし	明	
【効率性の評	/II: 1	
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
6. 争業質の削減	風の分	☆地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		出産の件数に対する給付である。
なし	説	
-60	明	
7. 人件費の削	減の	- 余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		県内他市と比較しても妥当と思われる。
	골쓰	
なし	説明	
I A THE WAR A STEEL TO	- 1	
【公平性の評価		
8. 受益者負担(20週1	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		給付対象者は出産した被保険者である。
し・負担なし	説	
第二ルのへはも :	明	
適正化の余地なし		
9. 本市の受益	去 自 担	日の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い		県内他市も同額(限度額)であり妥当と思われる。
○ lm v ,		The same of the sa
● 平均	説	
● 平均○ 低い	説明	

【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い					
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い					
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている					
○ 一部の市民などに、ニーズがある					
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある					
● 目的はある程度達成されている					
○ 上記のいずれにも該当しない					
11. 事務事業実施の緊急性					
○ 緊急性が非常に高い					
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす					
○ 市民などのニーズが急速に高まっている					
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい					
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない					
★ 評価結果の総括と今後の方向性					
(1) 評価結果の総括					
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり					
② 有効性 ■ 適切 ○ 成果向上の余地あり					
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり					
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり					
(2) 今後の事務事業の方向性					
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度					
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止					
○ 他の事務事業と統合又は連携					
○ 目的見直し					
○事務事業のやり方改善					
1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4					
★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) なし	コストと成果の方向性				
	コストの方向性				
次年度(注音中)					
(平成23 実 年度)	維持				
施					
予	成果の方向性				
時	成本の万円圧				
期 中・長期的 (3~5					
年間)	維持				
	<u> </u>				
★課長総括評価(一次評価)					
法に基づく事業であり妥当と思われる。					

【1枚目】

005020501

事務事業名 葬祭事業	部 名 等	民生	政策 の	つ柱 第2章 安心し	て健やか	にくらせる	まち	会計国民健康保証) 食事業特別会計	
予算書の事業名 1.葬祭費	課名等	市民	東 政 策	名 第4節 健やか	で共に支	えあう福祉	社会の構築	款 2. 保険給付	寸費	
事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	医療保	食係 施 策	名 6. 社会保障制	度の充実	E		項 5. 葬祭諸	費	
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	中山 「	月夫区	分国民健康保険制	度			1. 葬祭費		
	電話番号	0765-23-	1011 基本事	業名国民健康保険制	関度の適切]な運営		1		
◆事業概要 (どのような事業か)						実績	潰		計画	
被保険者の死亡1件につき3万円支給している。					単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国保被保険者		① 被 6	陰者世帯数	t	世帯	6, 298	6, 180	6, 200	6, 250	6, 300
数	•	→	 		۸.	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 400
<平成21年度の主な活動内容> 78件 2,340千円支給 (30千円×78件)		① 死亡	者		۸	82	78	90	90	90
手 段 *平成22年度の変更点 特になし。		動 ② 支 約 指標 ③	金額	=	千円	2, 160	2, 340	2, 700	2, 700	2, 700
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 被保険者の死亡に弔意を表す。 章		① 死 亡 成			٨	82	78		90	90
		➡ 果 ② 支約標 ③	金額	=	千円	2, 160	2, 340	2, 700	2, 700	2, 700
そく		↑成果指標	が現段階で取得できてい	いない場合、その取る	得方法を	記入				
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財 (1)国・県支出		円)	0	0	0	0	0
制度開始時から実施され、物価水準の上昇に伴い改定されており、平成20年に現在の金額となっている。			源 (2)地方債 内 (3)その他(使用	(千 料・手数料等) (千		0	0	_	0	0
			(4)一般財源		円)	2, 160	2, 340	-	2, 700	2, 700
			A. 予算(決算)額(1)~(4)の合計) (千	円)	2, 160	2, 340	2, 700	2, 700	2, 700
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化 エポロのケ 度から 77歳以上を終われる原産に移行しませた。これからないように	など)		①事務事業に携わ			3	3		3	3
平成20年度から75歳以上が後期高齢者医療に移行したため、支給金額は減少した。			②事務事業の年間			480	380	380	380	380 1, 598
			B. 人件費(②×人 事務事業に係る総			2, 018 4, 178	1, 598 3, 938	1, 598 4, 298	1, 598 4, 298	4, 298
			(参考) 人件費単		時間)	4, 176	4, 205		4, 295	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			◆県内他市の実施				量していない理由	-	-, - 70	-, 200
特になし。			● 把握して			る国保実施∜ 祭費の支給額	犬況等により把掘 頁)	している。		
			○ 把握して	いない						

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

コード3

02010200

1. 游	笹策への直	洁度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
•	直結度大		亡くなられた被保険者へのお悔やみの形で給付されている。
C	直結度中		朔
С	直結度小		
2. 市	の関与の妥	当性	(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
			り市による実施が義務付けられている
С) 法令など め、市に	による よる3	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
С) 民間でも	サーロ	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
С)市が実施	してい	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
С)既に目的		
根拠	法令等を記		国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 魚津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目	的見直しの		(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
			現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
7	なし	説	
		明	
[_	おみのき	π <i>ξ</i> π	
	効性の記		】 成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 成	未円上の分		成果の同上か今後との程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
7	なし	説明	
5. 連	携すること	で、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
			連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	4-1	説	
,	なし	明	
【効率	軽性の評価	五】	
6. 事	業費の削減		地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
			他市の状況等を見ても、現在の水準が妥当と思われる。
7	なし	説	
"		明	
7.)	人件費の削		全地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
			県内他市と比較しても妥当と思われる。
7	なし	説明	
		-91	
【八亚	性の評価	1	
			化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
	受益者な		原則として、死亡した被保険者の喪主が対象者となる。
	受益者な 負担なし	説	
		明	
適正化の	の余地なし		
9. 本	市の受益者	負担	の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
С) 高い		県内他市も同程度であり妥当と思われる。
	ਜ਼ਾਂ+	説	
_	平均	明	
С) 低い		

【必要性の評価】	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
● 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり ○ ***********************************	
③ 効率性	
(4) 公平性	
□ 現状のまま(又は計画どおり) 継続実施 年度	
● 死人のまま(又は計画とおり) 軽配夫旭	
○他の事務事業と統合又は連携	
○目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
Q 1417/11 1117/2	
★改革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
なし	コストの方向性
次年度	
以十尺 (近十9g)	

★改革	革·改善案((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		維持

x 課長総括評価(一次評価)	
に基づく事業であるとともに、県内他市も同程度の支給額であり妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650380

【1枚目】

005030101

事務事業名後期高齢者支援金事業	部 名 等	民生部	政策の柱第2章 安	心して侹	建やかにくらせる	まち	会計 国民健康保持	険事業特別会計	
予 算 書 の 事 業 名 1.後期高齢者支援金、(目) 2.後期高齢者関係事務費拠出金(事業名) 1.後期高齢者関係事務費拠出金	課名等	市民課	政 策 名 第4節 健	やかで井	に支えあう福祉	社会の構築	款 3.後期高	齢者支援費	
事業期間 開始年度 平成20年度 終了年度 当面継続 業務分類 4.負担金・補助金	係名等 医療保険係 施策名 6. 社会保障制度の充実 項 1. 後期高齢者支			齢者支援金					
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	中山 明夫	区 分国民健康保	険制度			1.後期高	齢者支援金	
	電話番号	0765-23-101	1 基本事業名 国民健康保	険制度σ)適切な運営				
					~ ~ ~ ~ ~ ~				
◆事業概要(どのような事業か)					実	績		計画	
後期高齢者医療制度に係る費用から本人の医療機関での一部負担金を除いたうちの4割分を国保や被用者保険(健康保証)	 (食組合等) が、後期	高齢者支援金とし	んて支出する。	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者		対	隶保険被保険者数	人	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 400
対象		◆ 象②標③							
<平成21年度の主な活動内容> 社会保険診療報酬支払基金から請求された後期高齢者支援金 443,827千円を支出した。		活	給者支援金額	千円	405, 918	443, 827	445, 596	450, 000	455, 000
段 *平成22年度の変更点 特になし。		動 2 指標 3							
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 国保会計から後期高齢者支援金等を支出することにより、後期高齢者医療制度の安定した運営を図る。 意図		① 後期高 成果 2 標 ③	給者支援金額	千円	405, 918	443, 827	445, 596	450, 000	455, 000
そく施策の目指すすがた>		↑成果指標が現	段階で取得できていない場合、その	の取得方	法を記入				
の 国民健康保険制度の適正な運用による良質な医療サービスの提供。 結 果									
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			(1)国・県支出金	(千円)	119, 604	119, 570	170, 481	172, 000	174, 000
平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、保険者に義務付けられた。			源 (2)地方債	(千円)	0	0		0	0
			内 (3)その他(使用料・手数料等) 訳	(千円)	286, 250	323, 871		190, 000	192, 000
			(4)一般財源 A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円) (千円)	64 405, 918	386 443, 827		88, 000 450, 000	89, 000 455, 000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	じ)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	403, 916	443, 627	445, 590	450,000	455, 000
高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。	2)		②事務事業の年間所要時間	(時間)	240	240	240	240	240
			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	1, 009	1, 009		1, 009	1, 009
			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	406, 927	444, 836		451, 009	456, 009
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205		4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					いる内容又は把払			,	,
特になし。			国	・県が作	成する国保実施 ^料 の支援金額)				
			○ 把握していない						

部・課・係名等 コード 1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大 ○ 古は度大 ○ 古は度す 説 法に基づく支出であり、後期高齢者医療制度の安定運営に直接結びつく。
□ 直結度中 明 明
○ 直結度小 (GETT + 1 - 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1/4 TE - 1 + 1/4 TE - 1/4
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
77
「左対外の変体」
【有効性の評価】 4.成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 成果向上の余地 (放果の同上か今後との程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
+1 説
なし <mark>開</mark>
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
医療費等の実績に応じて算定されるため、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
71
7 上併典の別述の会址(公の要数映明も工土)で小ねくできないが説明 できない頭山と説明)
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な法に基づき実施されている。
し・負担なし。説
適正化の余地なし
題上1607水地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 法に基づき実施されている。
● 平均 <mark>説</mark> 明
O BAY

【必要性の評価】

全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
七較的多くの市民などがニーズを感じている
一部の市民などに、ニーズがある
一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
目的はある程度達成されている
上記のいずれにも該当しない
事業実施の緊急性
緊急性が非常に高い
緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
市民などのニーズが急速に高まっている
緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性 ● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 画切	〇 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性		
■ 理仏のナナ (カル乳売 1/2	ト、h) 外生中长 年	ir .

● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携

年度	

○ 目的見直し

★ 評価結果の総括と今後の方向性

○ 事務事業のやり方改善

→改	苗,改善安	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
7 4	- 以日末	なし	コストの方向性
実施予定時期	次年度 (平成23 年度)		增加
		なし	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		維持

x 課長総括評価(一次評価)	
に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650400

【1枚目】

005040101

事務事業名的前期高齢者納付金事業	部 名 等	民生部	政策の柱第2章	安心して優	建やかにくらせる	まち	会計国民健康保	険事業特別会計	
予 算 書 の 事 業 名 1. 前期高齢者納付金、(目) 2. 前期高齢者関係事務費拠出金(事業名) 1. 前期高齢者関係事務費拠出金(事業名) 1. 前期高齢者関係事務費拠出金	課名等	市民課	政 策 名第4節	節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築 款 4. 前期高齢者納付金 社会保障制度の充実 項 1. 前期高齢者納付金					
事 業 期 間 開始年度 平成20年度 終了年度 当面継続 業務分類 4. 負担金・補助金	係名等	医療保険係	施 策 名 6. 社						
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	中山 明夫	区 分 国民健	康保険制度			1. 前期高	計者納付金	
	電話番号	0765-23-101	五本事業名 国民健	康保険制度の)適切な運営				
◆事業概要 (どのような事業か)					実	績		計画	
65歳から74歳の方を対象とした被用者保険(健康保険組合等)、国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度への	D納付金・事務費拠出	金。		単					
				位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)									
国民健康保険の被保険者			康保険被保険者数	人	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 400
対		対 象							
**		象 指 ②							
		3							
<平成21年度の主な活動内容>		<u> </u>							
社会保険診療報酬支払基金から請求された前期高齢者納付金 1,262千円を支出した。			齢者納付金額	千円	546	1, 262	1, 048	1, 050	1, 050
手		活動 ②							
段 *平成22年度の変更点		指標							
特になし。		3							
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)									
国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図る。			齢者交付金額	千円	1, 024, 533	1, 265, 905	1, 155, 965	1, 100, 000	1, 100, 000
意		成 果 指		j					
		指學標							
		3							
- 人施策の目指すすがた>		↑成果指標が現	段階で取得できていない場合、	その取得方	法を記入				
の 国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。									
結									
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			(1)国・県支出金	(千円)	120	326	468	469	469
65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生	Eじていることから、	これを調整す	源 (2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
る制度として始まった。			内 (3)その他(使用料・手数料 訳)	等) (千円)	0	0	0	0	0
			(4)一般財源	(千円)	426			581	581
	10)		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計		546			1, 050	1, 050
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な 高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。	£ E)		①事務事業に携わる正規職員 ②事務事業の年間所要時間	数 (人) (時間)	240	240		240	240
国語中の地域に世界美が相上 ノル 目 ひくく 世界体験的及 ひくがにロッと て			② 事務事業の年间所要時间 B. 人件費(②×人件費単価/千)		1, 009	1, 009		1, 009	1, 009
			事務事業に係る総費用 (A+B		1, 555	2, 271	.,	2, 059	2, 059
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205			4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			◆県内他市の実施状況		いる内容又は把持				
特になし。			● 把握している		成する国保実施 の納付金額)	犬況等により把 掛	屋している。		
					マン 4年3 1・3 立立 台見 /				
			○ 把握していない						

部・課・係名等 コード 1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明) ● 直結度大
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<u>根拠法令等を記入</u> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明
【大型版の部件】
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
なし - 説 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
医療費等の実績に応じて算定されるため、削減の余地はない。
なし 説 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
必要取小阪の人件賃で対応しており、削減の未地はない。 説 明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な し・負担なし 説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○高い法に基づき実施されている。
● 平均説明
○低い

[4	【必要性の評価】					
10.	. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)					
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い					
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い					
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている					
	○ 一部の市民などに、ニーズがある					
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある					
	○ 目的はある程度達成されている					
	○ 上記のいずれにも該当しない					
11.	事務事業実施の緊急性					
	● 緊急性が非常に高い					
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす					
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている					
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい					
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない					

*	評	価結	果の	総括	と今	後(り方	向性
---	---	----	----	----	----	----	----	----

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の	方向性	

7 区ツず切ず木ツカ門山							
•	現状のまま	(又は計画	どおり)継続実				
0	終了	〇 廃止	〇 休止				

年度	

\bigcirc	他の事務事業と統合又は連携
\circ	

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改:	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

▼課長総括評価(一次評価)	
法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650190

【1枚目】

005050101

事務事業名 老人保健医療費拠出金事業	部 名 等 民生部	政策の柱 第2章 安	心して仮	建やかにくらせる	まち	会計 国民健康保	険事業特別会計			
予 算 書 の 事 業 名 1. 老人保健医療費拠出金、(目) 2. 老人保健事務費拠出金(事業名) 1. 老人保健事機出金(事業名) 1. 老人保健事	務費 課 名 等 市民課	政 策 名 第4節 健	やかでき	共に支えあう福祉	社会の構築	款 5. 老人保健拠出金				
事業期間 開始年度 昭和57年度 終了年度 平成23年度 業務分類 4. 負担金・補助	h金 係 名 等 医療保険 係	施策名6.社会保	障制度0	の充実		項 1. 老人保健拠出金				
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名 中山 明夫	区 分 国民健康保	険制度			目 1. 老人保	健医療費拠出金			
	電話番号 0765-23-10	五本事業名 国民健康保	険制度の	D適切な運営						
◆事業概要(どのような事業か)				実	績		計画			
老人保健法により保険者である市町村の老人被保険者数等に応じて拠出している。 (平成20年度から後期高齢者[E療制度が始まったため過誤調整のみ)		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 老人保健法により保険者である市町村の老人被保険者数等に応じて拠出している。 対	対	健対象者数(国保老人のみ)	人	4, 530	(0	0	C		
象	*指標 ③									
<平成21年度の主な活動内容> 平成20年度から後期高齢者医療制度が始まったため、過誤調整分等が拠出対象となった。	① 老人保 活	建給付件数	件	8, 682	(0	0	0		
手数 *平成22年度の変更点 特になし。	■	健対象者数	,	4, 530	(0	0	0		
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 老人保健制度の適正な運営と老人医療の財政安定。 意図	① 老人保 成果 指標 ③	健に拠出している金額	千円	102, 542	37	7 38	0	C		
そ <施策の目指すすがた> の 国民健康保険制度の適正な運用による良質な医療サービスの提供。 結 果	↑成果指標が現	段階で取得できていない場合、その)取得方	法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		財 (1)国・県支出金	(千円)	25, 803	(0	0		
昭和58年2月の老人保健制度発足時は国20%県5%市町村5%各保険者拠出金70%の割合で負担。		源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	5, 100	(,	0	0		
		(4)一般財源	(千円)	30, 018	37	-	0	0		
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	60, 921	37		0	0		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の20mmのである。	変化など)	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	0	0		
高齢化の進展と医療費の増嵩が著しいため、負担割合の変更や患者一部負担金の見直し等が行われている。18 ⁴ 齢者医療制度が創設され、新たに後期高齢者支援金制度が設けられた。	Fの法改正により平成20年度から後期高	②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	240		0	0		
車 日本15次(21以入) 21以入 70、 20以入 70以内) 12以内) 20以入 70以入 70以入 70以入 70以入 70以入 70以入 70以入 7		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	841	1, 009		0	0		
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	61, 762	1, 046		4 205	4 905		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)		(参考) 人件費単価 ◆県内他市の実施状況 (オ	(円@時間) 四据1 で	4,205 いる内容又は把扱	4,205		4, 205	4, 205		
▼川八、成式などからが安全・息光 (担当者が依允にはなく、夫跡に育せられた息光・貝向などを記入) 特になし。		国、	県が作	での内存文は行び 成する事業実施も で拠出金額)						
1		○ 押握していない								

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大	;	法定事務であり、支出しないことは許されない。
○ 直結度中	1	期
○ 直結度小	`	
2. 市の関与の多	妥当性	: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令など	によ	り市による実施が義務付けられている
○ 法令など め、市に	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
民間でも	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	iして	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記		老人保健法(昭和57年法律第80号) ※平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更
3. 目的見直しの	の余地	! (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
【有効性の語	評価	
4. 成果向上の急	余地 ((成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
		成果向上の余地なし。
+>1	説	
なし	明	
5. 連携すること	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
#51	説	
なし	明	
【効率性の評価	価】	
6. 事業費の削減	咸の余	*地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		法定事務であり、削減の余地はない。
なし	説	
74 C	明	
7. 人件費の削	減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		県内他市と比較しても妥当と思われる。
なし	説	
なし	明	
【公平性の評価	i]	
8. 受益者負担の		化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		老人保健法の規定に基づき拠出している。
し・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者	者負担	1の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
高い		老人保健法の規定に基づき拠出している。
	説	
● 平均	明	
○ 低い		

[必	要性の評価	í]			
10.	社会的ニース	ズ (この	事務事業にどれ	1くらいのニーズがあるか)	
	○ 全国的又	(は広域的	的な課題であり	、ニーズが非常に高い	
	○ 市固有の	課題では	あり、なおかつ	p市民などのニーズが非常に高い	
	○ 比較的多	くの市目	民などがニース	ぐを感じている	
	○ 一部の市	「民などり	こ、ニーズがま	っる	
	○ 一部の市	「民などり	こ、ニーズがま	っるが、それが減少しつつある	
	目的はあ	る程度は	並成されている		
	○ 上記のレ	ずれにす	も該当しない		
11.	事務事業実施	施の緊急	性		
	○ 緊急性が	5非常に	島い		
	○ 緊急に解	ア決しなり	ければ重大な過	4失をもたらす	
	○ 市民なと	!のニー!	ズが急速に高ま	そっている	
	● 緊急性に	は低いが、	実施しなけれ	ルば市民生活に影響が大きい	
	○ 緊急性が	ば低く、質	実施しなくても	市民サービスは低下しない	
*	評価結果の約	総括と今	後の方向性		
(1	評価結果	の総括			
	 目的妥当 	当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
	② 有効性		● 適切	○ 成果向上の余地あり	
	③ 効率性		● 適切	○ コスト削減の余地あり	
	④ 公平性		● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2	今後の事	務事業の	方向性		
	○ 現状	のまま	(又は計画どま	り)継続実施 終了 年度	
	● 終了			○ 休止 →→→→→ 平成22年度	
	0		巻と統合又は連	携	
	○ 目的				
	○ 事務	事業のや	り方改善		
★改	革・改善案(・ 改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		後期高的	命者医療制度 <i>σ</i>	創設により廃止される。	コストの方向性
	次年度				
	(平成23				維持
実施	年度)				4274
子		// Hn == #	A +	A)1=0, - 1, 1, d= 1, d= 1, -7	
定時		後期局團	市省医療制度0.	創設により廃止される。	成果の方向性
期	中·長期的				
	(3~5 年間)				維持
	丁四/				

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要

事 業 コード 23650210

事務事業名 介護納付金拠出事業

【1枚目】

005060101

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

予算書の事業名 1.介護納付金					課名等	市民課	市民課 政 策 名 第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築 款 6. 介護							養納付金				
事	業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金·補助金	係 名 等	医療保険係	Ę	施策名	6. 社会保障	章制度の	制度の充実 項 1. 介護納付金				
実	施方法	○ 1. 指	定管理者代行 〇) 2. アウトソ-	-シング ● 3.	負担金・補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名	中山 明夫	ŧ	区 分 国民健康保険制度 目 1. 介護納付金							
					L			電話番号	0765-23-10	11	基本事業名	国民健康保障) 食制度σ)適切な運営				
								1		-					-			
		のような事業		****·										実	績		計画	
介護	を保険法によ	り保険者であ	る市町村の被保障	₹有奴寺に応し`	(拠出している。								単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			何を対象にしてい	るのか。※人や	物、自然資源なる	ど)			① 介護保	険対象者数			人	3, 862	3, 579	3, 591	3, 650	3, 700
	介護保険制度	度への拠出金							対									
対象								=	象 指 ②									
									標							·		
									3									
1	<平成21年度	度の主な活動に	内容>						∴ △ ###	H-041-05	ф л		千円	167, 410	153, 433	165, 225	167, 000	169, 000
1	社会保険診療	療報酬支払基:	金から請求された	介護納付金 153	3,433千円を納付	した。			活	付金納付金	积		713	167, 410	155, 455	165, 225	167, 000	109, 000
手									動。									
	*平成22年度	度の変更点							指標									
1	特になし。								3									
\blacksquare	(この事数す	車巻に トゥア	、対象をどのよう	に亦うるのか)														
					り、介護保険事業	業の適正で安定し	た運営を図る。			付金納付金	額		千円	167, 410	153, 433	165, 225	167, 000	169, 000
意									成里				iiii					
図									果 ②									
									標				i i			İ		
									3									
~		指すすがた>							↑成果指標が現	段階で取得	できていな	い場合、その	取得方	法を記入				
のは	国民健康保险	険事業が健全(に運営され、良質	な医療が受けら	れる。													
果																		
♦ =	の事務事業	開始のきっか	いけ (何年<頃>から	どのようなき~	っかけで始まった	.か)				g. (1)国·	県支出金		(千円)	49, 336	41, 341	77, 657	78, 500	79, 600
平成	12年2月に	介護保険法が	公布され、介護係	保険制度が開始る	された。					源 (2)地方	7債		(千円)	0	0	0	0	0
										内 (3)その)他(使用料・	手数料等)	(千円)	63, 580	52, 181	14, 751	14, 900	15, 000
										訳 (4)一般	段財源		(千円)	54, 494	59, 911	72, 817	73, 600	74, 400
										A. 予算(注	央算)額((1)~((4)の合計)	(千円)	167, 410	153, 433	165, 225	167, 000	169, 000
							和、社会情勢の変化な		h // -		業に携わる正		(人)	1	1		1	1
			予想以上に大きく になっている。	、国保で徴収す	する2号被保険者	の介護納付分と国]負担分を合わせても、	数十万円の赤字と	なっており、そ	O + 131 + 7	業の年間所要		(時間)	200	200		200	200
,,		,									(②×人件費		(千円)	841	841		841	841
											に係る総費用		(千円) (円@時間)	168, 251	154, 274		167, 841	169, 841
▲ ;±:	日の送今か	じかたの画句	9. 音目 (知业本の	利日でけかく	実際に実出され	た意見・質問など	(た記1)				人件費単価 市の実施状況			4,205	4,205		4, 205	4, 205
	なし。	こかりい安至	医龙(担目有》	/仏元 いはばく、	大阪に可せりれ	/に思允・貝미など	· 'C RL/\)			▼県竹忚	川の天旭仏(成する事業実施				
	•									● 抱	型握している			の納付金額)				
												1						
										○ 担	型握していな	: 1						

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

【目的妥当性	:の評価】
1. 施策への直	結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	法定事務であり、支出しないことは許されない。
直結度中	、 説 (各保険者からの拠出金と介護保険料、国県市町村負担金等により介護保険制度が運営されている) 明
○ 直結度小	
	妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	により市による実施が義務付けられている
- ○ 法令など め、市に	『による義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なたよる実施が妥当
	サービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	正しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
O MICHIN	を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	
3. 目的見直しの	の余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	説
なし	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
【有効性の記	評価】
4. 成果向上の分	余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	成果向上の余地なし。
<i>t</i> >1	説
なし	明
5. 連携すること	とで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説
なし	明
【効率性の評価	価1
o. 7%X 01111	法定事務であり、削減の余地はない。
なし	<u>説</u> 明
7 【仲書の制	
7. 人件費の削	減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) - 県内他市と比較しても妥当と思われる。
なし	<mark>説</mark> 明
ムガみあずっ	21
【公平性の評価 の	•
	D適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 小護保険法の規定に基づき拠出している。
特定受益者な し・負担なし	
し・貝担なし	ii.
適正化の余地なし	
-	
	者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	介護保険法の規定に基づき拠出している。
● 平均	iii.
<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○ 低い	

【必要性の評価】

① 目的妥当性

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 目的見直し

② 有効性

③ 効率性

④ 公平性

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
*	評価結果の総括と今後の方向性
1	1/ 並無法用の公任

● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり

○ 受益者負担の適正化の余地あり

● 適切 ○ 成果向上の余地あり

● 適切

● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携

	○ 事務事業のやり方改善						
★改善	革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性				
		なし	コストの方向性				
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持				
定時		なし	成果の方向性				
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持				

年度

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650220

【1枚目】

005070101

事務事業名。高額医療費拠出金事業	部 名 等	民生部	政策の柱第2章 安	建やかにくらせる	まち	会計 国民健康保険事業特別会計				
予 算 書 の 事 業 名 1. 高額医療費拠出金	課名等	市民課	政 策 名 第4節 健	やかでき	やかで共に支えあう福祉社会の構築 款 7. 共同事業拠出金					
事 業 期 間 開始年度 昭和58年度 終了年度 当面継続 業務分類 4. 負担金・補助金	係 名 等	医療保険係	施 策 名 6. 社会保	障制度(の充実		項 1. 共同事業	業拠出金		
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	中山 明尹	区 分 国民健康保	険制度	自 1. 高額医療費共同事業医療費拠					
	電話番号	0765-23-10	基本事業名 国民健康保	験制度の	D適切な運営					
◆事業概要 (どのような事業か)					実	績		計画		
高額な医療費 (1 件80万円超) の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源	をして県単位で費 が	用負担を調整する	5.	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の一般被保険者		① 国民健 対	康保険一般被保険者数	٨	9, 126	9, 356	9, 373	9, 440	9, 530	
NA SPACE AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND		指 3								
<平成21年度の主な活動内容> 拠出金の支払い 手		① 拠出金 活 動 ②	額	千円	70, 079	52, 161	70, 871	73, 000	75, 000	
段 *平成22年度の変更点 特になし。		指標。								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図る。 意図		① 高額医 成 果 指 標 ③	療費共同事業交付金	千円	56, 068	59, 117	70, 871	73, 000	75, 000	
そ < 施策の目指すすがた > の 国保健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 結果		↑成果指標が理	段階で取得できていない場合、その	の取得方	法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財 (1)国・県支出金	(千円)	35, 039	26, 080	35, 434	36, 500	37, 500	
高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、昭和58年から実施要綱等に基づき行われてきたが、平成19れ、国保連合会の事業として法律上義務付けられた。	9年4月から孤発・1	制度化か凶ら	源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0		0	0	
			(4)一般財源	(千円)	35, 040	26, 081		36, 500	37. 500	
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	70, 079	52, 161	,	73, 000	75, 000	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	:ど)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
医療技術の高度化や医療供給体制の整備充実に伴い、高額な医療費の発生件数は年々増加している。			②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	200		200	200	
			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	841	841		841	841	
			事務事業に係る総費用 (A+B) (参考) 人件費単価	(千円)	70, 920 4, 205	53, 002 4, 205	,	73, 841 4, 205	75, 841 4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					4,205			4, 205	4, 205	
▼III人(成式などからりを主・息元(正当有りな元とはなく、大統に前とられた息元・負向などを記入) 特になし。			国	、県が作	成する事業実施を は者が参加し、国保	犬況調査等により	り把握している。			
			○ 把握していない							

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

コード3

02010200

日印安日江		
1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大		県単位での広域的な費用負担調整を行う事業であり、国保事業の健全な運営に資するものである。 説
直結度中		明
直結度小		
2. 市の関与の多	è当性	E(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令など	によ	り市による実施が義務付けられている
法令など	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
() 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	人	国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱(厚労省保険局長通知(平成18年9月20日))
3. 目的見直しの	余地	(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
【有効性の詞	平価	
		- (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
774777		成果向上の余地なし。
なし	説	
<i>4</i> C	明	
こ 海撒子スァリ	. 73	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
3. 座拐りること	٠,	既に保険財政共同安定化事業と併せて実施している。
		以に体体的以外向又だしず未亡が亡くだっ 。
なし	説明	
	1971	
【効率性の評価	西】	
6. 事業費の削減	成の弁	会地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		医療費の実績に応じて拠出金が算定されるため、削減の余地はない。
45.1	説	
なし	明	
7. 人件費の削	減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
7.77 - 117		必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
	⇒M	
なし	説明	
	71	
T // TT W 3T	,	
【公平性の評価		
8. 受益者負担の		E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		法に基づき実施されている。
し・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
悪エ 1507 末地なし		
9. 本市の受益者	負担	①の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
高い		法に基づき実施されている。
_	説	
● 平均	明	
○ 低い		
O PENT		

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価結果の総括と今後の方向性(1) 評価結果の総括

(I)	11 Im vo v v v v v v v v v v v v v v v v v v		
1	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
(② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
(効率性 	● 適切	○ コスト削減の余地あり
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

7 後の事務争業のが同性										
● 現状のまま	(又は計画どおり)) 継続実施								
終了	〇 廃止 〇)休止								

年度	

0	他の事務事業	٤	統合又	は連携	

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★ 課長総括評価(一次評価)	
法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650350

【1枚目】

005070102

事	事 務 事 業 名 保険財政共同安定化事業拠出金事業								部 名 等		民生部	政策の柱 第2章 安心して健やかにくらせるまち					まち	会計国民健康保険事業特別会計					
子	予 算 書 の 事 業 名 1. 保険財政共同安定化事業拠出金							課 名 等	課 名 等 市民課		政 策 名 第4節 健大		健やかでき	共に支えあう福祉	社会の構築	款 7. 共同事業拠出金							
事	¥ 期	間	開始年月	Ę	平成18年	度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金·補助金	係 名 等	係名等 医療保険係 施策名6. 社会保障制度の充実							項 1. 共同事業拠出金				
美	尾施 方	法() 1.	指定管	理者代行	0:	2. アウトソ	ーシング 🕒 3	 負担金・補助金 	○ 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫		区 5) 国民健康	東保険制度			目 2. 係	険財政共	司安定化事業	拠出金
											電話番号		0765-23-1011		基本事業名	名 国民健康	東保険制度(の適切な運営					
															<u> </u>								
	事業概要																	実	績			計画	
市田	丁村国保 間	間の保障	倹料の平	準化、	財政の安	定化を	図るため、	1件30万円超の	医療費について各i	市町村国保からの拠出金∶	を財源として県単	単位で	で費用負担を調	整する。			単位	20年度	21年度	22年度	2	23年度	24年度
	(この事 国民健康				対象にして	ている。	のか。※人や	₽物、自然資源7	えど)			交	① 国民健康	養保険一般	被保険者数		人	9, 126	9, 35	6 9	373	9, 440	9, 530
対象											-	→	2 旨 2										
	<平成21 拠出金の			動内容	>							活動		1			千円	415, 269	415, 06	8 435	413	448, 000	461, 000
	*平成22 特になし		変更点									動指標	2 = 3										
意図					象をどの。 財政の安5		変えるのか) 図 る 。					成果指標	是 ②	ス共同安定f	化事業交付	金	千円	467, 930	458, 98	6 435	413	448, 000	461, 000
Н	<施策の	日指す	すがた	>								1	成果指標が現身	吸贴で取得	できていた	い場合	その取得す	注を記入					
~					営され、」	良質な	医療が受けら	られる。				'	700 P. T. T. T. T. T. T. T. T. T. T. T. T. T.	AIR CHAIN		× - 99 Li V	C 13 AA 19 33	THE HEAVY					
								っかけで始まっ						(1)国·	県支出金		(千円)	0		0	0	0	0
高客	貝医療費の	の対象額	顔が70万	H→8(万円に引	き上げ	"られた際(平	·成18年)、30万	円超の医療費を対象	象とする当該事業が創設	された。			源 (2)地方		ope and along the	(千円)	0		0 405	0	0	401.000
														(4)一般	他(使用料	・手数料等	(千円)(千円)	415, 269 0		8 435	0	448, 000	461, 000
															大算)額((1)~	~(4)の合計)		415, 269			413	448, 000	461, 000
◆月	昇始時期 以	以後の事	事務事業	を取り	巻く環境	の変化	と、今後予	想される環境変	化(法改正、規制	暖和、社会情勢の変化な	ど)		l l		きに携わる〕			1	,	1	1	1	1
									数は年々増加して					②事務事業	英の年間所	要時間	(時間)	200	20	0	200	200	200
													ļ.	B. 人件費	(②×人件費	費単価/千円	(千円)	841	84	1	841	841	841
														事務事業に	二係る総費	用 (A+B)	(千円)	416, 110	415, 90	9 436	254	448, 841	461, 841
															人件費単価		(円億時間)				205	4, 205	4, 205
	<mark>ド民や議会</mark> こなし。	会などか	からの要	望・意	見(担当	者の私	見ではなく、	、実際に寄せら	れた意見・質問な	どを記入)					<mark>市の実施状</mark> B握している		国、県が作	「いる内容又は把 F成する事業実施 食者が参加し、国	状況調査等によ	り把握してい			
														○ 押	握していた	tel.)							

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	:	県単位での広域的な費用負担調整を行う事業であり、国保事業の健全な運営に資するものである。
直結度中	1	説
○ 直結度小	`	明
		E(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		り市による実施が義務付けられている
○ 法令など	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_		成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記		国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱(厚労省保険局長通知(平成18年9月20日))
3. 目的見直し	の余地	2 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
	-91	
【有効性の	評価	1
		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
		成果向上の余地なし。
	説	
なし	明	
5. 連携するこ	しで.	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
12077 0 - 1	_ ,,	既に高額医療費拠出金事業と併せて実施している。
	∌M	
なし	説明	
【効率性の評	価1	
		*地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 子未貞 v m l	2007	医療費等の実績に応じて拠出金が算定されるため、削減の余地はない。
	⇒M	The state of the s
なし	説明	
7. 人件費の削	減の	余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	.,,,,,	必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
	∌×	
なし	説明	
【公平性の評価	i]	
		E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		法に基づき実施されている。
し・負担なし	説	
	明	
適正化の余地なし		
9. 本市の受益者		日の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
高い		法に基づき実施されている。
● 平均	説	
● ⊤∞	明	
○ 低い		

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり				
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり				
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり				
(2) 今後の事務事業の方向性						

_ _____

★ 評価結果の総括と今後の方向性(1) 評価結果の総括

	現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施
0	終了	〇 廃止	O #	比上

年度	

○ 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650420

【1枚目】

005080101

事務事業名特定健康診査等事業	部名等	民生部	政策の柱第2章 3	そ心して依	建やかにくらせる	まち	会計国民健康保	険事業特別会計		
予 算 書 の 事 業 名 1. 特定健康診査等事業費	課名等	市民課	政 策 名第4節 優	単 やかでま	に支えあう福祉	社会の構築	款 8. 保険事	業費		
事業期間 開始年度 平成20年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	医療保険係	施策名6.社会6				項 1. 特定健康診査等事業費			
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	中山 明夫	区 分国民健康係	保険制度			1. 特定健	康診査等事業費		
	電話番号	0765-23-10			の適切な運営		11122			
	电加田力	0700 20 10	型	トドスリリス・	7.担切な圧占					
◆事業概要 (どのような事業か)					実統	漬		計画		
高血圧や脂質異常症、糖尿病など個々の生活習慣病の早期発見だけでなく、早い段階でメタボリックシンドローム(内脈				j H		<u> </u>				
ぐことを目的とした健診を実施するとともに、健診結果から生活習慣病のリスクが高く生活習慣改善で効果が得られそ	うな者について	[は引き続き保健指導	を行う。	位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)			東保険被保険者数	J	7, 521	7. 754	7, 800	7, 800	7. 80	
国民健康保険の被保険者(当該年度40歳以上75歳未満の者(6ヵ月以上継続して入院している者、施設入所者等除く)))	対 (4)歳以上75歳未満の対象者数) 		,		,			
 		⇒ 衆 ② 特定保	建指導対象者数	人	303	435	500	550	60	
		標								
		3								
<平成21年度の主な活動内容>		① 特定健	诊	人	2, 909	3, 057	3, 900	4, 600	5. 00	
特定健診受診者 3,057人、特定保健指導利用者 98人		活	DXDIA	^	2,000	0,007	0,000	4, 000	0,00	
手 		動 ② 特定保	建指導利用者数	人	58	98	150	220	27	
* 平成22年度の変更点 特になし。		標			Ť		}			
		3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			M □ - A - 古	0.4	20.70	20.40	F0.00	CO 00	0F 0	
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)をより早い段階で発見し、予防・改善を図る。		① 特定健	沙 党影率	%	38. 70	39. 40	50.00	60. 00	65. 0	
<u> </u>		甲	建指導利用率	%	19. 10	22. 50	30.00	40. 00	45. 0	
		排 。 17~17	211471717	/•		22.00	33.33			
		3								
・		↑成果指標が現	段階で取得できていない場合、そ	の取得方	法を記入					
国保健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。		1 1000101110100 31	AND CHANGE CO. SAT SOLITIC	.> 60 (0.50	IN C HON					
若										
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑			(1)屋 周末川人	(千円)	8. 312	9, 325	9, 660	11, 300	12. 30	
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)が、平成19年12月28日に公布され、	平成20年4月	1日から施行された	財 源 (2)地方債	(千円)	8, 312	9, 325		11, 300	12, 30	
ことに伴い始まった。		7,5,7,5	内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	10, 324	11, 572	ū	18, 400	20. 00	
			(4)一般財源	(千円)	14, 767	13, 314	The second secon	24, 500	26, 60	
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	33, 403	34, 211		54, 200	58, 90	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	:ど)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	2	1	1	,	
高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。			②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	340	100	100	10	
			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	0	1, 430	421	421	42	
			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	33, 403	35, 641	46, 382	54, 621	59, 32	
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			◆県内他市の実施状況	把握して	いる内容又は把握	屋していない理由	由の記入欄)			
従来の基本健康診査から制度が変ったということもあり、内容がわかりにくいとの声がある。					成する国保実施り に健診の実施が					
			→ 15th O C V 1.0	古体灰白	に呼びの天旭かま	おりょうい じゅんしし	··@/			
			○ 把握していない							

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
■ 直結度大 早期発見、予防・改善をすることにより、比較的軽い状態での対応となるため、医療費の抑制に繋がる。
○ 直結度中 <mark>説</mark> 明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
・高齢者の医療の確保に関する法律 昭和57年法律第80号) ・魚津市国民健康保険条例 (昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明
<u>【</u>
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 放来可上の宗地(放来の同上か今後との住及見込めるが説例)
なし <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
健康センターで実施する保健事業と連携することで、より生活習慣の改善効果を高めることが出来る。
あり <mark>説</mark> 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
県内の全保険者が参加する集合契約にて統一単価を設定して実施しているため、削減の余地はない。
説
なし <mark>関</mark>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
الله على الله على الله على الله على الله على الله على الله على الله على الله على الله على الله على الله على ال
Head of the second se
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な し・負担なし
C・貝担なし <mark>説</mark>
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 県内他保険者も同様である。
● 平均 説
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○低い

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括

(1) 計 開州日本 * > 州区1日							
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり					
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり					
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり					
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり					
(2) 今後の事務事業の	方向性						

今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施	年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
● 他の事務事業と統合又は連携	

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性 特定保健指導の利用者に健康センターの保健事業への参加を呼びかける。 コストの方向性 次年度 (平成23 増加 年度) 実施予定時期 なし 成果の方向性 中·長期的 (3~5 年間) 維持

★課長総括評価(一次評価)	
去に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650230

【1枚目】

005080201

事 務 事 業 名	保健衛生普及事業	業				部 名 等	民生部	政策の柱第2章 3	安心して優	建やかにくらせる。	まち	会計 国民健康保障	倹事業特別会計			
予算書の事業名	2. 保健衛生普及3	費				課名等	市民課	政 策 名第4節 個	健やかでお	共に支えあう福祉神	社会の構築	款 8. 保険事業	業費			
事業期間 開始年度	昭和32年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	医療保険係	施 策 名 6. 社会(4 6. 社会保障制度の充実 項 2. 保険事業費							
実施方法 〇 1.指	定管理者代行 ●	2. アウトソー	-シング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	中山 明元	区 分 国民健康任	保険制度			1. 保健衛生	生普及費			
			'			電話番号	0765-23-10	基本事業名 国民健康任	保険制度の	の適切な運営						
◆事業概要(どのような事業	ξη ν)									実終	書		計画			
国民健康保険被保険者の受診		、健康に関する	るパンフレットの)配布、健康教室	の開催				単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
(この事務事業は、誰、) 国民健康保険の被保険者		るのか。※人や	物、自然資源な	ど)			1 1	康保険被保険者世帯数	世帯	6, 298	6, 180	6, 200	6, 250	6, 30		
対象						ŀ	対象 ② 国民健	康保険被保険者数	٨	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 40		
							3									
<平成21年度の主な活動 医療費通知の送付、健康:		<u> </u>					① 医療費 活	通知送付延べ世帯数	世帯	28, 871	28, 982	29, 000	29, 100	29, 20		
手 段 *平成22年度の変更点 特になし。							動 ② 健康教 指 標 ③	室参加者数	٨	48	30	40	40	4		
(この事務事業によって 被保険者の健康に対する) る。			を図るとともに	、適正な受診を値	ますことにより医療費の	箇正化を図	① 医療費成	通知送付延べ世帯数割合	%	76. 40	78. 20	78. 00	77. 60	77. 2		
意図						1	甲.	室参加者数割合	%	0. 50	0. 30	0. 40	0. 40	0.4		
そ の 国民健康保険事業が健全 結 果		な医療が受けら	れる。				↑成果指標が到	見段階で取得できていない場合、そ	の取得方	法を記入						
◆この事務事業開始のきっか 医療悪の済工(はた図えませ			っかけで始まった	カン)			_	財 (1)国・県支出金	(千円)	2, 920	2, 642		1, 000	1, 00		
医療費の適正化を図るため、	国・県の指導によ	ッ炤まつた。						源(2)地方債(次円料)、手数料(第)	(千円)	0	0		0			
								内 訳 (3)その他(使用料・手数料等) (4)一般財源	(千円) (千円)	1, 625	0 1. 792		4, 300	4. 30		
								4) ^一 板財 (原 A. 予算 (決算) 額 ((1)~(4)の合計)	(千円)	4, 545	4, 434		5, 300	5, 30		
◆開始時期以後の事務事業を	・取り巻く環境の変	化と、今後予想	見される環境変化	(法改正、規制	緩和、社会情勢の変化な	ど)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	3		3, 500			
高齢化の進展や医療技術の高							く必要がある。	②事務事業の年間所要時間	(時間)	480	500		500	50		
								B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	2, 018	2, 103	2, 103	2, 103	2, 10		
								事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	6, 563	6, 537	7, 420	7, 403	7, 40		
								(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20		
◆市民や議会などからの要望 特になし。	・意見(担当者の	私見ではなく、	実際に寄せられ	た意見・質問な	どを記入)			● 把握している	国・県が作	<mark>いる内容又は把握</mark> ■成する国保事業実 がにて医療費通知を	€施状況等により					
								○ 把握していない								

部・課・係名等 コード1 02010200

政策体系上の位置付け コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
○ 直結度大 被保険者の健康に対する意識の高揚や適正受診の促進を図ることは、即効性はないが、中長期的には医療費の適正 説 化に繋がる。
● 但結度中 明
② 直結度小 ② 直結度小 ② 直結度小 ② 直結度小 ② である ② である ② である ② である ② である ② である ③ である ④ である ● である
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
★令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 iii
L
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
説
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
特定健康診査等事業と連携することで、より健康に対する意識を高揚させ、健康の維持増進を図ることが可能になる。 (特定健診等の受診率アップを図ることが、健康に対する意識の高揚に繋がる)
あり 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
県内他市と比較しても妥当と思われる。
また 説 説 a state of the state o
7. 「仲東小町よう人」 (人の平安吐田・ナー) アルムノベンといいよべに マンム・ロー・コンロー
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
国保被保険者全員を対象としている。
し・負担なし 説 明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高 \
● 平均 <mark>説</mark> 明
○低い
○ PSN *

ı	【必要性の評価】
1	10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
Ī	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1	11. 事務事業実施の緊急性
Ī	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く 実施したくても市民サービスけ低下したい

*	評価結果の総括と今後の方向 (1) 評価結果の総括
	(1) 評価結果の総括

 計圖和未少配值 		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

\circ	現状のまま	(又	は計画	どま	3 1))	継続実施
0	終了	0	廃止		0	1	大 止

年度

● 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

)	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向
		なし	コストの方向性

実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★ 課長総括評価(一次評価)	
見状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650240

【1枚目】

005080202

	事務事業名の成人病ドック事業	部 名 等 民生部	政策の柱第2章	章 安心して倒	建やかにくらせる:	まち	会計国民健康保障	倹事業特別会計	
- 4	<mark>予 算 書 の 事 業 名</mark> 1.疾病予防費	課名等 市民課	政 策 名 第4 額	節 健やかで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 8. 保険事業費		
-	事業期間 開始年度 昭和50年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等 医療保険係	施 策 名 6. 社	施 策 名 6. 社会保障制度の充実 項 2. 係			項 2. 保険事業費		
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 中山 明月	夫 区 分 国民健康保険制度				目 2. 疾病予防費		
		電話番号 0765-23-10	11 基本事業名 国民係	建康保険制度の)適切な運営				
	事業概要 (どのような事業か)				実	績		計画	
被	:保険者を対象に本人負担10,000円で1日健診(生活習慣病ドック)を受診してもらう。			単					
				位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	The control of the co								
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国保被保険者	① 国保被	保険者数	人	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 40
按		対					<u> </u>		
外象		→ 第 ②							
		標							
		3							
	<平成21年度の主な活動内容>	① ドック	受診者数		153	174	180	180	18
	申込者 180人 受診者 174人 ドックは3医療機関で実施	活	20 13	'					
手段	** 平成22年度の変更点	→ 動 ② 費用額		千円	4, 942	5, 016	5, 490	5, 490	5, 49
*~	特になし。	標							
		3							
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)	① ドック	马 診茲	%	1, 50	1. 70	1, 76	1, 75	1. 7
	被保険者の健康意識の普及	成	文形平	90	1. 50	1. 70	1. 70	1. 75	1. /
意図		甲.	1人当たりの費用額	円	32, 298	28, 829	30, 500	30, 500	30, 50
凶		標					1		
		3							
2	く施策の目指すすがた>	↑成果指標が到	見段階で取得できていない場合	、その取得方	法を記入				
	国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。								
結果									
•	 		(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	
	1和50年頃から保健事業の一環として始まった。		源 (2)地方債	(千円)	0			0	
			内 (3)その他(使用料・手数料	斗等) (千円)	0	0	0	0	
			(4)一般財源	(千円)	4, 967	5, 016	5, 530	5, 530	5, 53
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合		4, 967	5, 016		5, 530	5, 53
	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な 3保険者の健康保持と国保制度の安定を図るため、生活習慣病等の予防事業の推進が重要と認識され、18年6月の法改工		①事務事業に携わる正規職員	1,,,,	4	4		4	
	t床映有の健康体持と国体制度の女足を図るため、生活省頂病寺のア防争未の推進が里安と認識され、10年0月の法以I i」の義務付けや予防事業の強化・充実が強く求められていることから、この事業もより効果的なものに改善する必要		②事務事業の年間所要時間	(時間) F円) (千円)	580 2, 439	540 2, 271		580 2, 439	2, 43
ĺ			B. 人件費(②×人件費単価/千事務事業に係る総費用(A+		7, 406	7, 287		7, 969	7, 96
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	·		4, 205	4, 20
*	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)		◆県内他市の実施状況		いる内容又は把握			,	,,-
受	診者数を増やしてほしい。		● 把握している	随時照会等		生の体助を行って	(1) Z)		
			1日建している	→ (合体陝石	においてドック等	手の補助を打つ(.いる)		
			○ 把握していない						

部・課・係名等 コード 1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 国保被保険者に対し健康意識の高揚と普及を図る意味でも効果は大きい。
〇 直結度中 <mark>試</mark>
〇 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第82条 根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし。説
H
【大型版 5 范 / 】
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
91
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし <mark>説</mark> 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
補助率等を見直す余地はある。
大 山 説
あり <mark>朝</mark>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
現在は受付業務等のみを実施しており、人件費削減の余地はない。
なし。説
We will be the second of the
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ 診療報酬単価改正時には、見直しをしてきている。
り・負担あり 説 説 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
適正化の余地あり
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 各市町村間でも健診の種類、自己負担額などばらばらであり、一概に比較はできない。
● 平均 説
- 1 91
○低い

【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	● 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	評価結果の総括と今後の方向性	
(:	評価結果の総括	

(① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
(② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
(③ 効率性	適切	● コスト削減の余地あり
(④ 公平性	適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

2) 今後の事務事業の方向性

7 後の事物事業	のの国圧		
○ 現状のまま	(又は計画	画どおり)	継続実施
終了	〇 廃止	○ #	k II:

年度

0	他の事務事業と統合又は連携
_	口的日本)

○ 目的見直し

● 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		コスト面、内容等の見直しが必要となる。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		削減
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

x 課長総括評価(一次評価)	
rに基づく事業であり、県内他市と比較しても妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650250

事務事業名 出産費用資金貸付事業

【1枚目】

005080203

予	算書の	事業名	1. 出産費用資金	貸付金				課名等		市民課	I	女 策 名 第 ·	4 節 健や	かで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 8. 保険事	業費	
事	業 期 間	開始年度	平成13年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		医療保険係	系	逝 策 名 6 .	社会保障	制度の)充実		項 2. 保険事	業費	
実	戻施 方法	〇 1.指	定管理者代行 〇	2. アウトソー	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明月	ŧ.	☑ 分国!	民健康保険	制度			目 3. 出産費	用資金貸付金	
					L			電話番号		0765-23-10)11 基	本事業名国	民健康保険	制度の)適切な運営				
		のような事業													実	績		計画	
			ることが見込まれ 担軽減を図る。	る世帯主に対し	ン、出産育児一時	金の支給を受ける	までの間、当該出産育	「児一時金の支給	に係	る出産に要す	る費用を支払う	ための資金を	を貸付け	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			可を対象にしてい 受けることが見込							① 被保険	含世帯数			世帯	6, 298	6, 180	6, 200	6, 250	6, 30
対								_	_	対 象				······					
象									_	% 指 標									
										3									
	<平成21年度	度の主な活動内	内容>								r Mr.				0			0	
:	貸付実績はな	まし 。								 利用者 	致			人	U	(2	2	
手品	*平成22年度	たの女子と								動 ② 貸付金	額			千円	0	(672	672	67
	* 平成22年度 特になし。	夏の変更点								標									
										3									
			対象をどのよう	に変えるのか)						 利用者 	1人当たりの1	貸付金額		千円	0	(336	336	330
	費用面での負	負担軽減を図る	5.							成		PC 13 III IIA		' '	· ·	·			
意図									→	果 指 ②									
										標									
										3									
~		旨すすがた> <事業が健会!	こ運営され、良質	た医療が受ける	th Z					↑成果指標が現	見段階で取得で	きていない場	合、その]	取得方:	法を記入				
結結	当体性成体的	火争未が性土い	- 建呂でれ、及貝	は区 僚が支いり	111つ。														
果											_				ı			ı	
			<mark>け (何年⟨頃⟩から</mark> き、13年度から保			.か)					(1)国·県 (2)地方債			千円)	0	(-	0	
1 /2	X12	自返加に至り	C (10+12/3) JA	(E-7 × 0)	_ O CM & 7/20						1014	し (使用料・手数	,	千円)	0	(•	672	67
											(4)一般則			千円)	0	(0	
											A. 予算(決算	事)額((1)~(4)の	(合計)	千円)	0	(672	672	67:
							と 和、社会情勢の変化な					上携わる正規耶	職員数	(人)	0	(0	0	ı
		医療機関から り見込まれな		の受取代理申請	青が可能となり、	また、平成21年10)月からは医療機関へ <i>の</i>)直接支払制度が	始ま	ったため、貸	②事務事業の)年間所要時		時間)	0	(-	0	
1.1 775	E O TIMIEN	7 76 25 40 45	• •									②×人件費単価		千円)	0	(0	-
												系る総費用(A		千円)	0	(672	67:
A -L	上口办举人上	18.2. A ACTIVATION	辛旦 (和业本。	41日~いたかく	ctable) = de vi. à 1.	2 英日 藤田 h 1	0.4. ==== \				(参考) 人作			円億時間)	4,205	4, 205		4, 205	4, 20
	F氏や議会な こなし。	とからの要望	* 息見 (担当者の	仏兄ではなく、	夫除に奇せられ	た意見・質問など	で記入)				◆県内他市	の			いる内容又は把握時金の直接支払制				
1910	- 5 0 0										○ 把握	している	→	76	- デース 巨 区 人 口	11×11×11×11×11×11×11×11×11×11×11×11×11×	2 2 12 57 6		
													7						
											● 把握	していない							

部・課・係名等 コード1

部名等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

予算科目

コード3

会計 国民健康保険事業特別会計

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小 ○ 直結度小 2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
会などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
91
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>朝</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
款
なし 明 明 m m m m m m m m m m m m m m m m m
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
100
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 人件費はほとんど掛かっていない。
なし <mark>説</mark> 明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な出産育児一時金については、法で定められている。
し、負担なし 説
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 出産育児一時金については、法で定められている。
● 平均 説
91
○ 低い

【必要性の評価】

③ 効率性

④ 公平性

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

● 適切

● 適切

● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携

10.	社会的ニーズ(この事	耳務事業にど	れくらいのニーズがあるか)	
	○ 全国的又は広域的	な課題であり)、ニーズが非常に高い	
	○ 市固有の課題であ	り、なおかつ	o市民などのニーズが非常に高い	
	○ 比較的多くの市民	などがニース	ぐを感じている	
	○ 一部の市民などに	、ニーズがお	58	
	○ 一部の市民などに	、ニーズがお	らるが、それが減少しつつある	
	○ 目的はある程度達	成されている		
	● 上記のいずれにも	該当しない		
11.	事務事業実施の緊急性	E		
	○ 緊急性が非常に高	V		
	○ 緊急に解決しなけ	れば重大な過	3失をもたらす	
	○ 市民などのニーズ	が急速に高す	こっている	
	● 緊急性は低いが、	実施しなけれ	ルば市民生活に影響が大きい	
	○ 緊急性が低く、実	施しなくても	市民サービスは低下しない	
*	評価結果の総括と今後	その方向性		
(:	(1) 評価結果の総括			
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
	② 有効性	●適切	成果向上の余地あり	

○ コスト削減の余地あり

○ 受益者負担の適正化の余地あり

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

年度

★ 課長総括評価(一次評価)	
見状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650260

【1枚目】

005090101

	事務事業名財政調整基金積立事業	部名	等	民生部		政策の柱第2章 安	心して値	建やかにくらせる	まち	会計 国民健康保	食事業特別会計	
	予算書の事業名 1.財政調整基金積立金	課名	等	市民課		政 策 名 第4節 優	やかでき	キに支えあう福祉	社会の構築	款 9. 基金積	立金	
	事業期間 開始年度 平成6年度 終了年度 当面継続 業務分類 5.ソフト事業	係名	等	医療保険係		施策名6.社会保	·障制度(の充実		項 1. 基金積	立金	
F	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者	氏名	中山 明夫		区 分国民健康保	段制度			1. 財政調	整基金積立金	
		電話	番号	0765-23-101	1	基本事業名 国民健康保	段制度 (D適切な運営				
4	▶事業概要(どのような事業か)							実績	貴		計画	
	国保特会の基金利子を積立てて、次年度以降の事業資金として利用していく。						単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
文象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者 対		•	① 国保被 创 対象 指標 ③	呆険者数		٨	10, 176	10, 211	10, 237	10, 300	10, 40
TT CALL	< 平成21年度の主な活動内容 > 国保財政調整基金の利子の積立て を * 平成22年度の変更点 特になし 。		-	① 財政調 活動 指標 ③	整基金積立:	額	千円	1, 198	678	828	100	10
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 国民健康保険制度の安定を図る。		•	① 保険給f 成果 ② 標 ③	寸費		千円	2, 911, 879	2, 937, 331	3, 199, 128	3, 300, 000	3, 400, 00
その糸男	<mark>‡</mark>			↑成果指標が現	段階で取得	できていない場合、そ	の取得方	法を記入				
	・この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財	県支出金	(千円)	0	C		0	•
*	豆成6年に国民健康保険事業の資金に充てることを目的として財政調整基金が設置されたことに伴い実施された。				源 (2)地方	i債 他(使用料・手数料等)	(千円)	0 1, 198	678	•	100	10
					訳 (4)一般		(千円)	1, 190	070		0	10
						央算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	1, 198	678	828	100	10
	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	ムなど)			①事務事業	きに携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	
高	5齢化の進展等に伴い給付費等が増加している為、国民健康保険事業の健全な運営がますます求められている。				②事務事業	後の年間所要時間	(時間)	100	100		100	10
						(②×人件費単価/千円)	(千円)	421	421		421	42
						工係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 619	1, 099		521	52
L	土足の数人もじょとの無視 卒日(相火本の利日ではも)、中欧に中山ともも卒日、原明も ロチュュ)					大件費単価 まの実体(4)20	(円@時間)	4,205	4, 205		4, 205	4, 20
	↑市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) §金残高を勘案しながら税率等の見直しをしてほしい。				●推	国	、県が作	<mark>いる内容又は把提</mark> ■成する国保実施も その基金積立金・基	t況等により把技			

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

 施策への直線 直結度大 直結度中 直結度小 	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明) 基金へ積み立てることにより、次年度以降に財政不足が生じてもそれを取り崩すことによって、必要とする医療の 説 給付を行うことが出来るようになる。 明
	当性	: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令など	によ	り市による実施が義務付けられている
		る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
○ 民間でも・	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	入	
3. 目的見直しの	余地	! (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
「七分界のお	π /π:	1
【有効性の評		】 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 成未同上の宗		成果向上の余地なし。
		WALL TO WE GO
なし	説明	
	7,	
5 連準オステレ	· 70	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
J. 座かりること		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説	
なし	明	
【効率性の評価	ffi]	
		:地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		基金残高に応じた事業費である。
	説	
なし	明	
7. 人件費の削液	域の	余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
<i>t</i> >1	説	
なし	明	
【公平性の評価]	
8. 受益者負担の		化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		保険税、自己負担も含め法で定められている。
し・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者		の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い		保険税、自己負担も含め法で定められている。
● 平均	説	
	明	
○ 低い		

○ 事務事業のやり方改善

【必要	要性の評価】										
10. 木	社会的ニーズ(この事務事業に	どれくらいのニーズがあるか)									
(○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い										
(○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い										
(比較的多くの市民などがニー	-ズを感じている									
(○ 一部の市民などに、ニーズが	ぶある									
(○ 一部の市民などに、ニーズが	ぶあるが、それが減少しつつある									
(○ 目的はある程度達成されている	いる									
(● 上記のいずれにも該当しない)									
11. 粤	事務事業実施の緊急性										
(○ 緊急性が非常に高い										
(緊急に解決しなければ重大な	ù過失をもたらす									
(○ 市民などのニーズが急速に高	fまっている									
(● 緊急性は低いが、実施しなり	tれば市民生活に影響が大きい									
(○ 緊急性が低く、実施しなくで	[も市民サービスは低下しない									
★ i	評価結果の総括と今後の方向性										
(1)	評価結果の総括										
	① 目的妥当性 ● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり									
	② 有効性 ● 適切	〇 成果向上の余地あり									
	③ 効率性 ■ 適切	○ コスト削減の余地あり									
	④ 公平性● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり									
(2)	今後の事務事業の方向性										
١.,	● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度										
	○ 終了 ○ 廃止	○ 休止									
	○ 他の事務事業と統合又は	運携									
	○ 目的見直し										

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		維持

·課長総括評価(一次評価)	
見状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23660030

【1枚目】

006010101

事 務 事	業 名 老人保	健医療事業				部 名 等	民生部	政策の柱第2章	安心して仮	建やかにくらせる。	まち	会計 老人保健医	療事業特別会計			
予算書の:	事 業 名 1. 一般	管理費(款)2. 医療諸		4. 諸支出金		課名等	市民課	政 策 名第4節 化	建やかでま	共に支えあう福祉	社会の構築	款 1. 総務費				
事業期間	開始年度昭和	050年度 終了年度	平成22年度	業務分類	5. ソフト事業	係名等	医療保険係	施策名6.社会	名 6. 社会保障制度の充実				項 1. 総務管理費			
実施 方法	1. 指定管理者	斉代行 ○ 2. アウトン	ノーシング ● 3.	負担金・補助金	全 ● 4. 市直営	記入者氏名	中山 明夫	区 分その他				1. 一般管	理費			
		<u>'</u>			Ш.	電話番号	0765-23-101	1 基本事業名 その他								
◆事業概要(どの ★ 】 医療医療給付		費適正化事業の実施によ	⊦川孝太医療の滴↑	- レ砂唐の促はた	日世士					実績	漬		計画			
		_{見廻圧化争業の失旭によ} 度が始まったため過誤調		こと健康の体付を	日 fB y 。				単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		にしているのか。※人			5 TH L - L L \		① 老人保	建医療受給者	人	6, 106	6, 106	0	0			
老人保健对家和	者(昭和8年3月1	日以前生まれの人及び	長たさり寺の障害	者で一定の余件	を満たす人)		対象。									
象							指②									
							缥 3									
<平成21年度の過誤調整のみ	の主な活動内容> 実施した 。						① 老人医	療費	千円	445, 486	400	0	0			
手							新 動 の … 取	-A 111 W.L	144	10.000	10		0			
段 *平成22年度の	の変更点						当 2 ″受	診件数	件	12, 889	16	U	U	'		
特になし。							3									
(この事務事券	業によって、対象を	:どのように変えるのか)				@ 11 W4	11. 大工匠在港		72, 959	66	0				
老人保健対象者	者の良好な健康の保	持と医療費の適正化の	保持				成	:り老人医療費	円	72, 959	00	U	U	'		
意図							甲.	診件数	件	2. 11	0. 01	0	0			
							標									
							3									
その気息を		れ、良質な医療が受け	c do 7				↑成果指標が現	段階で取得できていない場合、そ	の取得方	法を記入						
結	争未が健王に理呂さ	れ、良貝な医療が受り	51100													
果												T				
		F<頃>からどのようなき 春制度を昭和57年に老↓			らの拠出金と公費負担に	・上り老人(当	切け70歳以上及パー	財 (1)国・県支出金 (2)地ナル	(千円)	161, 390	0	916	0			
		行を目指し創設された。	() [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []		ランだ田里に召兵長担に	-0. /-0/(31	,,,, v _m ,,,_,,,	源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料等)		243, 411	2. 298	v	0			
								(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0			
								A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	404, 801	2, 298	2, 999	0			
◆開始時期以後の	事務事業を取り巻く	く環境の変化と、今後予	・想される環境変化	(法改正、規制	緩和、社会情勢の変化な	:ど)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	1	1	0			
高齢化の進展によ	り老人医療費の増高	高が著しく、平成20年度	ξから都道府県単位	iの広域連合によ	る75歳以上の高齢者を対	象にした後期	高齢者医療制度が始	②事務事業の年間所要時間	(時間)	800	640	100	0			
まづた。 (平成22	2年度までは、精算 <i>0</i>	ル尹伤が残る)						B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	3, 364	2, 691		0			
								事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	408, 165	4, 989		0			
•	A S - median street	(Institute - et en	and the state of t	t stem potenti	10.1 == 4.)			(参考) 人件費単価	(円億時間)	4, 205	4, 205		4, 205	4, 20		
◆市民や議会など特になし。	からの要望・意見	(担当者の私見ではなく	、実際に寄せられ	ルた意見・質問な	どを記入)			◆県内他市の実施状況		いる内容又は把握 る各種資料等によ						
1付になし。										る合種資料等によ *の医療費の給付ま		J .				
								○ 把握していない								

部・課・係名等 コード 1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246999

予算科目

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 2人医療制度のためには必要不可欠である 。
○ 直結度中 説明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
表人保健法(昭和57年法律第00号) ※平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
説 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
説
なし <mark>別</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
は なし 説 問
明 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
医療受診に対する給付業務であり、削減の余地はない。
また 説 iii
We will be the second of the
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
窓口業務も含めて削減の余地はない。
なし <mark>説</mark>
To relationation
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) ************************************
付足又無日は
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 医療給付に対する負担割合の差はない。
● 平均 説
○低い

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか) 全国的又は広域的な課題であり、エーズを感じている 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い 比較的多くの市民などに、ニーズがある 一部の市民などに、ニーズがある 一部の市民などに、ニーズがある 目的はある程度達成されている 上記のいずれにも該当しない 11. 事務事業実施の緊急性 緊急性が非常に高い 緊急性が非常に高い 緊急性が非常に高い 緊急性が非常に高い 緊急性が非常に高い 緊急性がが大きい 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などのニーズが急速に高まっている 下風などの二人が急速に高まっている 下風結果の総括と今後の方向性 「日的発生」 適切 」 「日的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 1 適切 」 「成果向上の余地あり ② 有効性 1 適切 」 「成果向上の余地あり ③ 効率性 1 適切 」 「成果向上の余地あり ③ 分率性 1 適切 」 「双果向上の余地あり ② 全が性 1 適切 」 「又と首負担の適正化の余地あり ② 全が性 1 適切 」 「又と首負担の適正化の余地あり ② 全が 1 手務・事業の方向性 1 手務・事業の方向性 1 手務・事業と統合又は連携 日的見直し 事務事業のやり方改善	业	要性の評価】								
 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い 比較的多くの市民などに、ニーズがある 一部の市民などに、ニーズがある 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある 目的はある程度達成されている 上記のいずれにも該当しない 11. 事務事業実施の緊急性 緊急性が非常に高い 緊急性が非常に高い 緊急性がよいはいが、実施しなければ市民生活に影響が大きい 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括 ① 目的妥当性 ② 商切 ○ 成果向上の余地あり ② 分率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ③ 公平性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ② 公平性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ② 公平性 ● 適切 ○ スア性 ● 適切 ○ 公差者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 終了 廃止 ○ 休止 ○ 体止 ○ 様子 年度 平成22年度 ● 自的見直し 	10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)								
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ● 目的はある程度達成されている ○ 上記のいずれにも該当しない 11. 事務事業実施の緊急性 ○ 緊急性が非常に高い ○ 緊急性が終しなければ重大な過失をもたらす 市 市民などのニーズが急速に高まっている ● 緊急性が低く、実施しなければ市民生活に影響が大きい ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 目的妥当性 適切 ○ 日的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ マを者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ● 終了 ● 終了 ● 終了年度 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 株止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ● 自的見直し ● 株正 平成22年度		○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ● 目的はある程度達成されている ○ 上記のいずれにも該当しない 11. 事務事業実施の緊急性 ○ 緊急性が非常に高い ○ 緊急性が非常に高い ○ 緊急性は低いが、実施しなければ重大な過失をもたらす ○ 市民などのニーズが急速に高まっている ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括 ① 目的緊止又は再設定の余地あり ② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり ② 有効性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ③ 公平性 ● 適切 ○ マスト削減の余地あり ② 公平性 ● 適切 ○ 要益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ● 銀了 ○ 廃止 ○ 休止 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 本計の適正化の余地あり ② 他の事務事業と統合又は連携 ● 日的見直し ・本計の適定とは連携 ・本計の適定とは連携		○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある 目的はある程度達成されている 上記のいずれにも該当しない 11. 事務事業実施の緊急性 緊急性が非常に高い 緊急性が非常に高い 緊急性は低いが、実施しなければ重大な過失をもたらす 市民などのニーズが急速に高まっている 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括 ① 目的廃当性 ② 有効性 ② 適切 ○ 日的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ② 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ④ 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ マスト削減の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ● 銀プ ○ 廃止 ○ 休止 ○ 休止 ○ 仲の事務事業と統合又は連携 ● 目的見直し 		○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
 ● 目的はある程度達成されている ○ 上記のいずれにも該当しない 11. 事務事業実施の緊急性 ○ 緊急性が非常に高い ○ 緊急性解決しなければ重大な過失をもたらす ○ 市民などのニーズが急速に高まっている ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括と今後の方向性 (2) 有効性 (3) 効率性 (4) 金可 (5) 公果向上の余地あり (6) 公平性 (7) 適切 (8) 公平性 (9) 適切 (1) 公果向上の余地あり (2) 今後の事務事業の方向性 (3) 効率性 (4) 公平性 (5) 適切 (6) 公果の上の余地あり (7) 会議者負担の適正化の余地あり (8) 公平性 (9) 終行 (1) 解続実施 (2) 今後の事務事業の方向性 (4) 処理のより (5) 保止 (6) 株止 (7) 原止 (7) 休止 (8) 中度 (9) 中度 平成22年度 (1) 中で成22年度 		○ 一部の市民などに、ニーズがある								
 ○ 上記のいずれにも該当しない 11. 事務事業実施の緊急性 ○ 緊急性が非常に高い ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ○ 市民などのニーズが急速に高まっている ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括 ① 目的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ② 適切 ○ 成果向上の余地あり ② 分率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ③ 公平性 ● 適切 ○ マスト削減の余地あり ② 公平性 ● 適切 ○ マスト削減の余地あり ② 公平性 ● 適切 ○ マスト削減の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ● 残了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 休止 ○ 仲の事務事業と統合又は連携 ● 目的見直し 		○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある								
11. 事務事業実施の緊急性		● 目的はある程度達成されている								
 		○ 上記のいずれにも該当しない								
 	11.	事務事業実施の緊急性								
 市民などのニーズが急速に高まっている 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括 ① 目的妥当性 ② 有効性 ③ 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ④ 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり (2) 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 → → → → → → → → → → → → → → → → → → →		○ 緊急性が非常に高い								
 		○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす								
 		○ 市民などのニーズが急速に高まっている								
 ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括 ① 目的妥当性 ② 有効性 ③ 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ④ 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり (2) 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 → → → → → → → → → → → → → → → → → → →		● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい								
(1) 評価結果の総括 ① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 →→→→→→		○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない								
(1) 評価結果の総括 ① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 →→→→→→										
 ① 目的妥当性 ● 適切 ○ 自物性 ③ 放果向上の余地あり ③ 効率性 ④ 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり (2) 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し 	*	評価結果の総括と今後の方向性								
② 有効性	(1									
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 →→→→→→ 平成22年度 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し		① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
(3 公平性		② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり								
(2) 今後の事務事業の方向性		③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり								
 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ●終了 ○廃止 ○休止 →→→→→ 平成22年度 ○他の事務事業と統合又は連携 目的見直し 		④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり								
● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 → → → → → 平成22年度 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直じ	(2	今後の事務事業の方向性								
○他の事務事業と統合又は連携○目的見直し		○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 終了 年度								
○目的見直し		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1								
		\circ								
○事務事業のやり方改善										
		○ 事務事業のやり方改善								

★改	革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予定時期	次年度 (平成23 年度)		維持
		なし	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		維持

·課長総括評価(一次評価)	
に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23660140

【1枚目】

007020101

事務事業名後期高齢者医療事業	部名等	筝	民生部		政策の柱第	2章 安/	いして健	やかにくらせる	まち	会計後期高齢者	医療事業特別会計	ł
予 算 書 の 事 業 名 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、(項) 2. 後期高齢者医療広域連合補助金	課名等		市民課					に支えあう福祉		款 2. 後期高		
									ユエの博来			
事業期間 開始年度 平成20年度 終了年度 平成24年度 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	系 名 等 医療保険係 施 策 名 6. 社会							1. 後期高齢者医療広域連合納付金			
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	名	中山 明尹	ŧ	区 分そ	の他				1. 後期高	龄者医療広域連合	a納付金
	電話番号	导	0765-23-10	11	基本事業名そ	の他						
				<u>.</u>	·				·			
◆事業概要(どのような事業か) ■ 1 ままがまれる。 (日本 オース・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	* • • •							実終	責		計画	
75歳以上の高齢者及び65歳から74歳で一定の障害がある者を対象とした医療制度。(保険者は富山県後期高齢者医療広域	連合)						単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 後期高齢者医療制度の被保険者			① 被保険	者数			Д	6, 227	6, 373	6, 500	6, 600	6, 700
対			対象。									
*			計②標									
			3									
< 平成21年度の主な活動内容> 富山県後期高齢者医療広域連合へ療養給付費負担金・健康診査費補助金等として 850,333千円支出			① 広域連	合納付金			千円	784, 570	850, 333	860, 283	870, 000	880, 000
±			活動。				1 1					
段 *平成22年度の変更点			指也									
特になし。			標 ③				ÌÌ				Ì	
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 後期高齢者医療制度の適正な運営、被保険者の健康保持、医療環境の整備を図る。			① 広域連	合納付金			千円	784, 570	850, 333	860, 283	870, 000	880, 000
TO THE PROPERTY OF THE PROPERT			成果。				1 1					
			指 ②									
			標 ③									
(##sp# h h h h h h h h			ŭ	日 印 四 一 一 一 一 一 一		нА эм	E-28 +-	%4. ≠ ≈1.1				
そ			↑成果指標が残	見段階で取得る	できていない。	易合、その)取侍力	伝を記人				
結												
*			<u> </u>	(-)	III		(~ m)	_1	_	-1	_1	
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代	と高齢者で	<u>+</u> عر	に支え合う制度	財 (2)地方	県支出金		(千円) (千円)	0	7, 350		0	0
として平成20年4月1日から始まった。		_ 0	・・へんロブ門及	105	恒 他(使用料・手		(千円)	786, 570	852, 238	•	870, 000	880, 000
				訳 (4)一般		3A-11-14-7	(千円)	0	(0 0	0	0
					:算)額((1)~(4)	の合計)	(千円)	786, 570	859, 588	860, 283	870, 000	880, 000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)			①事務事業	に携わる正規	職員数	(人)	4	(3	3	3
制度に対する様々な問題点(保険料負担の問題・年齢区分の問題等)が指摘され、見直しを余儀なくされている。					の年間所要時		(時間)	2, 360	1, 960		1, 960	1, 960
					(②×人件費単位		(千円)	9, 924	8, 242		8, 242	8, 242
				事務事業に (参考) 人	係る総費用((千円)	796, 494 4, 205	867, 830 4, 205		878, 242 4, 205	888, 242 4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					付貨単価 おの実施状況		(円億時間)	4,205 いる内容又は把握			4, 205	4, 205
▼						富山	」県後期	高齢者医療広域通	直合で作成する:	各種資料等により把	型握している。	
				● 把:	握している	→ (2	市町村	の療養給付費負担	金、事務費負	担金等)		
				〇 把:	握していない							
						1 1						

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246999

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
直結度大 高齢者への適正な医療の提供のためには必要な事業である。
○ 直結度中 説
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<u>根拠法令等を記入</u> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
Level (I. o. 37 (r.)
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
成未申上切赤地なし。
ac l iii iii iii ii ii ii ii ii ii ii ii i
91
- 建排上。 人上以起目15字上 7 7 8 14 0 2 2 14 0 7 4 7 8 4 7 1 1 2 2 4 目 1 2 2 4 目 1 2 2 4 1 1
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし <mark>説</mark> 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
富山県後期高齢者医療広域連合が保険者として実施しているものであり、削減の余地はない。
acc in in in in in in in in in in in in in
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
保険者は富山県後期高齢者医療広域連合であるが、各種申請の受付・届出業務等を行っているため、削減の余地はな
い。 説
なし <mark>明</mark>
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者なとしている。
じ・負担なじ _説
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 富山県後期高齢者医療広域連合が保険者として実施している。
D 平均 説
明
○ 低い

【必要性の評価】

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

【必安性の計画】								
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)								
● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
○ 一部の市民などに、ニーズがある								
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある								
○ 目的はある程度達成されている								
○ 上記のいずれにも該当しない								
11. 事務事業実施の緊急性								
● 緊急性が非常に高い								
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす								
○ 市民などのニーズが急速に高まっている								
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい								
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない								
★ 評価結果の総括と今後の方向性								
(1) 評価結果の総括								
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり								
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり								
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり								
(2) 今後の事務事業の方向性								
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 終了 年度								
● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 →→→→→ 平成24年度								
○ 他の事務事業と統合又は連携								

★改善	革・改善案((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予定時	次年度 (平成23 年度)		增加
		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
去に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要